

第505回
三戸町議会定例会会議録

令和4年9月2日 開会

令和4年9月9日 閉会

三戸町議会

目 次

会期日程表	1
上程議案及び議決結果	2
第1日目 令和4年9月2日(金)	4
議事日程	
本日の会議に付した事件	
出席議員	
欠席議員	
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	
職務のために出席した事務局職員	
○日程第1 会議録署名議員の指名	6
○日程第2 会期の決定	6
○日程第3 諸般の報告	7
町長の報告	
・報告第6号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	
議長の報告	
第5日目 令和4年9月6日(火)	9
議事日程	
本日の会議に付した事件	
出席議員	
欠席議員	
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	
職務のために出席した事務局職員	
○日程第1 議案一括上程・提案理由の説明	11
○日程第2 一般質問	16
久慈 聡議員	16
1. 今後の三戸町のかじ取りについて	
千葉 有子議員	36
1. 新型コロナウイルス感染症関連対応について	
2. 成人年齢引き下げへの対応について	
3. お試し暮らし住宅の活用と移住定住事業について	
4. サンノワ事業停止後の対応について	
栗谷川柳子議員	50
1. 災害に強い町づくりについて	
2. 事業停止中のサンノワの状況について	
小笠原君男議員	63
1. 「地域校」としての三戸高校への支援と生徒確保対策について	
第6日目 令和4年9月7日(水)	75
議事日程	
本日の会議に付した事件	

出席議員

欠席議員

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

職務のために出席した事務局職員

○日程第1 一般質問

柳 隼 圭太議員 ————— 77

1. 三戸地域における福祉サービスについて

藤原 文雄議員 ————— 84

1. 町の歴史文化財の整備状況について

竹原 義人議員 ————— 92

1. 町の議会（議員）軽視と思われる対応について

○日程第2 報告第7号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて（令和4年度三戸町一般会計補正予算（第5号）） —104

○日程第3 報告第8号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて（令和4年度三戸町一般会計補正予算（第6号）） —106

○日程第4 議案第50号 三戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案 ————— 107

○日程第5 議案第51号 財産取得について ————— 108

○日程第6 議案第52号 三戸町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて ————— 111

○日程第7 議案第53号 三戸町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて ————— 112

○日程第8 議案第54号 令和4年度三戸町一般会計補正予算（第7号） ————— 112

○日程第9 議案第55号 令和4年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計補正予算（第1号） ————— 120

○日程第10 議案第56号 令和3年度三戸町一般会計歳入歳出決算認定について ————— 121

○日程第11 議案第57号 令和3年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計歳入歳出決算認定について ————— 121

○日程第12 議案第58号 令和3年度三戸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について ————— 121

○日程第13 議案第59号 令和3年度三戸町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について ————— 121

○日程第14 議案第60号 令和3年度三戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について ————— 121

○日程第15 議案第61号 令和3年度三戸町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について ————— 121

○日程第16 議案第62号 令和3年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について ————— 121

○日程第17 議案第63号 令和3年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計歳入歳出決算認定について ————— 121

○日程第18 決算特別委員会設置（令和3年度決算認定8件委付託） ————— 122

第7日目 令和4年9月8日（木） —————

○決算特別委員

1. 議案第56号から議案第63号まで一括上程
2. 令和3年度三戸町一般会計歳入歳出決算認定について
(歳入1款から21款、歳出1款から9款まで)

※会議録は別冊参照

第8日目 令和4年9月9日(木) 123

○決算特別委員

1. 令和3年度三戸町一般会計歳入歳出決算審査(議案第56号)
(歳出10款教育費から13款予備費まで款ごとに審査)
2. 令和3年度三戸町特別会計決算審査(議案第57号～第63号)
(各特別会計ごとに歳入、歳出一括審査)
令和3年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計歳入歳出決算
令和3年度三戸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
令和3年度三戸町下水道事業特別会計歳入歳出決算
令和3年度三戸町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算
令和3年度三戸町介護保険特別会計歳入歳出決算
令和3年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算
令和3年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計決算
3. 議案第56号 令和3年度三戸町一般会計歳入歳出決算認定について(採決)
4. 議案第57号 令和3年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計歳入歳出決算認定について(採決)
5. 議案第58号 令和3年度三戸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について(採決)
6. 議案第59号 令和3年度三戸町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について(採決)
7. 議案第60号 令和3年度三戸町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算認定について(採決)
8. 議案第61号 令和3年度三戸町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について(採決)
9. 議案第62号 令和3年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について(採決)
10. 議案第63号 令和3年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計歳入歳出決算認定について(採決)

※会議録は別冊参照

○本会議 125

議事日程

追加議事日程

本日の会議に付した事件

出席議員

欠席議員

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

職務のために出席した事務局職員

○日程第1 決算特別委員会委員長報告・採決 125

○日程第2 常任委員会の閉会中における所管事務調査、請願・陳情審査の結果の報

告について	125
○日程第3 常任委員会の閉会中における所管事務調査について	126
○日程第4 諸般の報告	126
・議長の報告	
○追加日程1 町長提案理由の説明	127
○追加日程2 議案第64号 三戸町監査委員の選任につき同意を求めることについて	128
○追加日程3 議案第65号 令和4年度三戸町一般会計補正予算（第8号）	129
閉 会	130
署 名	131

会 期 日 程 表

会 期 令和3年9月2日～令和3年9月9日（8日間）

日程	月 日	会議の種類	開議時間	内 容
第1日	9月2日(金)	本 会 議	午前10時	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 諸般の報告
第2日	9月3日(土)	休 会		休日のため
第3日	9月4日(日)	休 会		休日のため
第4日	9月5日(月)	休 会		議案熟考
第5日	9月6日(火)	本 会 議	午前10時	一般質問 議案一括上程 提案理由の説明
第6日	9月7日(水)	本 会 議	午前10時	議案審議・採決 決算特別委員会設置・付託
第7日	9月8日(木)	決算特別委員会	午前10時	決算審査
第8日	9月9日(金)	決算特別委員会 本 会 議	午前10時 委員会閉会后	決算審査 決算特別委員長報告・採決 各常任委員長報告 閉会中常任委員会所管事務調査、請願陳情審査結果報告 諸般の報告 閉会

上程議案及び議決結果

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
報告第6号	健全化判断比率及び資金不足比率の報告について		R4.9.2 町長報告
報告第7号	専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて（令和4年度三戸町一般会計補正予算（第5号））	R4.9.7	原案承認
報告第8号	専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて（令和4年度三戸町一般会計補正予算（第6号））	R4.9.7	原案承認
議案第50号	三戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案	R4.9.7	原案可決
議案第51号	財産取得について	R4.9.7	原案可決
議案第52号	三戸町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて	R4.9.7	原案同意
議案第53号	三戸町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて	R4.9.7	原案同意
議案第54号	令和4年度三戸町一般会計補正予算（第7号）	R4.9.7	原案可決
議案第55号	令和4年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計補正予算（第1号）	R4.9.7	原案可決
議案第56号	令和3年度三戸町一般会計歳入歳出決算認定について	R4.9.9	原案認定
議案第57号	令和3年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計歳入歳出決算認定について	R4.9.9	原案認定
議案第58号	令和3年度三戸町営簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	R4.9.9	原案認定
議案第59号	令和3年度三戸町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	R4.9.9	原案認定

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第60号	令和3年度三戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	R4.9.9	原案認定
議案第61号	令和3年度三戸町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	R4.9.9	原案認定
議案第62号	令和3年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について	R4.9.9	原案認定
議案第63号	令和3年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計歳入歳出決算認定について	R4.9.9	原案認定
議案第64号	三戸町監査委員の選任につき同意を求めることについて	R4.9.9	原案可決
議案第65号	令和4年度三戸町一般会計補正予算(第8号)	R4.9.9	原案可決

第1日目 令和4年9月2日（金）

○議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 諸般の報告
 - 1. 町長の報告 報告第6号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
 - 2. 議長の報告
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○応招議員（14人）

○出席議員（14人）

- 1番 柳 雫 圭 太 君
 - 2番 小笠原 君 男 君
 - 3番 和 田 誠 君
 - 4番 越 後 貞 男 君
 - 5番 乗 上 健 夫 君
 - 6番 山 田 将 之 君
 - 7番 栗谷川 柳 子 君
 - 8番 藤 原 文 雄 君
 - 9番 番 屋 博 光 君
 - 10番 千 葉 有 子 君
 - 11番 久 慈 聡 君
 - 12番 澤 田 道 憲 君
 - 13番 佐々木 和 志 君
 - 14番 竹 原 義 人 君
-

○欠席議員（0人）

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

○町長部局

委任説明員	副 町 長	馬 場 浩 治 君
	参事（税務課長事務取扱）	遠 山 潤 造 君
	参事（住民福祉課長事務取扱）	馬 場 均 君
	参事（総務課長事務取扱）	武 士 沢 忠 正 君
	参事（三戸中央病院事務長事務取扱）	沼 澤 修 二 君
	健康推進課長	太 田 明 雄 君
	会計管理者（会計課長）	井 畑 淳 一 君
	農 林 課 長	極 檀 浩 君
	建 設 課 長	齋 藤 優 君

まちづくり推進課長	中 村 正 君
総務課財政指導監	下 村 太 平 君
三戸中央病院事務次長	松 崎 達 雄 君
総務課防災危機管理室長	多 賀 昭 宏 君
まちづくり推進課やわらかさんのへ交流室長	北 村 哲 也 君

○農業委員会事務局

説 明 員 会 長	梅 田 晃 君
委任説明員 事 務 局 長	極 檀 浩 君

○教育委員会事務局

説 明 員 教 育 長	慶 長 隆 光 君
委任説明員 事 務 局 長	櫻 井 学 君
史跡対策室長	奥 山 昇 吾 君

○職務のために出席した事務局職員

参事（議会事務局長事務取扱）	貝 守 世 光 君
主 幹	櫻 井 優 子 君

午前10時00分 開会・開議

○議長（竹原 義人君）

ただいまから第505回三戸町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

ここで議事に入る前に、議会運営委員会の経過と結果について、議会運営委員会委員長の報告があります。

8番、議会運営委員会委員長、藤原文雄君。

○議会運営委員長（藤原 文雄君）

議会運営委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。

第505回三戸町議会定例会の議事日程を審議するため、8月25日、午前10時、委員会を招集。馬場副町長の出席を求め、審議の結果、次のとおり決定いたしました。

9月2日、午前10時、本会議、開会、開議。会議録署名議員の指名を行い、会期を9月2日から9月9日までの8日間と定め、諸般の報告を行い、散会。

9月3日並びに4日は休日のため休会。

9月5日は議案熟考のため休会。

9月6日、本会議、午前10時開議。議案を一括上程し、町長の提案理由の説明を求め、一般質問を行い、散会。

9月7日、午前10時開議。一般質問を継続し、報告第7号及び報告第8号、議案第50号から議案第55号までの審議、採決を行い、次に議案第56号から議案第63号までの決算認定8件を審査するため、決算特別委員会を設置。これに一括付託し、散会。

9月8日、午前10時、決算特別委員会を開会、開議。令和3年度一般会計決算歳入1款から歳入21款までと歳出1款から歳出9款までを審査し、散会。

9月9日、午前10時、決算特別委員会を開議。一般会計決算歳出10款から歳出13款までを審査し、次に令和3年度特別会計決算認定7件を審査、最後に決算認定8件についてそれぞれ採決し、委員会を閉会。

同日、午後4時、本会議を開議。議案第56号から議案第63号までの決算認定8件の審査の結果について決算特別委員会委員長に報告を求め、採決を行います。次に、各常任委員長から所管事務調査の報告、閉会中における所管事務調査の申出並びに諸般の報告を行い、午後5時閉会予定と決定しました。

以上で報告を終わります。

令和4年9月2日 三戸町議会運営委員会委員長 藤原文雄。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（竹原 義人君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において11番、久慈聡君、12番、澤田道憲君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（竹原 義人君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月9日までの8日間にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。会期は、本日から9月9日までの8日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告

1. 町長の報告

○議長（竹原 義人君）

日程第3、諸般の報告を行います。

副町長から報告第6号について報告があります。

副町長。

○副町長（馬場 浩治君）

松尾町長がコロナ感染のため療養中でありますので、本日は欠席させていただきます。したがって、私から報告を申し上げます。

報告第6号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について申し上げます。本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものであります。

実質赤字比率、連結実質赤字比率については、前年度と同様に赤字は生じておりません。

実質公債費比率は、10.8%となり、前年度と比較して0.7%の減となっております。

将来負担比率は、24.6%となり、前年度と比較して32.4%の減となっております。

資金不足比率は、三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計において1.4%となり、前年度と比較して4.6%の減となっております。

以上が、健全化判断比率及び資金不足比率の概要であります。

以上で報告第6号を終わります。

2. 議長の報告

○議長（竹原 義人君）

次に、議長の報告を行います。

監査委員から、令和4年6月から8月に実施した例月出納検査結果、財政援助団体監査結果及び随時監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたからご了承ください。

次に、地方自治法第121条の規定により、本定例会に説明員として出席要求を行い、出席通知のありました者の職、指名を一覧表としてお手元に配付しておきましたからご了承ください。

次に、町長から議案の提出がありましたので報告します。議案は事前に配付してあります。

散 会

○議長（竹原 義人君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前10時10分 散会

第5日目 令和4年9月6日(火)

○議事日程

第1 町長提案理由の説明

第2 一般質問

- | | |
|---------|---------------------------------|
| 久慈 聡議員 | 1. 今後の三戸町のかじ取りについて |
| 千葉 有子議員 | 1. 新型コロナウイルス感染症関連対応について |
| | 2. 成人年齢引き下げへの対応について |
| | 3. お試し暮らし住宅の活用と移住定住事業について |
| | 4. サンノワ事業停止後の対応について |
| 栗谷川柳子議員 | 1. 災害に強い町づくりについて |
| | 2. 事業停止中のサンノワの状況について |
| 小笠原君男議員 | 1. 「地域校」としての三戸高校への支援と生徒確保対策について |
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(14人)

- | | |
|-----|-----------|
| 1番 | 柳 雫 圭 太 君 |
| 2番 | 小笠原 君 男 君 |
| 3番 | 和 田 誠 君 |
| 4番 | 越 後 貞 男 君 |
| 5番 | 乗 上 健 夫 君 |
| 6番 | 山 田 将 之 君 |
| 7番 | 栗谷川 柳 子 君 |
| 8番 | 藤 原 文 雄 君 |
| 9番 | 番 屋 博 光 君 |
| 10番 | 千 葉 有 子 君 |
| 11番 | 久 慈 聡 君 |
| 12番 | 澤 田 道 憲 君 |
| 13番 | 佐々木 和 志 君 |
| 14番 | 竹 原 義 人 君 |
-

○欠席議員(0人)

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

○町長部局

- | | | |
|-------|-------------------|-------------|
| 説明員 | 三 戸 町 長 | 松 尾 和 彦 君 |
| 委任説明員 | 副 町 長 | 馬 場 浩 治 君 |
| | 参事(税務課長事務取扱) | 遠 山 潤 造 君 |
| | 参事(住民福祉課長事務取扱) | 馬 場 均 君 |
| | 参事(総務課長事務取扱) | 武 士 沢 忠 正 君 |
| | 参事(三戸中央病院事務長事務取扱) | 沼 澤 修 二 君 |

健康推進課長	太田明雄君
会計管理者（会計課長）	井畑淳一君
農林課長	極檀浩君
建設課長	齋藤優君
まちづくり推進課長	中村正君
総務課財政指導監	下村太平君
三戸中央病院事務次長	松崎達雄君
総務課防災危機管理室長	多賀昭宏君
まちづくり推進課やわらかさんのへ交流室長	北村哲也君

○農業委員会事務局

説明員会長	梅田晃君
委任説明員事務局長	極檀浩君

○教育委員会事務局

説明員教育長	慶長隆光君
委任説明員事務局長	櫻井学君
史跡対策室長	奥山昇吾君

○職務のために出席した事務局職員

参事（議会事務局長事務取扱）	貝守世光君
主幹	櫻井優子君

午前10時00分 開議

○議長（竹原 義人君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第1 町長提案理由の説明

○議長（竹原 義人君）

日程第1、報告第7号及び報告第8号、議案第50号から議案第63号までを一括上程いたします。

上程しました各議案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松尾 和彦君）

まず、提案理由についてご説明申し上げます前に、私が新型コロナウイルス感染症に罹患したことにより、本定例会の日程をやむなく変更させていただくこととなりました。議員の皆様にご迷惑をおかけすることとなりましたこと、また各方面にご心配とご不便をおかけしましたことについて、深くおわびを申し上げますとともに、ご協力に感謝申し上げます。

さて、去る7月20日の大雨による道路、農地の被害に続き、8月1日、3日と大雨が相次ぎ、特に8月3日には大雨、土砂災害、洪水の各警報が発令されたことから、町では警戒本部を設置するとともに、関根川原地区、橋の下地区、落合地区、久慈町浦地区に避難指示を発令し、アップルドーム、ジョイワークの2か所に避難場を開設し、一時23世帯32人の方が避難をされました。

また、農地などの被害に遭われた町民の皆様にお見舞いを申し上げますとともに、夜遅くまで地域の水防や排水の処理などの任務に当たられました消防団員の方々のご協力に対しまして、感謝を申し上げる次第であります。

町といたしましても、今後大雨により被害を受けた道路や農地などの災害復旧に早急に取り組み、一日でも早い現状復旧に取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

これから台風の季節を迎えるに当たり、万が一の災害に備え、常に緊張感を持ち、避難所運営等についても感染症予防を含め、万全の体制で対応してまいりますので、引き続き、町民の皆様のご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

それでは、次より、今回提案いたします案件について、その概要を順次ご説明申し上げます。

初めに、報告第7号 令和4年度三戸町一般会計補正予算（第5号）について申し上げます。

本件は、令和4年度三戸町一般会計既決予算額67億7,943万7,000円に、歳入歳出それぞれ1,050万円を追加し、予算総額を67億8,993万7,000円にしたものであります。

補正の内容といたしましては、令和4年7月20日の大雨により被災した、公共土木施設の災害復旧費を追加補正したものであります。

本補正につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年7月25日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるも

のであります。

次に、報告第8号 令和4年度三戸町一般会計補正予算（第6号）について申し上げます。

本件は、令和4年度三戸町一般会計既決予算額67億8,993万7,000円に、歳入歳出それぞれ3,470万円を追加し、予算総額を68億2,463万7,000円にしたものであります。

補正の内容といたしましては、令和4年8月1日及び3日の大雨により被災した、公共土木施設の災害復旧費を追加補正したものであります。

本補正につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年8月1日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

次に、議案第50号 三戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、妊娠・出産・育児等と仕事の両立を支援する目的から、「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部が改正され、育児休業の取得回数制限の緩和等の措置が講じられることとなったことから、町職員の育児休業制度について所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第51号 財産取得について申し上げます。本案は、当町における消防体制の充実強化を図るため、三戸町消防団第18分団に配備する消防ポンプ自動車1台を購入しようとするものであります。

去る7月28日に指名競争入札を執行した結果、三栄防火機材株式会社が落札いたしましたので、購入価格2,746万5,374円により、物品売買契約を締結することとするため、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第52号 三戸町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、ご説明を申し上げます。

本案は、10月31日をもって教育長の任期が満了となる慶長隆光氏を、再度教育長として任命いたしたく提案するものであります。

慶長氏は、人格高潔、識見ともに優れ、令和3年4月の教育長就任以来、教育行政全般において大きな力を発揮してこられたところであり、当町が目指す小中一貫教育を今後一層推進していくための最適任者であると存じますので、何とぞ、全会一致にて、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第53号 三戸町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて申し上げます。

本案は、9月30日をもって任期満了となる山崎貴行氏の後任に、工藤教雄氏を新たに教育委員に任命いたしたく提案するものであります。

工藤氏であります、人格高潔、識見に優れ、教育委員として適任者であると存じますので、何とぞ、全会一致にて、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第54号 令和4年度三戸町一般会計補正予算（第7号）について申し上げます。

本案は、令和4年度三戸町一般会計既決予算額68億2,463万7,000円に、歳入歳出それぞれ8,936万2,000円を追加し、予算総額を69億1,399万9,000円にしようとするものであります。

歳入の主なる内容といたしましては、国庫支出金2,866万7,000円、県支出金3,826万7,000円、繰越金6,055万8,000円を増額補正しようとするものであります。

歳出の主なる内容といたしましては、マイナンバーカード普及促進事業等総務

費2,191万1,000円、子育て世帯臨時特別給付金事業等民生費5,817万2,000円、観光施設改修事業費等商工費459万9,000円を増額補正しようとするものであります。

次に、議案第55号 令和4年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、令和4年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計の資本的収入及び支出既決予算額に、収入支出それぞれ5,280万円を追加し、収入総額を2億3,786万7,000円に、支出総額を3億2,117万円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、青森県へき地医療拠点病院設備整備事業費補助金の活用により整備する、エックス線透視診断装置等の器械備品購入費を追加しようとするものであります。

次に、議案第56号 令和3年度三戸町一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

令和3年度の一般会計決算は、歳入総額74億3,333万7,000円、歳出総額71億3,173万3,000円で決算がなされ、歳入歳出差引額は3億160万4,000円となっております。

この歳入歳出差引額から、翌年度へ繰り越すべき財源である繰越明許費繰越額4,004万6,000円を差し引いた、2億6,155万8,000円が実質収支額となります。

なお、地方自治法の規定により、1億3,100万円を財政調整基金に積み立てし、1億3,055万8,000円を翌年度へ繰り越しております。

決算額を前年度と比較いたしますと、歳入においては7.5%、金額で6億361万1,000円の減であり、歳出においては8.0%、金額で6億2,265万7,000円の減となっております。

歳入のうち、地方交付税は、全体の46.0%に当たる34億2,298万7,000円で、10.0%の増となっております。

また、町税は、全体の11.8%に当たる8億8,091万4,000円で、1.2%の減となっております。

次に、歳出であります。義務的経費である人件費、扶助費、公債費の総額は、全体の38.8%に当たる27億6,381万5,000円であり、前年度と比較いたしますと8.1%の増となっております。

投資的経費である普通建設事業費、災害復旧事業費の総額は、全体の8.9%に当たる6億3,207万7,000円であり、前年度と比較いたしますと、56.5%の増となっております。

その他、物件費、各種団体への補助金、繰出金などの総額は、全体の52.3%に当たる37億3,584万1,000円であり、前年度と比較いたしますと、22.1%の減となっております。

以上が一般会計決算の概要であります。

次に、議案第57号 令和3年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本特別会計は、学校給食法に基づき、町内小中学校の児童生徒557名、関係職員86名に対し、延べ11万9,876食の完全給食を実施したものであり、1食当たりの給食費は、小学生が280円、中学生及び関係職員が300円となっております。

令和3年度の決算は、歳入総額3,507万6,000円、歳出総額3,485万4,000円、歳入歳出差引額は22万2,000円となっております。

歳入の主なる内容であります。給食材料費に充てるための保護者及び関係職員負担金3,462万9,000円であり、歳出の主なる内容は、給食材料費3,485万4,000円となっております。

次に、議案第58号 令和3年度三戸町営簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本特別会計は、杉沢、蛇沼、大舌、貝守、袴田、横沢及び沼ノ久保地区の384戸への簡易水道給水事業を行うものであります。

令和3年度の決算は、歳入総額5,373万9,000円、歳出総額5,094万円、歳入歳出差引額は279万9,000円となっております。

歳入の主なる内容であります。水道使用料1,386万1,000円、一般会計繰入金2,196万円、簡易水道費債1,550万円となっております。

歳出の主なる内容であります。簡易水道管理費1,050万円、簡易水道建設費1,550万円となっております。

次に、議案第59号 令和3年度三戸町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本特別会計は、下水道整備により、町民の生活環境の改善を図るとともに、公共水域の水質汚濁を防止し、豊かな自然環境の保全を行うものであります。

令和3年度の決算は、歳入総額2億1,783万7,000円、歳出総額2億543万円、歳入歳出差引額は1,240万7,000円となっております。

歳入の主なる内容であります。使用料等2,570万6,000円、一般会計繰入金等1億3,013万8,000円、町債5,230万円となっております。

歳出の主なる内容であります。施設管理費4,315万7,000円、公債費1億5,030万9,000円となっております。

なお、令和3年度末の加入世帯数は536世帯、加入率は47.81%となっております。

次に、議案第60号 令和3年度三戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本特別会計は、後期高齢者医療制度において、当町が行う事務を適正かつ円滑に実施するとともに、75歳以上の高齢者及び一定の障害があると認定された65歳以上の皆様が、安心して医療サービスを受けることができるよう設置したものであります。

令和3年度の決算は、歳入総額1億4,279万8,000円、歳出総額1億4,136万2,000円で、歳入歳出差引額は143万6,000円となっております。

歳入の主なる内容であります。保険料が9,397万2,000円で、歳入全体の65.8%、保険基盤安定繰入金及び広域連合共通経費等繰入金が4,727万2,000円となっており、33.1%を占めております。

歳出の主なる内容であります。後期高齢者医療保険料負担金、保険基盤安定負担金及び広域連合共通経費負担金の合計が1億4,091万3,000円で、歳出全体の99.7%を占めております。

本制度は、青森県後期高齢者医療広域連合が主体となり運営を行っているところであり、町といたしましては、引き続き、窓口業務や保険料徴収などに関しまして、適正かつ円滑に実施してまいります。

次に、議案第61号 令和3年度三戸町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本特別会計は、当町が行う介護保険事業について、介護保険法第3条の規定に基づき設置したものであります。

第8期介護保険事業計画の初年度である令和3年度の決算は、歳入総額17億8,801万1,000円、歳出総額17億1,386万6,000円で、歳入歳出差引額は7,414万5,000円となっております。

このうち、介護保険給付費準備基金条例の規定により、1,508万7,000円を同給付費

準備基金へ積み立てし、5,905万8,000円を翌年度へ繰り越しております。

歳入の主なる内容であります。国庫支出金、県支出金及び支払基金交付金の総額が11億6,075万1,000円で、歳入全体の64.9%、一般会計からの繰入金が2億6,571万9,000円で、14.9%を占めております。

このほか、第1号被保険者保険料は3億1,715万8,000円であり、歳入全体の17.7%を占めており、その徴収率は98.3%となっております。

歳出の主なる内容であります。各種介護サービスに係る保険給付費は15億9,067万7,000円となっており、歳出全体の92.8%を占め、前年度と比較しますと1,286万1,000円の減となっております。

介護保険事業の運営に当たりましては、今後におきましても、制度の公平性の確保の観点から保険料の徴収に努めてまいりますとともに、第8期介護保険事業計画に基づき、引き続き、適正かつ持続可能な事業運営に努めてまいります。

次に、議案第62号 令和3年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計は、被保険者の疾病、負傷、出産、死亡に関する保険給付及び生活習慣病予防に向けた健康づくりを行う事業であります。

令和3年度の決算は、歳入総額13億5,277万6,000円、歳出総額13億2,052万4,000円で、歳入歳出差引額は3,225万2,000円となっております。

このうち、国保財政調整基金条例の規定により、1,336万8,000円を同財政調整基金へ積み立てし、1,888万4,000円を翌年度へ繰り越しております。

歳入の主なる内容であります。国保税が2億6,983万1,000円で、歳入全体の19.9%、県支出金が9億3,467万7,000円で、69.1%を占めております。

歳出の主なる内容であります。保険給付費が8億9,015万8,000円で、歳出全体の67.4%、国民健康保険事業費納付金が3億5,482万8,000円で26.9%を占めております。

国保税の現年度及び過年度分を合わせた徴収率は、88.4%となっており、前年度と比較して1.7ポイント上回っております。

国保税の納税につきましては、国保事業推進のためにも、町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

次に、議案第63号 令和3年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、町民の健康保持に必要な医療を提供するとともに、保健衛生の向上に資するため設置する、三戸中央病院の運営及び管理に関する会計であります。

本会計の経理に当たっては、地方公営企業法の規定により、収益的収支と資本的収支に区分し、処理しております。

収益的収支における収入総額は18億2,603万5,000円、支出総額は17億4,141万9,000円で、差引き8,461万6,000円の純利益となっております。

収入の主なるものは医業収益であり、合計は12億8,960万円で、収入全体の70.6%となっております。

医業収益のうち、入院・外来収益は、患者数の増加等により、前年度と比較し、5,774万9,000円の増となっております。

また、支出の主なるものは医業費用であり、合計は16億4,931万円で、支出全体の94.7%となっております。

医業費用は、給与費等の増加により、前年度と比較し、729万7,000円の増となっております。

次に、資本的収支であります。収入総額は2億4,051万1,000円、支出総額は3億2,016万8,000円で、差引き7,965万7,000円の不足額となっております。

収入の主なるものは、他会計負担金1億9,935万2,000円、補助金4,015万9,000円となっております。

また、支出の主なるものは、建設改良費9,076万円、企業債償還金2億2,900万9,000円となっております。

病院経営を取り巻く環境は依然として厳しい状況にありますが、今後も地域医療の維持・強化のため、医療従事者の確保に努めるとともに、効率的な病院経営により、地域の皆様に信頼され、選ばれる病院となるよう努力してまいります。

以上、案件についてご説明を申し上げましたが、議員の皆様におかれましては、十分ご審議の上、原案どおり御議決を賜りますようお願いを申し上げまして、私の提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（竹原 義人君）

傍聴人に申し上げます。傍聴席では、正当な理由がない場合、帽子等を着用しないこととされておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

日程第2 一般質問

<11番 久慈 聡議員>

1. 今後の三戸町のかじ取りについて

○議長（竹原 義人君）

日程第2、一般質問を行います。順次に質問を許します。

11番、久慈聡君。

○11番（久慈 聡君）

それでは一般質問をさせていただきたいと思っております。

本年7月から約2か月間にわたって、八戸市の美術館において「まるごと馬場のぼる展」が開催されました。来館者2万人を超えたということで、本当に馬場のぼる先生のすばらしさを再認識できたと、そういう2か月だったと思っております。私的には、特に三戸町の皆さんには足を運んでいただきたいなというふうに思っておりました。まずは、今回開催に先立ちまして関わりました関係者の方々に対して、感謝の意を表したいと思っております。これによって、三戸町という知名度も上がったのではないかなというふうに考えております。

さて、それ比べて私たち三戸町はどうなのかなというところで、質問させていただきたいと思っております。町長と教育長にお聞きしたいと思っております。今後の三戸町のかじ取りについてであります。1点4項目について質問いたしますので、執行者側の皆様については、誠実かつ明瞭な答弁をよろしくお願いいたします。

これまで三戸町は、11ぴきのねこ作者の馬場のぼる氏、鏡里喜代治氏、松尾官平氏など、著名人を輩出しております。三戸町は、地形を生かした農業や、南部氏が居城とした三戸城跡など、多くの観光資源があります。しかしながら、近年のSNSの流行による情報の波に押し流されて、三戸町が埋没しているとも捉えかねない状況とな

っております。このような状況の中、町長は町の今後のかじ取りをどのようにお考えか伺いたいと思います。

1つ目、地方創生交付金の活用によって、地域産品ブランド化目指し設立した地域商社であるSANNOWAは、本年7月末をもって営業停止をいたしました。町は、今後様々な意見を聞き、方向性を探るということでしたが、地域商社に限らず、町のネームバリュー、知名度を大きく広げていく施策や考えについて。

2つ目、令和4年3月15日に国指定史跡となった三戸城跡について、指定の取組の状況及び今後の取組について、現状どようになっていくのか。また、現在までの観光面からのアプローチ、効果をどのように捉え、今後どのように考えているのか。

3つ目、これまで取組を進めてきた11ぴきのねこの町について、町長の考える施策の到達点と今後の課題について。

4つ目、町と関係する機関である三戸町商工会及び三戸町観光協会との連携による新たな商業振興、観光振興策について。また、町の将来を担う新たな産業、地域産品の開発についてお伺いいたします。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、久慈議員の質問にご答弁申し上げます。

初めに、戦国時代、広大な版図を誇った三戸南部家の本城であった三戸城跡が、令和4年3月15日に国史跡の指定を受けました。三戸城跡の国史跡指定に至るまでには、議員の皆様をはじめ、町民の皆様から多大なるご支援、ご協力を賜りましたことに對し、この場をお借りし、改めて深く感謝を申し上げます。

それでは、1点目の町のネームバリューを大きく広げる施策や考えについてでございますが、議員からもご紹介がありましたが、このたび八戸市美術館において7月2日から8月29日まで、「まるごと馬場のぼる展」が開催され、2万1,000人を超える多くの方にご来場いただきました。町では、その期間中タイアップ企画として、八戸市美術館発着による馬場のぼるゆかりの地を巡るバスツアーを実施いたしました。全4回の参加者数は92名と、大変好評をいただきました。今回のツアー参加者へのアンケートによりますと、約6割がSNSをきっかけにツアーに参加されていたことから、「11ぴきのねこ」に関するイベント等の周知方法としては、SNSを活用した情報発信が有効だと改めて感じたところでございます。

このように、11ぴきのねこは全国にファンがおりますし、国史跡指定を受けた三戸城跡につきましても、お城ファンや城マニアの方々が全国におりますので、SNSを有効に活用しながら情報発信し、町の宝であるこれら2つの地域資源を核として、今後も取組を進めていく考えであります。

次に、2点目の国史跡指定となった三戸城跡の観光面からのアプローチと効果についてでございますが、今年さんのへ春まつり期間中において、国道4号から町内に入る沿道及び城山公園入り口付近へ約140本の「国史跡三戸城跡」ののぼりを設置し、三戸城跡へ誘導を図るとともに、史跡指定を受けたことの周知を行っております。また、町内外に国史跡三戸城跡を広くPRするため、さんのへ春まつり期間中の4月30日に国史跡指定記念イベントを開催し、流鏑馬体験や甲冑試着体験、太鼓や三味線といった演奏披露などにより、来場者600人の皆様とともに国史跡指定を祝っております。

今年のさんのへ春まつり来場者数は、昨年から3,000人増となる2万3,000人となっているところであり、これらの要因といたしましては、インターネットを通じた国史跡指定のPRやイベントなどによる集客が観光客の増加につながったものと考えております。今後におきましても、城山公園の魅力を発信するためのイベントを定期開催

するとともに、国史跡三戸城跡城山公園までの案内看板の更新や園内施設の改修などの整備を進め、観光客への利便性の向上を図るほか、インターネットを通じた情報発信に努めてまいりたいと考えております。

町における11ぴきのねこに関連する事業は、平成11年1月に馬場のぼる氏を名誉町民として決定させていただいた以降、平成13年度から絵本のまちづくりとして、絵本の読み聞かせや新生児への絵本プレゼントなどの事業を行ってまいりました。平成23年度以降においては、馬場のぼる氏が幼年期から青年期までに描いた絵やスケッチブックなどが町に寄贈されたことを契機として、11ぴきのねこをクローズアップしたまちづくり事業への取組を進めております。

これまで町の取組といたしましては、石像や観光案内板、街灯フラッグなどへのキャラクター活用や、ラッピングバス、ラッピングトレインの運行、着ぐるみを活用したプロモーション活動、スマートフォンアプリなどの制作など、知名度の向上を目指した事業を行っております。

町の取組に係る施策の到達点についてであります。町総合振興計画の施策の成果指標として、ふるさと納税による11ぴきのねこのまちづくり応援の寄附件数が、令和5年度の目標値8,502件に対し、令和3年度の件数は8,022件で、達成率94.4%、道の駅さんのへにおける11ぴきのねこ関連商品売上額目標値1,524万8,000円に対し、令和3年度は1,450万8,000円で、達成率95.1%となっております。

私が考えております11ぴきのねこのまちづくりの到達点につきましては、さきに申し上げました町総合振興計画の取組として一定の期間の区切りがある事業などのほか、町民の皆様をはじめ、全国ファンの皆様の心の中に11ぴきのねこが住み続けられること、また新たなファンをつくり出していくことなどの環境をつくり、後世に伝えていくことが到達点と考えております。また、11ぴきのねこは、幼少期の絵本の読み聞かせなどから全国的な知名度も高く、幅広い世代へ浸透しております。しかしながら、作者である馬場のぼる氏の出生地である三戸町とつながる認知度は、まだまだ低いのが現状と認識しております。今後におきましては、町とつながる情報発信をするるとともに、作品の原風景が残る三戸町の知名度向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、町商工会及び観光協会との連携による新たな商業振興、観光振興策についてであります。三戸町商工会に対する新たな取組といたしましては、町で新型コロナウイルス感染症により影響を受けている町民及び事業者への経済支援のため、持続化支援金の交付を行った際には、町支援金の交付対象外とした青森県中小企業者等継続支援金の申請状況について、情報提供をいただいております。また、三戸応援商品券の交付に当たっては、換金業務を担っていただくなど、コロナ禍における急な依頼への対応を臨機応変に行っていただいておりますので、今後も商工会の要望をお伺いしながら、国や県の支援の動向を踏まえ、連携して商工業の振興を推進していきたいと考えております。

三戸町観光協会につきましては、町内会や小中一貫三戸学園と連携して実行委員会を組織し、3年ぶりにさんのへ秋まつりの開催を予定しているほか、今年度中の完成を目標に、ウェブと連動する観光パンフレットの制作を企画するなど、新たな取組も始めていただいておりますので、これからさらに連携を深め、お互いを補完し合い、相乗効果が得られるような形で観光を振興していきたいと考えているところであります。

町の将来を担う新たな産業、地域製品の開発につきましては、町では今年1月下旬に商工会、観光協会の両者を訪問し、本年度実施を予定している国史跡三戸城跡城山

公園に関連する事業についての説明を行い、意見交換を行っております。特に国史跡を記念して実施する事業には、スタンプラリー機能を活用し、三戸城跡の遺構を全て巡った方に商品券を配布し、来訪者や観光客を町内に誘導する仕組みづくりのための事業や、三戸城跡城山公園に関連した商品開発に補助金を交付し、新しいお土産や注目される商品の開発のための事業を積極的に活用されるよう求めるとともに、相互の事業について協力、連携を図りながら進めていくことを確認しております。今後も商工会、観光協会と町とで相互に協力しながら、町の商工観光振興を推進してまいりたいと考えております。

○教育長（慶長 隆光君）

ご質問ありました三戸城跡の国史跡指定後の取組状況と今後の取組についてご答弁申し上げます。

初めに、指定の取組についてであります。教育委員会では今年度の目標として、城跡の知名度向上を目指した周知、活用事業を中心に展開することとしております。今年度取り組んだものとしては、次のとおりであります。4月下旬に開催された春まつりに合わせ、国史跡三戸城跡と記した大型ののぼりを城跡内の要所に設置しております。4月29日には、国史跡指定を記念した特別御城印を限定500枚で販売し、予想以上の反響で、3日間での完売となりました。また、当日から来場者へ城跡の歴史理解を深めてもらうための、三戸城跡城歩きガイドを設置し、ガイドによる城跡と案内をスタートさせております。

一方、メディアを通して町内外に周知発信する取組として、7月2日土曜日に「三戸城の歴史」と題した30分番組を民間の放送局からテレビ放映いたしました。また、放送で制作された映像のダイジェスト版を作成しましたので、今後内外へ広くPRするために活用してまいりたいと思います。

次に、今後の取組についてであります。10月末には「南部家当主と旧盛岡藩士が語る歴史・城跡への想い」と題し、第46代南部家当主や旧盛岡藩士の会関係者等を招聘し、史跡指定記念講演会を開催することとしております。これにより、往時の南部家への理解を深め、史跡三戸城跡へつながるストーリー性を創出したいと考えております。また、11月には三戸城跡の城歩きツアーを予定するなど、国史跡三戸城跡の周知、活用に一層努めてまいります。

また、これらのイベントの周知方法につきましても、歴史ファン等へ継続的に訴求するシリーズ化した内容にするなど、SNSによる発信方法も工夫してまいりたいと考えております。

最後に、史跡保存に係る最も重要な事業として、文化財保護法に基づく史跡三戸城跡保存・活用計画の策定に取り組むこととしております。これは、史跡を適切に後世に保存するための計画であり、現在策定準備を進めているところであります。なお、当計画は令和5年度中の策定を予定しているところであります。

○11番（久慈 聡君）

1つ目から質問させていただきたいと思います。

いろいろタイアップしていきたいということと、あとSNSの発信をしていきたいということでしたが、まずSANNOWAの事業停止ということについて質問させていただきますけれども、世間に対して、三戸町に対してどのような印象を与えたのかなということ。それからまた、それに関してどのような変化があったというふうにかえられますでしょうか、お伺いします。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

SANNOWAの事業停止に関しまして、町の印象がどうなったかというご質問かと思いますが、SANNOWAの事業停止に至るまでの間には、議員の皆様のご意見、ご質問等をいただいております。また、その都度新聞報道等もされておりました、町民の皆様には大変ご迷惑、またご心配をおかけしているとともに、町の説明が至らなかった点ということもございましたので、混沌としたというふうな印象を持ったかなというふうなことを考えております。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

町の説明がなかなか難しかったのは理解しておりますので、できる範囲の中で話されたのかなという感じはいたします。ただ、SANNOWAの停止について、私たちが感じる場所はどこにあるのかなというふうにも考えますし、またそれに対して、商品開発を行っている方もいます。商品を皆さんのほうに知らせた後、その商品が生産中止という形になると、そうなった場合に、非常にイメージがダウンするというような形になるかと思えます。このイメージダウンを抑えるための対策というのがあるのでしょうか。何かお考えがありますでしょうか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

これまで商品を気に入って買っていたお客様、このイメージというものを保っていただくためには、早期に商品の販売を再開することが必要ではないかと。ただし、その一方で、生産を中止としたというイメージにもつながってしまっておりますので、そのような商品であれば、次の販売に向けてイメージチェンジであるとか、内容の一部変更ということも必要になってくるのかなというふうには考えております。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。今現在その商品の在庫は、売却してほぼないよという報告を受けていますけれども、ちょっと詳しい経過等を教えてください。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

在庫につきましては、事業停止までになるべく現金化するために、取引先等に販売したものでございます。残っているものは段ボール、資材等でございます。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

それ以外は現金化されたということだと思いますけれども、まず分かりました。

ちょっと町長のほうにお伺いしたいと思います。SANNOWAがなくなっても、三戸精品をつくってほしいというふうな形で地域の方に話したり、相談したことってありますか。

○町長（松尾 和彦君）

SANNOWAの事業停止に伴う商品の生産についてであります。そういうことが可能なかどうか、担当を通じて指示をしていたところでございます。ただ、結果

といたしましては、なかなか難しいというような反応を受けているというふうに聞いてございます。全く同じものをとると難しいということ。

○11番（久慈 聡君）

全く同じものが難しいよということに対しての理由がどういうものなのかなというのがあるのですけれども、作ってほしいという要望があるということなのかなというふうに感じています。ただ、それができないよと。その理由というのは、何でできないのかというのはご存じですか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

商品について、作ってほしいというところで、それができないというお話につきましては、町側もその事業所のほうとはお話をいたしておりました。ただ、商品とか販売ルートも確立されている商品であれば、できればやりたいというようにお話をしていたのですが、今の値段で売ってもまず赤字になるとか、値上げをしなければならぬ、さらに資材等も新たに購入しなければならないということで、値段のほうを上げなければならないというので、そうすることによって、今までどおりに売れるかどうかということも難しいので、今はちょっと難しいというふうなご相談の内容でございました。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

原価割れしているのですね、実際は。なので売れないと。このような製品開発がされていたという事実があるということは、ちょっと残念だなというふうに思っています。これによって、SANNOWAの製品を作っていた事業者だったりとか、商品開発された人たちや、また農家さん、少なからずは影響があると思うのですけれども、その影響に関してはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

SANNOWAとの取引がなくなることで、影響であるとか、ご迷惑をおかけしている生産者という方はいらっしゃるかと思いますので、そういう方々との相談には応じていきたいというふうに考えております。

○11番（久慈 聡君）

何とかに相談して行って、相談に乗っていただければなと思います。

三戸町の地域産品として一番に考えた商品が中止になりましたと。それに対して、地域産品の開発だったりとか、生産販売というものに関しては、今後について、今現在ではまだ前に進める案だったり、そういったものというものはあるのかどうか、ちょっと聞きたいのですけれども、答えられる範囲で。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

現在町の顧問弁護士と、SANNOWAの経理業務の取りまとめを依頼しております公認会計士等に、これまでの経営に関し、法律と経営の面からの検証を行っていただいているところでございまして、その検証の結果を踏まえまして、町の考えがまとまりましたら、議員の皆様にご相談し、そのご意見を伺った上で決めていきたいというふうに考えてございます。その中で、今回のようなお話もさせていただければな

というふうと考えております。

○11番（久慈 聡君）

ぜひそのようにしていただきたいと思えます。

それでは、ちょっと副町長のほうにお聞きしたいと思えます。町が株購入したと。社長の辞任を許可して取締役が1名となった状態で、今残務を前の社長が行っているというところについて、私個人的にはどうなのかなというふうに思っています。基本的には、同じ人間がやっているわけですから、いいのかなというふうに思うのですが、信頼性あるないという問題ではなく、そこに携わった人間ですから、残務整理は正当なのかもしれないですが、本来であれば、私的には社長辞任の順番が逆だったのではないと思うのです。残務整理がきちんと終わってからなのかなというふうに思うのですが、それは何か理由があるのでしょうか。

○副町長（馬場 浩治君）

代表取締役が7月末に、事業停止に伴って辞任したいというふうな辞表を出して、そしてまず残ったのが私だけと。私も辞めるということになると、誰もいなくなるということになりましたので、町といたしましては、私が残ってSANNOWAの整理も見なければならぬと思つての私がいるということになっていると思えますけれども……社長が辞任した理由については、支出を最小限に抑えるために、まず辞任したのだと。自ら7月でもう報酬、今まではずっともらっておりましたけれども、最小限に抑えたいということで、辞任をしたということでございます。

○11番（久慈 聡君）

報酬を最小限にするために辞めさせてから残務させるというのではなくて、別に残務をさせるときには、やはりSANNOWAの社長として残務を行つて報酬がないという形のほうが、何となく私は筋が通ると思うのですが、なぜ先に代表の辞任を受理したのかなというところが純粋な疑問なのです。

○副町長（馬場 浩治君）

まず、8月までまた代表取締役を続けるとなった場合には、また報酬もかかります、経費もかかるということをお自分で代表取締役が判断したものと思つてございます。辞めた時点で経費等支出が抑えられるというふうに判断したものと私は思っております。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。どちらにしろ、残務整理をやっているのが……お金もらう、もらわないという話になるかもしれないですが、何かちょっと腑に落ちない部分があるなど私は個人的には感じています。

事業停止したSANNOWAを今後どうやっていくかと、これがいつ決まるのかというのは、今課長のほうからも話がありました。できれば、町の商社として今後どうするかというのを、やっぱりもっと当事者意識を持って考えて、次の行動に進めてもらいたいし、課長の案としても顧問弁護士とか会計の話も検証してからということになると思いますが、今後に向けての新たな取組というのを進めてもらいたいというふうに思っています。

次の2つ目の質問のほうに行きたいと思えます。史跡というところで、教育委員会

のほうでもこういうことやりましたよということで、細かに答弁いただきありがとうございます。4月30日、国史跡の指定記念イベントというのが開催されたかと思えます。司会はふるさと応援大使の中島美華さん、祝ったのは青森市油川から来た龍神太鼓保存会の皆さん、十和田乗馬倶楽部の流鏑馬、九戸政実の武将隊です。イベントの開催内容としてどうだったのかなと私は個人的に考えていまして、ちょっと確認させてもらおうと、町民の方には誰のためのイベントなのか、何のためのイベントなのかというふうに疑問符を持つ方も多くいらっしゃいました。このイベント、500人ぐらい訪れたということで、盛況だったという報告を受けていますけれども、基本的にこのイベントの費用は幾らかかったのでしょうか。また、それに対して支出をしたのに対して、どれぐらいの成果があったと考えられますでしょうか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

今回4月30日に行いましたイベントは、令和4年3月15日に三戸城跡が国の史跡の指定を受けたことを記念いたしまして、町内外に対し周知するとともに、参加される方と一緒に祝いましょうということで開催したものでございます。企画立案に当たりますは、城や戦国時代を連想させるものをキーワードに選んだものでございまして、残念ながら、近隣町村でそのような専門で活動する団体というのがいない状況でありまして、業務委託業者からの提案によりまして、国内外で幅広く活動し、日本郷土芸能研究保存会の総合師範を務める鳴海昭仁さんが代表を務める龍神太鼓保存会、乗馬・流鏑馬体験の十和田乗馬倶楽部、お隣二戸市で殺陣の披露や甲冑試着体験を行います戦国パフォーマンス集団、九戸政実武将隊としたものでございます。

この成果といたしましては、約600人の来場がございまして、多くの皆様に史跡指定の記念を祝っていただくとともに、楽しんでいただけた、周知が図られたものと考えてございます。

また、このイベントの費用につきましては、運營業務の委託料といたしまして、90万2,000円となっております。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

企画立案に関して何となく……もうちょっと詳しく聞きたいなと思っていたのですが、これはまちづくり推進課が主体としてなっていたと思うのですが、これは教育委員会のほうはどのような立場で参加されていますか。

○史跡対策室長（奥山 昇吾君）

久慈議員の質問にお答えいたします。

教育委員会といたしましては、史跡を管轄する立場でございましたので、史跡、今までの歴史、あるいは先ほどまちづくり推進課長からもお答えいたしましたけれども、城や戦国時代、こういったものを連想させるものにちなんだ史跡指定のイベントとしてほしいというような内容で、まちづくり推進課と協議してまいりました。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

一番気になっているところ、教育委員会の立ち位置も分かりました。打合せをされているということも分かりました。

地域の方々から聞くのが、九戸政実が祝ってくれるの、なぜと。南部本家に反乱を

起こしたよねという歴史があるではないですか。昔の話なのでというところもあると思うのですけれども、なぜそうなったのかなというときに、やっぱりその経緯というものをもうちょっと教えていただきたいなと思います。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

確かに歴史を見れば、九戸氏は三戸南部家に反し、九戸政実の乱を起こしてございますけれども、今回のイベントの開催に当たりましては、先ほど来、城や戦国時代を連想させるものとしてお願いしたものでございまして、戦国パフォーマンスと甲冑体験というものも実施いただける団体ということで、九戸政実武将隊のほうを業務委託業者のほうから提案いただいたものでございます。また、既に実施されております南部御城印プロジェクトといたしまして、青森県、岩手県、秋田県の各地に残る南部氏ゆかりのお城が連携して御城印を販売している等のつながりもございます。同じ南部氏ゆかりの地域としての連携ということもありまして、情報発信していただいておりますし、そのようなこともありまして、お願いしたものでございます。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。企画として、三戸町の方々が全然参加されていないのかなというのは、目的は何となく分かります。戦国時代を連想させるものということでなのですけれども、非常に残念だなと感じるのが、町民の方々の参加というのがなかったということと、いわゆる三戸町の宝が認定されましたということ、やっぱり町民が一番祝うべきなのかなと思うのですけれども、その辺に関して町内のイベント参加とかというのは全然考えられなかったのでしょうか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

今回は、国史跡指定を記念するということに着眼いたしまして、城や戦国時代というものを連想させるものというもので、その記念のイベントを実施しようというふうにして考えてございました。その中で、提案のありましたものを今回実施はしてございまして、実は三戸町内の方にも、イベント等の会社ではございませんけれども、野立の実施等ができないかというふうなご相談もしたことはありましたけれども、実施には至らなかったということもございまして、今回大きくメインの3つがございましたけれども、町内の方にもお願いはしてはしましたが、ちょっと都合がつかなかったというところもございました。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。町内の方たちにも打診はしたけれども、受けてくれなかったということなのではないでしょうか。期間も期間ということなのかもしれないのですけれども。今回は、まちづくり推進課の考えと、教育委員会と連携しながらやってきたということも確認できました。

今回このようなイベントというものを行ったと思いますけれども、町長にお聞きしたいと思うのですけれども、成功したというふうな形で考えられていますか。

○町長（松尾 和彦君）

まずは、時間の限られた中で準備を進めていった今回のイベントでありますので、

そういう意味合いからすると、コロナ禍の中で城山公園が三戸城跡の国史跡になりましたというPRをする点においては、非常に効果はあったのかなというふうに考えております。私も当日開幕の挨拶の中で、黄金橋の由来になった「春霞 秋立つ霧に まがわねば 想い忘れて 鹿や鳴くらん」という歌を説明して、お話をしましたところ、三戸にはそれだけやっぱり古い歴史があるのですねということで、ご来場いただいている方々には、それなりの満足をしていただいたものがあったというふうに思っております。また、新たな体験として、十和田の乗馬倶楽部の方々が来て、体験乗馬していただきました。お子様、またご家族連れをはじめ、乗っていただいたという体験等も、戦国の時代の馬に触れ合う三戸町の当時の状況というのを体験してもらうには、非常によかったのかなというふうに思っております。

まず、とにかくイベントというのは、開催をしているいろいろやると必ず、こうやったほうがよかったのではないかな、それともこういうふうにするべきでなかったかなと、いろんなご意見もあろうかと思っておりますので、これから長く続いていく城山公園のPRに向けては、多くの方々のご意見を参考にしながらやっていきたいなというふうに考えております。

○11番（久慈 聡君）

私の個人的な意見も含まれていますし、町民の方の意見も含まれているような形で話しさせてもらっていました。目的は、戦国時代のものをということかなという感じで話はされましたけれども、私個人的な考えになるのかもしれないのですけれども、やっぱりお金を出してイベントするのであれば、何の目的というときには、やっぱり三戸町の町民が宝を認めてもらったという、いわゆる喜びの声を上げるような、そういったものなのかなというふうに私は勝手に思っていたので、ちょっと方向性が違うような形に私は見えたのですけれども、どこの目線で、どこが目的になっているのといったときには、ちょっとずれているような感じを私は受けました。それは個人の主観かもしれません。まちづくり推進課、それから教育委員会のほうで同じように考えてやったイベントなのであれば、私としてはよかったのかなと思います。一丸として連携してつくってくれたりとか、連携やってもらいたいということは話をしていたと思いますので。

では、まちづくり推進課に質問したいと思います。今保存計画のことが教育委員会から出ましたけれども、保存計画については、何かまちづくり推進課で参入したりとか、そういったものというのはあるのでしょうか。また、どういった保存計画にしていくかということの理解度はどれぐらいなものなのでしょうか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

まず、保存活用計画につきましては、教育委員会のほうからも答弁がありましたように、今年度中の策定ということがうたわれておりましたので、それにはもちろんまちづくり推進課も関わっていく、今後一緒にこの計画の策定には関わっていききたいというふうに考えてございます。

○11番（久慈 聡君）

関わっていただきたいなというふうに思いますので、そのような答弁を聞かせただいて安心しました。以前の質問もそうだったのですけれども、まちづくり推進課のほうではやっぱり観光振興という形になったときに、城山公園を公園にしていきたいという考えもあるでしょうし、教育委員会のほうでは維持をしていかなければならな

いというところで、部分的には相反する部分もあるのかなというところの中で、お互いに切磋琢磨していけばいいのかなというふうに感じています。

例えばなのですけれども、一回掘った石垣を観光の拠点にできないのという部分の話合いがされたりとか、そのときに掘った土をどうするのだったり、あとは観光につながるために道はどうするのだったりとか、観光客が来ることによって史跡に影響が出るのではないのだったりとか、影響が出ないようにするためには、ここは公開しないけれども、一部だけ期間限定で公開するような、そういった話合いだったり提案だったりというのは、やはり観光の面から見れば、まちづくり推進課から出てくることであろうと考えますし、そういったここはできるけれども、ここは譲歩できるよ、ここは譲歩できないよという部分に対しての話合いを今後も続けていってもらって、今回のようなイベントにつなげていただければなというふうに感じています。お互いに進められる部分は進めて、譲歩していける部分とかあるのではないかなと私は感じていますので、そこはお願いしたいなというふうに感じています。

今回史跡指定になってから、こういった相互の打合せだったりとかというので連携されているかと思うのですけれども、お互いの意見がぶつかったりとか、これはやってみようという話だったりとか、これはやろうとしたけれども、ちょっと難しかったよとかという、そういった打合せでの反応、私のほうに今話をできるような、印象的に残っているものがあるのかどうか。もしあれば、ちょっと教えていただきたいのですけれども。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

お答えいたします。

今回、例えば令和4年度の当初予算の要求に当たりましては、これまでも課長や局長を含めた会議というか、打合せであるとか、あとももちろん事務担当者間での情報交換というのは頻繁に行っておりまして、イベント開催であるとか、またまちづくり推進課で実施しましたほのぼの館のリニューアルのパネルの構成であるとか展示、また八戸市美術館とタイアップして実施いたしました馬場のぼるゆかりの地を巡るバスツアーにおきましても、教育委員会の協力を得まして、多くの方々に三戸町を知っていただくような、そのような協力もしていただいております。話合いだけではなくて、相互にそのように行動をして、連携を図っているということもございます。まず、今後は教育委員会のほうが策定いたします保存活用計画、また整備計画のほうには、まちづくり推進課も参画をしながら一緒になって、保存と整備というのをどういうような形でやっていけばいいのかというところの話合いには関わっていききたいと。また、情報の共有、連携を図っていききたいというふうに考えてございます。

また、その中で印象に残っていることというご質問でございますけれども、このような取組につきましては、三戸城跡と城山公園の取組につきましては、まずはその保存活用計画が策定され、その後の整備基本の計画が策定された後に、具体的な全体像と、どのような形で進めていけばいいのかというものが見えてくるのだなということを理解した、そのようなことを認識したものでございました。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

令和5年度の保存計画が策定しなければ、次のステップに行けないという感じにちょっと受け止めてしまうのですけれども、それはそれで構わないと思うのです。ただ、想定や、こういったものをしてくればいいのかという部分というのは、

やっぱり考えが皆さんおありだと思うので、そういった部分に関しての話合いというのがやっぱり必要なのではないかなと私は感じます。保存計画、活用計画ができましたよ、では具体的にどうしますかといったら、そこからスタートになってしまうのではないですか。でも、その間の中で、やっぱりまちづくり推進課としての考え方だったり、また町長として今後1年後、2年後、3年後どうやって計画していくかということはある程度頭の中に入れた上で、その保存計画が策定され、それが実行できる、できないとなってくるのではないかなと私は思うのですけれども、次のほうでまた再質問もさせてもらうのですけれども、基本的には町としてお互いの情報を共有しながら、事業計画というのは早く考えることが必須だと思います。

その中で、町全体が活気づいて商売につながっていく、要は商工業につながっていく仕組みというのをつくることが必要なことではないのかなというふうに思っています。なので、必要な組織をうまく活用して、町の活性化につなげていっていただきたいなと思いますし、ほのぼの館のリニューアルの件もそうですけれども、特に城山の件に関しては、絶対的に教育委員会だけで、三戸町だけでできることではなくて、やっぱり国史跡の国の部分、それから文化財としてのルールもあるでしょうから、その中の範囲の中で、どこまで三戸町が観光振興のほうにつなげていけるかということに関しては、早い段階で話をさせていただきたいなと思いますので、どうかそれに関してはちょっとお願いしたいなと思います。もしよければ、町長から一言いただきたいなと思うのですが。

○町長（松尾 和彦君）

久慈議員の思いとして、しっかり受け止めておきたいというふうに思います。

○11番（久慈 聡君）

では、よろしくお願ひしたいなというふうに思います。

それでは、3つ目のほうに入りたいと思います。多くの事業をやってきたよという答弁をいただいています。課題としては、町とつながっていく情報を発信していきますよと、個人につなげていきたいということだったかなというふうに思います。まず、八戸市美術館の件をお聞きしたいかなと思うのですけれども、皆さん三戸町として、プライベートだったり、業務の仕事として八戸市美術館のほうに皆さん足を運ばれたのではないかなというふうに思うのですけれども、もしよければ率直な印象をお知らせいただきたいなと思います。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

7月2日から8月29日まで開催されました馬場のぼる展でございます。新型コロナウイルス感染拡大ということもありまして、特に三八地域での感染者が急増したこともありまして、開幕当初というのは来場者が伸び悩んでおりました。後半に行くにつれ、人数のほうも増えておりましたが、立て続けに1万人、1万5,000人と増えまして、最終の日曜日には2万人を超え、最終的には2万1,000人を超える来場者があり、全国から多くのファンが訪れたものだなというふうに感じております。

展覧会のほうは、馬場とおる先生の絵本や、漫画の原稿や原画、またスケッチなどの資料に加えまして、幼少期や青年期のノートイラストなどが提示され、大勢の方が御覧になって、にぎわっておりました。また、11ぴきのねことの写真撮影会のイベントは特に大人気でありまして、家族連れだけでなく、お友達同士、カップルなども多く並んでおまして、小さいお子さんからおじいちゃん、おばあちゃんまで、幅広

い年代に馬場のぼる先生、また11ぴきのねこが広く、長く愛されているのだなということを実感しました。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

ありがとうございます。やっぱり規模があれだけになると、非常に見るのもボリュームもありますし、最後のスケッチなんかは特にずっと見ている方もいらっしゃるから、偉業というのですか、非常によかったのかなと、ああやっていただけたのは非常にうれしかったなというふうに思っています。

ほのぼの館が今リニューアルしましたけれども、合わせてやられたということでした。それで、前後で利用者の数量というか、来ていただける方の人数だったりとか、あとは情報源だったり、何か違いがありますか。何か分かる点があれば。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

7月2日にリニューアルオープンをしましたほのぼの館、来館者数での比較でございますけれども、オープンしました7月の来館者数は559人、8月が561人となっております。令和2年、3年というのは新型コロナウイルスの影響で、利用者は200人台の利用となっておりますので、それと比較するのが適切かどうかというのがありますが、まず倍増はしております。今もまだコロナ禍という状況でありますけれども、その流行前の令和元年、平成30年度と比較いたしましても、平成30年の7月が477人、令和元年が469人に対して、今年度リニューアルして559人、8月になりますと平成30年が694人、令和元年が609人、令和4年が561人と、コロナの流行前ぐらいのところまで回復してきたのかなというふうに考えております。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。

ほのぼの館の壁のところというのかな、花火の絵ところで、ちょっといろいろとぐま社との話で何かやっていたのですけれども、その辺は解決したのでしょうか。

（何事か言う者あり）

○11番（久慈 聡君）

分からなかったらいいです。線の位置だったりとか、線の太さの件で話をはずっとされていたのを確認したものですから、その辺がきちんとクリアできているのだったらいいのだけれどもというふうな意味合いでした。何もないのであれば結構です。

では、次に質問させてもらいます。今石像が大体完了したということですが、今後何体まで、どのような形で考えているのか、今後の計画をちょっと教えていただきたいと思います。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

先ほどの質問に関して、大変失礼しました。ウオールアートのところにつきましては、業者さんのほうとまず相談をさせていただきますので、今後必要に応じて直すなり、見直しのほうがされていくものと思われまます。

続いての、石像の今後の計画はということでございます。平成31年3月に、まず11

びきのねこの石像が町内11か所に完成いたしております。今後の担当課案といたしましては、シリーズ6作品のサブキャラクターの石像を設置していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。サブキャラクターって何体くらいなのかなというのがもし分かれば、教えてもらいたいなと思います。計画ですから、変更になるかもしれませんが。

それともう一点、今三戸町はこぐま社に対して、著作権等の支払いをしているかと思うのですが、年間幾らぐらい支払っているのですか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

11ぴきのねこシリーズ6作品のサブキャラクターでございますけれども、「11ぴきのねこ」ではおおきなさかな、「11ぴきのねことあほうどり」ではあほうどり、「11ぴきのねことぶた」はぶた、「11ぴきのねこふくろのなか」でウヒアハ、「11ぴきのねことへんなねこ」はへんなねこ、「11ぴきのねこどろんこ」でジャブとなっております。6体になります。

また、著作使用料のほうの支払い、どのくらいかというご質問でございますけれども、著作権の使用料ではなくて、デザイン業務委託料としてお支払いしているものでございまして、絵本の世界観を損なわないようにデザインの監修をしていただいているものでございまして、年額60万円をお支払いしてございます。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

11ぴきのねこの商品開発には、役場に申請書と商品を提出してこぐま社の許可をもらおうと。商品許可をもらえれば、商品を生産でき、それを告知するというのができると思いますけれども、それで間違いありませんでしょうか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

まず、事前にごぐま社に対しまして、デザイン使用申請のほうをする必要がございます。どのようなデザイン、イラストを使うとか、どのような用途、また数量、デザイン案を添えまして申請をいたします。こぐま社のほうから使用許諾のほうをいただき、製造のほうに入っていく流れとなっておりますので、ご質問のとおりとなります。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

昨今三戸郵便局など、一部の民間企業において11ぴきのねこでにぎわっているのですけれども、これも全て三戸町を経由して商品化したものなのではないでしょうか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

三戸郵便局の企画として販売している商品に使われている場合というのは、制作会社のほうで直接こぐま社様のほうに申請をしているというふうに聞いてございます。また、切手等については町を通してでの申請ではございません。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

制作会社を通してということですが、独自の商品開発を行っているかと思うのですけれども、デザインの監修料という形で、三戸町を経由しなければならぬとかというふうに思うのですが、その辺はどういうルールになっているのでしょうか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

三戸郵便局がどのようなことでしょうか。

（何事か言う者あり）

○まちづくり推進課長（中村 正君）

町内の事業所等で猫のデザインを使用する場合というのは、町を通していただきまして、申請書の提出をお願いしているものでございます。その他直接やられているところにつきましては、こぐま社様のほうでの許諾というのがあるかと思いませんので、ちょっと詳細については分かりかねます。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

そうすると、一般企業はこぐま社と直接契約すれば、町は関与しないということでしょうか。そういうことですか。一応ちょっと確認だけ、お願いします。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

まず、イラストの使用等につきましては、こぐま社様のほうともお話をさせていただき、イラストの活用ガイドラインというものを定めまして、それに沿った形で、町内の事業者であれば、町を通してやることによりまして、例えば使用料の優遇が受けられるであるとか、そのような三戸町の取組だからとか、あとは三戸の事業者だからということで、特別に配慮いただいているところもあろうかと思えます。直接やる場合でも、まず町のほうを通してくださいというふうな形でお願いされることもあるようです。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。デザイン監修料ということで、基本的には三戸町を通してということがベースにあるのかなと私はちょっと考えていまして、なぜかという、やっぱりスタートは三戸町からスタートだったというふうな感じで思っているのですけれども、今現在郵便局もそうなのですけれども、一部のネット情報とかでは、町の内外の方の話でも、郵便局等が始めたのだよというような話も聞くのですけれども、それについて町としては、それで何も考えようというのではないのですか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

三戸郵便局が11ぴきのねこの取組を最初に始めたのではないかというふうなお話かと思いますが、まずどういった内容の情報かというのはちょっと分かりかねますけれども、地域の新聞のほうに当時の郵便局長が、先生の古希のお祝いも含めて、馬場の

ぼる先生展というのをやりましたよという記事のほうは承知してございました。その内容等、大小もありますし、何をもち始めたかというところにつきましては、はっきりはしないところではありますが、いずれにいたしましても町のほうでは、町長答弁にもありましたように、平成13年度から絵本のまちづくりとして新生児への絵本プレゼント、読み聞かせ等の取組を始めているものでございます。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

何でこんな話をしたかという、町長に質問したいなと思っています。民間の組織が切磋琢磨して、三戸町を応援してくれるというのはすばらしいことだなと思っています。そうしていただきたいというふうに私も考えています。本来三戸町のキャラクターがコノハズクだったというところから、11ぴきのねこには答弁にあります2001年と思っています。この経緯として、平成8年頃、何年間か三戸中学校が荒れていたと、教育をまともにできない状態だったという事実があるかと思います。その頃、平成12年に学校教育再生のための職員の再編成を行い、穴の空いた校舎の壁を直して教育ができる環境をつくった際に、今後このようなことが起きないためにも、幼児教育を推進し、絵本のプレゼントを開始したというふうに私は聞いております。当時こぐま社に訪問時、こぐま社より三戸町の語り部の育成をお願いされております。そして、それはこぐま社のホームページにもあります。“こぐま”のねがいというところがあるのですけれども、そこを見てもらえば分かるのですけれども、絵本には生命があって、力があって、子供たちの宝物である。この思いも三戸町は忘れないようにしていかなければならないというふうに私は思っているのです。だからこそ、三戸町は馬場のぼる先生のふるさととして、こぐま社との関係を保たれているのではないかなど。このような思いから、三戸町はこぐま社との関係をスタートしたのである。今やSNSの拡散力で、多くの価値観の違いや当初の思いが薄れた状況にあるというふうに考えています。馬場のぼる先生のふるさとである三戸町として、当初の思いを忘れずに、子供たちのためのこぐま社の絵本の思いを守っていただきながら、町のルールをちょっと明確にしていきたいと思いますというふうに思いますし、その情報発信についても、正確に伝えてもらうようにしていきたいと思いますというふうに私は考えているのですけれども、その辺はどうでしょうか。やっていただけますか。

○町長（松尾 和彦君）

久慈議員からの今の、馬場のぼる先生が生誕をした三戸町、そしてその馬場のぼる先生から生まれた11ぴきのねこという作品を通じて、こぐま社と三戸町、今非常に結びつきを強くしております。

お話にありましたように、またこぐま社の廣木社長も、先般のほのぼの館のリニューアルオープンの際にもお話をしておりましたが、そもそもこの11ぴきのねこの取組は、絵本の力を活用してまちづくりに生かしたいと、そういった当時の方々の思いと、もうご逝去されましたけれども、佐藤会長との心の結びつきがあって、この事業が動き出したということでございます。もちろんそのことは我々としても、今後もそれは踏襲をしていかなければならないと思っておりますし、また語り部の方々の、また次の時代に向けてのものというの、これは当然何かしら力を貸して、それが継続されるように、私どもも知恵を凝らしていかなければならないと思っております。

いずれにしても、私も常々そのように感じるのですが、キャラクタービジネスではないというふうに思っています、11ぴきのねこは。やはりこの作品をこの町の人たち、

また作品を愛する人たちによって、この事業が丁寧に、また慎重に扱われて、いつまでも馬場のぼる先生、そしてまた11ぴきのねこを中心とした絵本による世界観というものを大事にしていくということに、やはり私どもは頑として踏ん張っていかなければならないのかなというふうに思っています。

いろいろお話の中にありました著作権等の利用云々という部分につきましては、三戸町としては三戸町のできる範囲の中でということになるかと思いますが、あとはこぐま社なり、それぞれ制作をする会社との関係性というのもあります。いずれにしても、三戸町は馬場のぼる先生、そしてまたこぐま社に、11ぴきのねこに非常に大きく助けられているというふうな認識の下、それを利用するのではなくて、何かしら今度はいろいろお返しをしながらやっていくというふうな、謙虚な姿勢で臨んでいきたいなというふうに考えております。

○11番（久慈 聡君）

基本的には、当初の思いというのが今現在忘れられて、今おっしゃられたみたいなのキャラクタービジネスにできるということも感じる部分があるのです。本来の絵本の強さというのですか、そういったものがこぐま社のほうで考えられているものと、三戸町の考え方がつながって、今現在があるということをやっぱり伝えていただきたいなと思いますし、今答弁の話にありましたけれども、強く発信していただきたいなというふうに思います。

もう一点町長にお聞きしたいのと、提案も含めてなのですけども、今現在桜というのは城山公園、あとは博労町から金洗沢森林公園に行くところ、それから丹波川原である熊原川沿いのところになるのですけれども、入れ以外の場所は何所かあるのですけれども、城山公園以外は整備されていないような状況下になるかなと思っています。川沿いで桜を見ながら散歩できる場所というのは非常に少なくなっていて、熊原川沿いは非常に多くの方が散歩に歩いているところもあります。

隣の二戸市の青果市場の桜を見る会などの例を見ると、丹波川原の田んぼ道ほどもあれば十分に楽しめる場所であるなというふうに感じるのですけれども、ああいう場所を小さくライトアップするなり、11ぴきのねこロードみたいな形に整備するなりすることによって、季節ごとの町歩きや観光客の動線も増えて、とてもいいのではないかなと私は考えるのですけれども、そういった石像の事業だけではない、また別の動線も含めたような事業というのはお考えいただけないでしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

ただいま久慈議員からお話があったのは、桜ということも含めて、11ぴきのねこことか、いろいろ考えてみたらどうだということだと思います。

私は、三戸町の魅力というのは、歩いてみる、車で通ってもいいのですけれども、非常にのどかな中に季節、季節の美しさであったり、はっとするような瞬間というのを見つけることができる、そういった非常に自然に恵まれた町なのだというふうに思っています。それらを多くの方々に散策していただいたり、訪問させていただくということは、我々も常に検討していかなければならない課題だというふうに考えております。ぜひいろんなご提案をいただきながら、社会経済情勢等も含めて検討していきたいなというふうに考えております。

○11番（久慈 聡君）

今ある既存のところ、費用をあまりかけないで整備することによって、動線を増や

していればいいのではないかなと思いますし、今現在歩くというところに関しての三戸町の魅力というのは非常に大きいなと感じていますので、ぜひ前向きに考えていただきたいと思います。

馬場のぼる先生の絵本でのまちづくりとして、三戸町が11ぴきのねこの町のまちづくりの施策に取り組んだのは、平成13年でした。平成13年の4月7日に先生のほうはご逝去されました。この政策の骨格は、馬場のぼる先生の絵本の、乳幼児から小学校の子供たちの教育と、お父さんとお母さんの子供の触れ合いによる子育て教育と、その充実であり、総合的には町の文化や教育の進展であることを確認しております。非常に三戸の大事な事業の一つだと思いますので、ぜひぶれずに進めていただきたいと思いますというふうにお願いします。

4つ目のほうも質問させていただきます。答弁の中で、スタンプラリー等もやりましたよということで、そのほか補助金を交付していますよということがありましたけれども、補助金についての交付というのはどういったもので、どれぐらいの実績ありますでしょうか。

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩します。

(午前11時54分)

休 憩

(午前11時59分)

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

商工会のほうの補助金で、主なところでちょっと3つほどご紹介をしたいと思います。

まず、町商工振興事業費補助金、こちらが450万円、続きましてプレミアム付商品券発行事業費補助金、これが498万2,000円、さんのへ応援商品券交付事業費補助金、これが2,766万2,000円、これは3年度の実績でございます。主なところのご紹介でございました。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。ちょっとお伺いしたいのですけれども、確認も含めてですけれども、商工会の目的と現在の事業、仕事について、行政としてどのように捉えていますでしょうか。また、同じように観光協会の目的と現在の事業、仕事について、どのように捉えていますか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

まず、商工会の目的ということでございますが、地域社会の奉仕者として、地域の発展を目指しながら、地域商工業の総合的経営発達と経営支援、地域活性化を図

るための事業を実施している団体でございまして、令和3年度末の会員は296人となつてございます。

続いて、観光協会の目的でございしますが、さんのへ春まつり、秋まつりの開催を中心に、旅行会社等からの要請に応じて観光ガイドを行うなど、町の観光振興を担っていただいている団体でございまして、令和3年度末の会員数は69人となつてございます。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

商工会は、若い組織に入れ替わったりとかもしていますし、その中で若い有志が集つて、新しい事業で川まつりを実施しています。コロナ禍でできない年もありましたけれども、準備の段階で川の中に入って、何度も何度も入つて安全確認をしていました。そのような事業を実行して、成果を上げているというふうに考えています。

ただ、観光協会に関しては、今人的な部分もあるのかもしれないですけども、この10年間で大きく変化したものだったりとか、新しく事業等で目的を大きく達成したと、そういうものがあるのであれば、教えていただきたいと思います。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

まず、観光協会の組織でいきますと、平成24年に事務職員が1名採用になりまして、平成25年にはNPOの法人化がされてございます。その後、26年には商工会との共同事業体により道の駅の指定管理者となりまして、管理運営のほうをいただいているところなんです。また、平成26年度、三戸街歩き事業のほうを実施してございまして、利用者のほうは初年度が74人、翌年には、27年度になりますが、200名の方に参加してもらつたなど利用されておりまして、令和3年度までに延べ1,194の方が街歩きのほうに参加していただいております、観光協会が実施する通年観光商品として定着されてきているのではないかとこのように考えてございます。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

環境省が言う市町村における観光協会の位置づけとしては、多くは任意団体で組織の基盤は地元行政に依存していると位置づけられています。役割の中には、まちづくりとして資源開発であったり、歴史・自然文化の保存、活用とあります。地元行政に依存している観光協会は、今のまま何も変わらない状態で運営させていくのか。三戸城跡、歴史・自然文化の保存、活用も含めて、まちづくりの役割に何か位置づけしていくのか、お伺いします。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

観光協会は、町の観光振興という重要な部分を担っていただいておりますので、今後も町の観光振興に寄与していただけるよう、引き続き一緒に話し合いをしながら、相談の場を設けながら、協力して進めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

SANNOWAが掲げていたモノ・ひと・コトなど、地域の資源開発やネームバリューでも観光につながるものであるというふうに考えているのですけれども、三戸町

の観光協会が今のままでいいのかなとも思いますし、こういった今話したような新しい取組等、そういったものを含めて、何かお考えがあるかどうかお聞きします。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

観光協会の新たな取組というところがございますけれども、町長答弁にもありましたように、ウェブと連動する観光パンフレットの制作、企画するなど、新しい取組のほうも今年度中には見据えてやっております。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

現実的には、今現在事務が1名という予算の中で、春まつり、秋まつりが実質行われていて、街歩きもそうですけれども、商工会と連携して道の駅もやっているという状況下で、私的に観光協会としての意味合い、すべき項目、先ほど目的は何と聞きましたけれども、それができているのですか。私的には、ちょっと少ないのではないかなというふうに思いますけれども、その辺をどうお考えでしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

私のほうから、少しご紹介を申し上げたいと思います。

三戸町商工会並びに三戸町観光協会、これは共にそれぞれ法人格あるいはNPOの格は持っておりますが、基本的に役員等ボランティアで運営をしている団体でございます。それぞれ仕事をしながら、そのほかの部分で観光振興、あるいは商工業のここをやっているというのが現状でございますので、当然のことながら、行政の支援なくしては成り立つものではございません。現状は、まずそういうことであるということをご理解いただきたいというふうに思います。

○11番（久慈 聡君）

先ほども話しましたけれども、環境省も言っているとおり、行政に依存しているということも分かります。今町長のほうからも答弁ありましたけれども、三戸町の大きな事業、大きな組織の2つであるとは思っているのですけれども、観光振興のためには必要ですし、商工業に対しては必要であると。それに対して、行政の考えの下、運用していくということですが、人的なもので話しするとあまりよくないのかもしれないのですけれども、SANNOWAは二足のわらじを履いているという批判がありました。では、観光協会のほうはどうなの、商工会はどうなのとなった場合に、難しい部分あるかと思えます。

ただ、町として委託するのであれば、信頼と安心と開発力、活動的に動ける人材にお願いしたいと、私はそう思いますし、観光協会等の基本的人材育成や教育等も推進していくべきだと私は考えています。地元行政に依存している観光協会と、町はもっと違う側面から協力して、地域の活性化を進めていかなければならないとは思っています。町は、まちづくり推進課と教育委員会の連携室を作成したり、もしくは新しい観光協会との連携をそこで図ったり、計画して商工会との実務の協力を得て、多くの問題であるSANNOWAの部分だったり、史跡の部分、11ぴきのねこ、観光宿泊施設だったり、コロナ対策、温泉等の大きなものがいっぱいあると思いますけれども、そういった部分を一丸となって進めていくべきなのではないかなというふうにも考えていますし、逆に地域活性化に向けての町長のお考えもあるかと思えます。

今後商工会、観光協会も含めてですけれども、もう少し連携を取って、予算を少し

多めに取って、事業として拡大するだったりとか、今現在問題点にあるものをその部分と一緒に連携していくというふうなお考えがあるかどうか、お聞きしたいと思います。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

今様々のご提案のほういただきました。すぐにこれをやるというふうなことというのは、協議も必要でございますし、時間も必要かと思えます。まずは、今あるもの、団体等の連携というのは、何をやるにしても必要なことかと思えます。計画等いただき、遂行するために必要な経費というものであれば、それを見積もった上で、必要に応じ、予算等も検討していかなければならないことかと思えます。まずは、話を十分に相談をしながら、今後どのように進めていくかということにつきましても、一緒に相談してやっていきたいというふうに考えております。

○11番（久慈 聡君）

商工会のやっている目的と仕事、観光協会の目的と仕事、説明いただきました。観光協会に関しては、春まつりといった祭りの部分、何かこれをやるための組織になっているような、祭りをやるための組織になっているような感じを受けてならないのです。本来の観光協会がすべき仕事というのは、他のところも含めて考えていただきたいし、町としてこれでいいのだと終わらせるのではなくて、新しく考えることも必要なのではないかなと思えます。外部の観光協会の活動の方法とかを見て、参考にしていただきながら、町としてはこういうこともやらせてもらえないかというお話をするには、やはり方針というのがあって、その方針を続けていくというか、話をしていかなければならないのかなと思えますので、その部分はやはりトップとしての考えが一番大きくなるのではないかなと思えます。ぜひそういったものを進めていただきたいし、その部分に予算を取るだったりとか、今現状厳しいコロナ禍の中で、私たちがすべきことはどこにあるのかということを考えながら、まちづくりを進めていっていただきたいとお願いして、私の一般質問を終わりたいと思えます。

○議長（竹原 義人君）

午後1時30分再開予定をもって休憩します。

（午後 零時15分）

休 憩

（午後 1時30分）

<10番 千葉 有子議員>

1. 新型コロナウイルス感染症関連対応について

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

10番、千葉有子君。

○10番（千葉 有子君）

憂いに思う困難や混乱が多い中、先日3年ぶりに県民駅伝大会が開催され、テレビの前で当町の走りの応援にうれしいエネルギーを発散することができました。小学生の選手の頑張っている姿にも力をもらいました。選手の皆さん、関係者の皆さん、本当にお疲れさまでした。そして、ありがとうございました。

通告により、私の一般質問を行います。4項目でございます。よろしくお願いたします。1項目、現在町では、希望する濃厚接触者へ生活物資を届けているが、受付時間が平日午前8時15分から午後5時までと、回覧チラシに明記されています。土日祝日のほか、年末年始等の長期の閉庁時はどのように対応するのか。濃厚接触者の捉えも、時間が経過し、変わってきてはいますが、伺います。

2点目、町長、副町長は感染予防のため、どのような対策を取られているのか伺います。

3点目、町内の感染者増加により、これまでも含め、不登校児童生徒は増えていないか。また、家庭内感染などによる家庭環境の変化、子供の負担についての細やかな目配りや調査などの取組があるか伺います。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、千葉議員からの私に対する2項目の質問に対してご答弁申し上げます。

まず、ご質問のありました1点目の濃厚接触者への生活物資支援についてであります。新型コロナウイルス感染症に罹患した方が自宅療養となった場合は、三戸地方保健所から食料品等の支援を受けることができることとなっておりますが、濃厚接触者については、保健所が行う支援制度の対象とはなっていないところであります。

このような状況を受け、町では、濃厚接触者として自宅待機を求められている方で、生活必需品の調達が困難な方に対して、食料品や日用品の提供に加え、パルスオキシメーターの貸出しを行っているところであります。また、その申込み方法は、職員の勤務時間などを考慮し、受付時間を平日の午前8時15分から午後5時までとさせていただいたところであります。今回ご質問のありました閉庁時の対応につきましては、宿直員や日直員を通じた連絡体制を整えたところであり、今後改めて支援制度を含めた周知を行ってまいりたいと考えているところであります。

次に、2点目の町長、副町長の感染予防対策についてであります。職員と同様に、国の基本的対処方針に示されている3つの密の回避、マスクの着用、手洗い等の手指衛生などの基本的な取組に加え、毎日の検温を実施し、体調管理に努めております。このほか、県外出張などの際には、その都度PCR検査や抗原検査を行い、感染の確認を行っております。また、庁舎内における感染予防及び拡大防止の対策としては、会議時における換気、アクリル板の活用、テーブルや事務機器などの拭き取り消毒に取り組んでおります。全国的に感染者が増え続けている状況でありますので、引き続き感染防止及び拡大防止対策への取組により、万全の体制で行政サービスを提供できるよう努めてまいりたいと考えております。

○教育長（慶長 隆光君）

3点目の、感染者増加に伴う不登校児童生徒の増加や、感染による家庭環境の変化や子供の負担についてご答弁申し上げます。

夏休み期間中の児童生徒の感染状況は、県内の感染状況と同様に増加傾向にあり、幼児など家族からの感染と思われる事例が多く見られましたが、夏休み明けの状況につきましては、児童生徒が家庭内で最初に感染する事例も見られており、小中一貫三

戸学園三戸小中学校では、9月5日から6日、昨日と本日ですが、この2日間を、4年1組を学級閉鎖、7学年と9学年を学年閉鎖としております。

小中学校における感染防止対策につきましては、消毒作業を行うスクールサポートスタッフの配置など、様々な対応をしているところではありますが、校内での感染拡大を防ぐため、引き続き感染防止対策の徹底を図ってまいりたいと考えております。

感染者増加による不登校児童生徒の状況についてであります。現在までのところ、議員ご指摘の新型コロナウイルスの影響に起因した新たな不登校児童生徒はいないものと把握しているところであります。引き続き各校が行っている学校生活アンケート等により、学校や家庭での児童生徒の状況に変化はないか、注意深く見守ってまいります。また、欠席傾向の児童生徒が見られた場合は、学校、教育委員会、関係機関が連携し、早期の改善に努めてまいります。

家庭内感染による家庭環境の変化については、学校において家庭ごとのカードを作成し、時系列により児童生徒の状況のほか、家族の状況についても可能な限り把握、整理し、対応しています。今後におきましても、学校や保護者、関係機関との情報共有を密接に行い、児童生徒の精神的な負担や学習の遅れが生じないように、児童生徒に寄り添った支援を行ってまいりたいと考えております。

○10番（千葉 有子君）

では、1点ずつ再質問させていただきます。

1点目の対応についてはよく分かりましたが、ちょっと再質問させていただきたいと思えます。物資について、希望者の方への提供ですが、パルスオキシメーターは生活物資の提供とセットではなく、希望の方という認識ですが、それでよいのか。それが何台の整備があつて、これまでの利用はどのような状況かお聞きできればと思えます。まず、それをお願いいたします。

○健康推進課長（太田 明雄君）

ただいまの千葉議員のご質問にお答えをいたします。

まず、パルスオキシメーターの保有台数と利用実績でございますが、保有台数は10台でございます。利用実績につきましては、8月末現在で合計11件となっております。

貸出しにつきましては、通常濃厚接触となった方から生活支援物資の要請のお電話がございます。そういった場合には、濃厚接触となった方の家族構成であるとか、家族の感染状況等、支援決定の判断に必要な情報について電話で確認をいたしまして、その際パルスオキシメーターの貸与の申出があつた方については、生活物資と併せてお送りをしているところでございます。パルスオキシメーターだけ希望するという場合には、それだけをお送りするという形になるものでございます。

以上です。

○10番（千葉 有子君）

よく分かりました。パルスオキシメーターは、いろいろ確認して貸出しとか、そういうふうに対応してくださるということをお聞きしまして、安心いたしました。

感染症の広がりとか国や県からの情報が今いろいろすごく変わってきています。9月5日、昨日から、県では24時間体制で県自宅療養者サポートセンターなど稼働すると発表されました。先ほど閉庁時のことについては、連絡体制を整えて周知したいということをおっしゃっていました。担当課の皆さんも日々ご苦労が多いかと思えますが、こういう体制を取ったとか、それから町民に知らせるべきことが発生しましたら、

速やかに号外や情報かわら版などで安心のためのお伝えをぜひお願いしたいと思えます。

2点目の質問について再質問いたします。町長、副町長の対策については承知いたしました。三戸町新型コロナウイルス感染症対策本部長である町長に伺います。対策会議は、最近ではいつ行われたのか。また、当町においても感染者が広がっている中で、対策会議が数か月行われていないと認識しているのですが、しばらく行われていないのはなぜか。2点お願いいたします。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催状況について、まずお答えを申し上げたいと思えます。

これまで7回の本部会議を実施しております。1回目は、令和2年4月6日でございます。これは、一番最初に新型コロナウイルスの発生が確認されて、小学校など休校措置を急遽取らざるを得なくなったその後に、町の公共施設等の利用等についても判断をしなければなりませんので、まずこの時期に開催をいたしました。その後2回目が令和2年の4月22日、3回目が同じく5月8日、4回目が同じく8月11日、5回目が3年の5月13日、第6回目が3年の9月3日、第7回が本年、令和4年の3月3日ということになっております。

参考としてでございますけれども、対策本部員としてお願いをしているのは、私を含め副町長、教育長、議会議長、商工会長、社会福祉協議会長、民生委員児童委員協議会長、消防団長、消防署長、三戸中央病院長、各課長等11人、合わせて22名の構成となっております。

また、直近のところでは、令和4年3月3日に第7回の本部会議を開催したところではありますが、最近開催していないことにつきましては、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置区域などの行動制限等に係る発令がないこと、基本的感染予防対策や新しい生活様式などが定着していることなどから、最近では開催していないものであります。今後も国や県からの情報を収集し、必要があると判断した場合には、本部会議を開催することを考えております。

以上です。

○10番（千葉 有子君）

この質問をいたしましたのは、会議を行うことによって、三戸中央病院や関係機関とも連携が取れて、あと町民の方々の安心につながるかなと思って、ちょっとお聞きいたしました。十分な感染対策を行っているつもりでも、どこで感染するのか分からない昨今ですが、冒頭の挨拶で町長が罹患されたことへの皆さんにご心配をかけたという発言をいただきましたが、町長ご自身の健康はもちろんですが、町長を支えている職員の方々の負担もあると思えます。職員の方の負担については、ちょっと町長の思いをお聞かせいただけたらと思えます。お願いいたします。

○町長（松尾 和彦君）

冒頭まずおわびを申し上げましたが、今回の新型コロナウイルスに私自身も感染したことを受けて、改めてやはり細心の注意を払って、業務の遂行が滞らないことが何より大事なことなのだというふうに思っております。また、どのように感染対策を施しても、どこからこれが忍び寄ってくるかというのも、これはもう100%安全ということはありませんので、そのことを私も痛感したところであります。そういったこ

とも含めて、ふだんの健康管理、大事なことは、よりそれを広げてしまうことにならないように、日々の体温の測定であるとか、健康にちょっと異変があったなど思ったときにはすぐ対応をして、できるだけその広がりを抑えていく、やはりそこに尽きるのだろうというふうに考えております。そういった私の経験やこれまでの取組も含めて、職員共々今後とも頑張っていきたいなというふうに考えております。

○10番（千葉 有子君）

職員の皆さんにどういう思いがあるのかなということもお聞きしたかったのですが、町長はトップリーダーでございます。町民の方々、そしてご自身、職員の方々のためにも、今おっしゃっていただきましたが、さらなる対策、対応をお願いしたいと思います。町のホームページ内の町長の部屋を時々拝見させていただいています。感染症に関わる対応についても、町長の方針の掲載をいただけたらと思っています。

3点目について再質問いたします。先ほど教育長から、コロナでの不登校児はいないとのことで、大変安心をいたしました。ちょっとそこに関連するとか、関連させていただいて、以前G I G Aスクール構想についての私の質疑での答弁において、不登校児や休校になった場合の学習確保のためのインターネット環境が、まだ3割、4割ほどの整備が必要ですとお答えいただいたように記憶しています。2年ほど経過していますが、現在の整備環境について、これからもまだ心配が残りますので、現在の整備環境についてお聞かせいただけたらと思います。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

ただいまのインターネットの環境の整備状況ということでございますけれども、今年度の状況ですが、インターネット環境未整備の世帯というのは、現在三戸小中学校のほうで6世帯、それから斗川小学校のほうで2世帯ということになっております。未整備の世帯につきましては、昨日、今日も8時15分からオンライン授業を行っておりますけれども、そういった方につきましては、町で購入しました貸出し用のモバイルルーターのほうを貸出しして対応しているというところでございます。

あと、今年度からですが、経済的に就学が困難な家庭に対しまして、年額1万4,000円のインターネット通信費の補助というのも行っております。

以上でございます。

○10番（千葉 有子君）

分かりました。きちんと対応していることプラス、ちょっと支援をしてあげなくてはいけないご家庭には通信費の補助を考えているということで、ありがたいことだと思います。

再質問を続けます。親御さんからの事情から来る子供自死、またコロナ禍で増えているネット依存のストレスなど、多岐にわたることから、子供の負担が学校で見えにくくなっていないかとちょっと感じていたのですが、先ほど教育長の答弁で、カードとか、そういうのがあるのですよとかという話を聞きました。自治体によっては、一言日記とかアンケートなど、声を出さなくても届く仕組みがあるので、ちょっとそういうこともいろいろやってくださってはいるのですけれども、そんなことも効果を上げているということをはかから聞いています。

1点質問させてください。保育施設においても今感染が広がっていますし、あとは子供の様子について、私の経験からですが、保育施設においては幼児を介して保護者との対面で日常の会話ができるのです。そうすると、兄弟児である児童生徒の様子

も見えてきます。以前にも教育長から答弁いただきましたが、幼小連携は活発にしたいとのことを伺っています。こんなときだから、なおのこと関連担当課での現実的な連携を強化していただきたいと私は考えます。これについて、教育長のお考えをお聞かせいただければありがたいです。

○教育長（慶長 隆光君）

今ご指摘がありました幼小連携、これは本当に大切なことだと思っております。これにつきまして、現在関係機関、関係機関の中には児童クラブ、なかよしクラブ、その他がございますが、そちらとも強力に連携していこうということでは教育委員会内でも考えておりますので、何らかの形でできればなと思っております。

○10番（千葉 有子君）

放課後の居場所だけでなく、ぜひ幼児施設の現場の先生とも連携が取れるようなことがあればいいかと願っています。様々な観点から連携を強めてくださっていると認識していますので、よろしく願いしたいと思えます。

あと一点、再質問させてください。昨今は、コロナ禍の影響も含め、家庭内のトラブルから子供へ及ぶ問題も発生しているようです。家庭内のトラブルには、教育現場からは入り込みにくく、教職員と保護者のトラブルへ発展し、教師への負担となっていると聞きます。当町内ではそういうことはないかとは思いますが、そういうことから、国のほうで2020年度からスクールロイヤー制度が導入され、当県でも6地区で6人の弁護士の立場を利用して問題解決に道を開いたり、教師の負担軽減につながっているようです。先ほども申し上げましたが、当町ではそのような問題は発生していないことと思えますが、こういう制度の活用について、現時点で教育長の見解をお聞かせ願えればと思えます。

○教育長（慶長 隆光君）

スクールロイヤー制度の活用については、各学校に対しまして、8月、12月、3月の年3回の定期相談会への参加希望、また教職員を対象とした外部対応に係る研修会、児童生徒を対象としたいじめ防止教室の開催について希望調査を実施しているところであります。また、随時の学校への派遣につきましても、教育委員会を通して対応可能であることをお知らせしております。

町内においては、今議員からもありましたが、これまで法律上の適切な対応についての指導、助言が必要な事案が発生しておりません。今後万が一いじめや問題行動、事故等対応等で校内での対応が困難な事例が発生した際には、活用を考えております。以上です。

○10番（千葉 有子君）

三戸地方教育研究所でもいろんな事業がなされていることは私も承知していますし、今の教育長の答弁もよく分かりました。この制度の活用は、教師の負担軽減の役割も大きいことですが、学校運営のためというよりも、子供のための学校を実現する活用と位置づけていただけたらと考えます。

2. 成人年齢引き下げへの対応について

○10番（千葉 有子君）

次の質問をいたします。2項目め、成人年齢引下げの対応について。

1点目、来年1月の仮称となっていますが、成人式の名称や日程、式典内容など、現時点で決定していることがあればお知らせください。

2点目、民法の改正によって、18歳で成人となった町民への町独自のお祝いの考えがあるか伺います。

3点目、消費者トラブルは18歳になる前の教育が重要と考えますが、学校での教育、また保護者への注意喚起などの取組は行っているか伺います。

○教育長（慶長 隆光君）

成人年齢引下げへの対応につきましてご答弁申し上げます。

1点目の、来年1月の成人式の名称や日程についてであります。対象者は二十歳の方々とし、名称を三戸町成人式から三戸町二十歳を祝う会に変更することとしております。また、日程については、令和5年1月8日日曜日の午後1時から、三戸町民体育館で開催を予定しております。

式典の内容につきましては、8月24日に対象者で構成する実行委員会を開催し、名称変更の説明や式典後に行われるセレモニーの内容を決定したところであります。セレモニーについては、対象者の小中学校時代の写真をスライド形式で上映することとしております。

次に、2点目の民法の改正によって、18歳で成人となった町民への町独自のお祝いについてであります。現在のところ、町として18歳の方々に対してお祝いを贈ることは考えていないところであります。

次に、3点目の消費者トラブルなどの学校での教育、また保護者への注意喚起の取組についてであります。文部科学省では平成24年に制定した消費者教育の推進に関する法律及び平成25年に閣議決定された消費者教育の推進に関する基本的な方針等に基づき、消費者庁をはじめとする関係省庁と連携しながら、学校教育等を通じて消費者教育の推進に努めることとしております。

学校教育では、平成29年3月告示の新学習指導要領において、例えば小学校家庭科で売買契約の基礎について触れること、中学校技術・家庭科の家庭分野でクレジットなどの三者間契約についても扱うこと、高等学校家庭科家庭科基礎で契約の重要性、消費者保護の仕組みについて理解することなど、小学校から発達段階に応じた消費者教育の充実を図っております。町内各校においても、指導がなされている状況であります。

また、保護者への注意喚起として、町では家庭教育学級を活用して、町内の小中学校において、消費者トラブルにつながる子供を取り巻くネットトラブル等について、講師を招いての講演を行っております。今後も若年層の消費者被害防止のため、引き続き消費者教育の充実に向けてまいりたいと考えております。

○10番（千葉 有子君）

再質問いたします。

1つ目については、三戸町二十歳を祝う会という名称で、セレモニーのこともお話しただいて、これからは実行委員の皆さんで進めていくということで承知をいたしました。

2つ目について、ちょっとこれは提案になるかと思うのですが、現時点での18歳成人のお祝いは考えていないということですが、私の考えですが、18歳成人は人生の節目となって社会への参加の自覚を促し、大人への入り口となると思います。その入り

口の記念として、馬場のぼるさんの絵本の贈呈はいかがなものでしょうか。私的には、「ぶどう畑のアオさん」がいいかなと思っています。この絵本は、馬場先生の遺作となった絵本で、三戸町の風景も描かれています。何よりも、自分らしく生きることや喜びを分かち合う大切さなど、生きていく上で大事なこと、生きる力となるストーリーが織り込まれています。先ほど久慈議員の質問の中でも、馬場のぼる展のことも出てきましたが、私も馬場のぼる展に行き、先生のお人柄と偉業に三戸人として誇らしく思いました。

それから、久慈議員への町長の答弁の中でも、11ぴきのねこが町民の人の心にもすみついてほしいと話されました。ぜひ11ぴきのねこのまち三戸での独自の18歳成人のお祝いに、考えてはいただけないでしょうか。町長に伺いたいと思います。

○町長（松尾 和彦君）

私のほうからは、先ほど教育長のほうで答弁があったとおりということにはなりますが、そういったご意見もあるということで、私のほうは心に留めておきたいというふうに思います。

○10番（千葉 有子君）

もちろん教育長からの答弁はいただきましたけれども、トップとしての考えが響くものと思いますし、せんだっての成人式では町長の発案が、講演会ですか、それがなされて、そのときの成人式の質疑応答の中で町長は、このコロナ禍を乗り切り、若者に心に残ることを私たち大人が考えなければならないとお話ししていました。予算もかかることで、すぐの即答はできないと思うのですが、どうかこの町長の熱い思いも加えて、検討からの実現を期待したいと思います。

次に、3点目の質問について再質問いたします。先ほど消費者教育という教育長からの答弁もあり、新学習指導要領に従って、発達段階に従って、いろいろ教育全般に取り入れているということをお聞きしました。国は、消費者教育にもつながる自己指導能力等の育成の充実が望ましいとする中で、学校教育の現場で取り組めることの一つとして、読解力の向上を上げています。国からの予算で、学校図書館への新聞配備が講じられています。当町では、N I E、教育に新聞をとということです、を使用した取組はなされていますか、伺います。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

千葉議員のご質問にお答えいたします。

新聞を学校の授業等で活用するN I E事業についてであります。三戸中学校のほうでは平成17年度から20年度、それから杉沢小中学校では平成20年度から21年度、それから平成30年度、令和元年度に実践していこうということで、実施をしているところでございます。また、平成27年度からになります。町独自のN I E推進事業ということで、小学生新聞を各校のほうに設置して、ふだんから児童が新聞に触れる機会の提供というものにも努めてまいっているところでございます。

さらに、本年度からの新規事業になるのですが、社会で起こっている出来事を新聞あるいはネットニュースのほうから読み解いて、社会の問題と自分たちが勉強している学習がどのようにつながっているかということで、勉強にまず興味を持ってもらうための探究学習を行う探究コーチ授業というものも今年度スタートしております。インターネットの普及によりまして、子供たちがなかなか活字に触れる機会というのが減っておりますので、引き続き児童生徒が新聞等に触れる機会を確保して、提供して

いきたいというふうに考えております。

○10番（千葉 有子君）

これまで実績があって、小学校新聞というのは今でも続けているということによろしいですか。

（「はい」と言う者あり）

○10番（千葉 有子君）

18歳になってからではなく、子供の頃から社会への参画意識を持てるよう、世の中の出来事に触れてほしいと思います。ネット社会ではありますが、インターネットを介してのことだけでなく、先ほども局長の答弁にもあったように、こういう時代だからこそ、いろんな人の意見や活字に触れさせたいと考えます。学校現場や子供たちのネット社会の現状にご苦労があるかと思いますが、ぜひ活用いただけたらと思います。

再質問を続けます。先ほど消費者教育についても答弁いただきましたが、消費者教育教材の活用や、子供にお金との付き合い方を知ってもらう金融教育が広がってきています。新聞でも盛んに子供の金融教育、金融教育という記事が目立っております。ゲームやマネースクールなどでの学習も展開されているようです。早いうちからの教育の積み重ねが、これに限らずですが、大事かと思えます。当町で金融教育に関係する学校教育での取組などあるのか、お聞かせください。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

先ほど教育長の答弁で申し上げましたとおり、学習指導要領に定められた教育というものは行っておりますが、それ以外に三戸町独自ということでは、今年度ですが、三戸小中学校において外部団体の方を招いて、5年生と9年生のほうで金融に関しませずワークショップを行う予定となっております。今後も学校、それから関係機関のほうと連携しながら、消費者教育の推進に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○10番（千葉 有子君）

学習指導要領に沿っていろいろ展開してくださるということは、先ほどもお聞きしました。また、今の局長の説明で、外部団体の活用でワークショップということをお聞きしました。外部団体利用ですと、子供だけでなく先生方にとってもよいことだなと思えます。

あと、私の持論かもしれませんが、子供たちがいろいろな大人の人と話すことによって、コミュニケーション能力が高まると思っておりますので、学年を増やしたり、それから今は斗川にはまだ予定がないのですかね。そういう学校を増やしたり、学年を増やしたりして、そういう外部団体の利用をしていただければ、子供たちにプラスアルファがあるかと思えます。

続けて再質問いたします。町の本年3月号の広報に、18歳成人の特集が紙面2ページにわたり掲載されておりました。子供たちの目に触れたでしょうか。広報や議会だよりは、こうした情報も含み、町の取組や町のことを知る身近な冊子かと思えます。低学年には難しいかと思えますが、当町の学校には広報や議会だよりは置かれているのでしょうか。また、何か活用されているのでしょうか、お知らせください。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

広報、議会だよりのほうは、学校への配布というのは行っております。それは、教職員用ということで配布はしているのですが、残念ながら子供たちが学校の授業で目にする機会がないというのが現状となっております。今後につきましては、校内へ掲示するなど、町の情報を知る貴重なものでありますので、そういった機会の提供に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○10番（千葉 有子君）

今局長から、とても歓迎できる答弁をいただきました。立志科などでも使えるような気がいたしますけれども、ぜひ活用していただけたら、今あるものですし、生かしていただけたらと思います。また、三戸高校の皆さんや町外から通っておいでの方の教職の先生方にもぜひ目を向けていただけたらと思います。

すみません、小学校、中学校でないですけれども、三戸高校には広報とか行くのですか。

（何事か言う者あり）

○10番（千葉 有子君）

いいです。せっかく三戸に高校があるので、18歳成人の特集もあるし、もしかしたら三戸町の子供たちが、なかなか広報を目にすることがないのかな、高校にもあればいいなと思って、すみません、ちょっと広がった質問だったのでよろしいです。

3. お試し暮らし住宅の活用と移住定住事業について

○10番（千葉 有子君）

3項目めの質問に入ります。

3項目め、お試し暮らし住宅の活用と移住定住事業について。1点目、お試し暮らし住宅の設置目的と、設置後からこれまでの利用実績、移住、定住につながった実績及び年間の維持管理費についてお知らせください。

2点目、先進地視察で5月に町長と担当職員が四国へ研修、移住、定住のヒアリングもあったと聞いています。当町の移住、定住対策事業とどのような違いがあったのか。また、参考になった事例や今後の当町の移住、定住実績アップにつなげる計画などはあるか伺います。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、お答えを申し上げます。

初めに、1点目のお試し暮らし住宅の設置目的とこれまでの実績についてですが、お試し暮らし住宅は移住促進事業の一環として、一定期間三戸町での暮らしが体験できる場を提供し、移住の促進と交流人口の増加を図り、町を活性化することを目的として、平成28年1月に設置しております。開設から令和4年8月末までの利用者数は34組67名で、昨年度は4組12名、今年度は2組7名の方にご利用いただいております。また、これまでご利用いただいた方のうち、1件が町の移住につながっております。

維持管理費につきましては、光熱水費や火災保険料、浄化槽点検料、インターネット

ト通信料、清掃委託料など、利用頻度や修繕の有無により増減はございますが、年間平均約39万円となっております。

次に、2点目の行政視察についてであります。令和4年5月9日から12日にかけて、三戸町と同規模程度の自治体の中で、IT関連企業のサテライトオフィス進出の推進及びリモートワーカーの移駐促進を図るため、官民が連携した先進的な取組として実績のある徳島県美波町と鳥取県八頭町を視察してまいりました。

徳島県美波町は、人口約6,000人の町で、まちづくりのスローガンとして、「人口減少が進んでも、若者や挑戦者が集い、新たな変化が生まれ続ける持続可能で“にぎやかな”町」を目指し、地元で起業した事業者とパートナーシップを結び、企業のさらなる誘致を図っており、平成22年から令和4年4月までに25社が進出しております。誘致に関する特徴といたしましては、企業とのマッチングにおいて、町の魅力だけを伝えるのではなく、町、地域が抱える課題をオープンにすることで、企業が得意とする分野において、その一助を担っていただくなど、官民協働によるまちづくりが実現されています。また、進出を検討する企業の間合せに対しては、行政機関の横断的連携をスムーズにし、スピード感を持って対応することを重視しており、盤石な受入れ体制であることをうかがい知ることができました。

鳥取県八頭町は、人口約1万6,000人の町で、「新たな雇用の場、イノベーターが活躍・発信する町」の創出を図るため、町が廃校となった校舎をサテライトオフィスやコワーキングスペースなど、多種多様な業種の集積が可能な複合施設に改修しています。民間事業者が施設運営と企業の誘致に取り組んでおり、平成29年以降、44社が進出しております。誘致に関する特徴としましては、運営事業者は町から施設を無償で借用する代わりに、運営費や維持管理費への金銭的な支援を受けておらず、旧校舎に事務所を構える企業の施設利用料を主な財源に運営を展開しており、企業の進出過程に行政が関わらない柔軟性など、スピード感ある誘致体制が構築されています。また、この施設にはカフェやシェアキッチン、イベントスペースが併設されており、研修やイベントを通じて住民と企業の交流を深めるきっかけとなり、企業の町への定着率を高め、地域課題の解決や新たな価値の創造につながっているところであります。

先進的取組の成功事例として全国的に有名な両町では、企業の進出が進むことで、事務所や飲食店等が出店し、空き家の利活用が進んでいるほか、地域コミュニティーの強化、移住者の増加など、地域に新たな風が入り込むことにより、多くの波及効果が生まれているとのことであります。

当町では、今年度東京都内で開催されます総務省主催のマッチングセミナーに参加する予定としております。地方への機能移転を検討する多くの企業と交流の機会では、企業が何を求め、必要としているのかニーズを把握し、町が求めていることとのすり合わせをして企業の誘致につなげ、視察の成果を今後に活かしてまいりたいと考えております。

○10番（千葉 有子君）

今町長からの答弁で、徳島のほうが6,000人と三戸町より少ない人口ですが、若者が住み続けることを目的として、企業とパートナーシップを結び、25社が進出というのはとてもすごく驚きです。企業のマッチングだけでなく、課題と問題を分かち合っ、官民一体となって進めているということで、これが成功なのでないかという町長の研修からの説明でございました。

鳥取のほうでは、多種多様な事業が廃校を利用して、まさに三戸でも廃校になったところがありますし、町長が杉沢小学校の子供たちと対談して、子供たちと校舎のこ

れからの使い方とか話し合っただけのも広報に載っています。

そして、お聞きしてみると、当町でも随分参考になることとか、決して大きな人数の多いところではないですし、スピードを持って盤石だということが成功の例だとか、行政が関わらない、SANNOWAのこともありますけれども、そういうことをたくさん研修していらしたのでないかなということをお聞きできました。

再質問というか、ちょっと聞きたいのですが、様々な研修であったようですが、1点目は行程の概要です。今徳島と鳥取とお聞きしましたけれども、概要でよろしいので、研修の行程をお知らせいただきたいのと、あとこうしてお聞きしていると、企業の誘致、それからIT企業もあるのですか、そういう誘致で移住、定住に効果があるのでないかということもちょっとお聞きして伺うことができたのですが、当町においては誘致企業ということもいっぱい研修されたと思うのですが、誘致企業のめどはあるのか、現時点での実情をお知らせください。

研修の行程と誘致企業のめどについて、2点お聞きいたします。

○やわらかさんのへ交流室長（北村 哲也君）

ただいまの千葉議員のご質問にお答えいたします。

徳島県美波町、鳥取県八頭町への行政視察研修ですけれども、5月9日から12日までにかけての4日間で実施してございます。5月9日、1日目ですけれども、この日は徳島県への終日移動日となっております。

5月10日、2日目ですけれども、初めに美波町役場のほうにお伺いしまして、美波町の影治町長との懇談、また町政概要の説明を受けてございます。その後美波町の公営コワーキングスペース、ミナマリラボという場所なのでございますけれども、こちらのほうで美波町のサテライトオフィス誘致プロジェクトの概要について、担当職員の方から説明を受けてございます。その後ですけれども、美波町のほうに本社を移転した誘致企業になりますけれども、こちらのほうは株式会社あわえという、サテライトオフィスを誘致することを主たる目的としている企業なのでございますけれども、そちらの施設の視察、もう一点はクラウドシステム開発企業であります株式会社鈴木商店様の視察を行ってございます。

5月11日、3日目ですけれども、この日は鳥取県八頭町のほうを訪れてございます。先ほど答弁にもございましたけれども、旧隼小学校という廃校の改修施設でございますけれども、サテライトオフィス、コワーキングスペース、あとはカフェ等が入居してございます隼L a b. を視察しました。また、隼L a b. を運営してございますシーセブンハヤブサという会社から隼L a b. の取組、また八頭町の担当者の方から町の重点取組事項でございます八頭イノベーションバレーの創設、またその戦略的な企業誘致についての説明を受けてございます。八頭町のほうでも・田町長からの歓迎を受けてございます。

5月10日の4日目につきましては、三戸町への移動日でございます。

質問の2点目ですけれども、誘致企業についてめどがあるかというご質問ですけれども、現在のところはめどはございません。11月に予定されております企業とのマッチングセミナーのほうにお伺いしまして、企業との対面を通してお話を進めていければと考えてございます。

以上です。

○10番（千葉 有子君）

行程についてお聞きして、ちょっと横文字がいっぱい、私も勉強しなくてはいけ

ない言葉もありましたが、様々施設とか、それから町の方とかとお話ししてきて、研修を積まれてきたということです。先ほどサテライトオフィスということもお話出てきまして、当町にもお試しサテライトオフィスの設置事業もあると認識しています。そのオフィスは、企業とかりモート体験でテレワーク環境を検証する施設であると思います。お試し暮らし住宅とサテライトオフィス、当町にもそろっていますので、移住、定住の戦力となるのではないかなと思います。

あと、先ほどカフェとコワーキングとサテライト、この廃校のところですか、やはりカフェとか、そういうのと組み合わせると、利用される方も活気を呼ぶのかな。当町の場合は、アップルドームのほうにコワーキングスペースがあつて、川守田のほうにサテライトオフィスがあつてと、設置されていること自体はありがたいのですが、活用結びつけることもお話を伺っていて、ちょっと課題があるのかなと思っていました。

ちょっと話が飛びますけれども、今は図書館を核にして成功している自治体も多いです。ちょっと質問が広がりますが、お試しサテライトオフィスのこれまでの使われ方や移住、定住促進のための活用について、何かありましたらお知らせください。

○やわらかさんのへ交流室長（北村 哲也君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、コワーキングスペースもそうですけれども、サテライトオフィスを町が管理、供用しているというのは町の強みであると認識してございます。当町のサテライトオフィスでございますけれども、平成29年3月に供用を開始してございます。目的ですけれども、町外から三戸町にサテライトオフィスの進出を希望している法人または個人事業主、また起業を検討している方に対して、1日以上3か月以内を試用期間としてお貸ししている施設でございます。サテライトオフィスでの体験はもちろんですけれども、通信環境の検証、また三戸町での暮らしの体験ができる施設ということで、利用希望者の方にはお知らせしてございます。

以上でございます。

○10番（千葉 有子君）

答弁いただきまして、ありがとうございます。コロナ禍の中ではありますが、効果的な活用の進めをお願いしまして、何か先ほどのお話で、東京のほうにマッチングセミナーへ行く予定だということです。いろんなことを探って、ぜひ三戸町にも移住者、定住者、それから誘致企業が来てくださって、交流人口も、それから定住、移住の人口も増えたらいいなと思います。

この項の最後の質問です。ちょっと提案というか、こういうこともあるのでどうですかという質問なのですが、ほかの自治体の例です。町民の方から移住コーディネーターを募集して、20歳から60歳代の方々7名を委嘱されています。そこには、地域おこし協力隊経験者もおられるようです。SNSがメインで情報発信し、相談を受け、コーディネーターのスキルで対応し、役所と連携をして活動しているようです。移住を考えている方々には、人生の様々な背景があると思います。この移住コーディネーター、町の人々の様々な体験、スキルを持った方の起用は、私はいいいことだなと考えます。当町では、地域おこし協力隊でのミッション任用型隊員での移住定住促進でしたが、任期途中で退任され、それ以後はいらっしやらないかと思います。町に住んでいる人が紹介、案内、体験を通してまちの魅力を発信できることは、実感があることだと思います。町の人材活用であります。近くの自治体です。このような取組について、

町長はどのような見解をお持ちか伺います。

○町長（松尾 和彦君）

ただいまの要望ということだと思いますが、私のほうではその自治体の取組についてあまり詳しくないものですから、大変失礼いたします。しかし、移住コーディネーターというものは、当初移住に向けてどういう仕事に当時なったかという、空き家バンクがまず設置をされました。ただ、その空き家バンクも、当初は建物の写真だけとか何坪幾らぐらいしか表示がなかったのですが、その方に来ていただいて間取りであったりとか、詳しい情報の出し方にいろいろ工夫をして、また要望をいただいた方々とのやり取りの中で進化をさせていったという過程がございます。でありますので、ちょっとその辺のところは今後も研究をさせていただいて、少しでも移住、定住につながるように考えていきたいというふうに考えております。

○10番（千葉 有子君）

町長の前向きな答弁いただきまして、うれしく思います。他自治体、この町への移住者のこれまでの実績は、参考までですが、全てコーディネーターの関わりから来るものではありませんが、令和2年8人、令和3年7人で、お試し住宅利用は平成30年から現在まで10組のことでした。コーディネーター活動の費用の財源は、国からの財政措置を利用しているようです。当町の地域性もありますが、町の人材活用となりまし、近隣自治体の例ですので、ちょっと参考に探っていただけたらと思います。

4. サンノワ事業停止後の対応について

○10番（千葉 有子君）

次の質問をいたします。

4項めです。1点です。7月の臨時会での私の質疑に対し町長は、今後においては検証、総括が私に課せられた責任と答弁され、マスコミへは第三者による検証を行うとも発言されています。その進捗状況とマスコミに対する今後の進め方について、議会と相談し、議会を通じて町民へ伝えていきたいとの発言の意図について伺います。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、お答えを申し上げます。

SANNOVA事業停止後の対応についてであります。第三者による検証の進行状況は、現在町の顧問弁護士とSANNOVAの経理業務の取りまとめ等を依頼している公認会計士等にこれまでの経営に関し、法律と経営の面から検証を行っていただいているところであります。

SANNOVA事業停止後の方向性につきましては、検証の結果を踏まえ、町の考えがまとまりましたら議会に相談をさせていただき、意見を伺った上で決めていきたいと考えております。

また、マスコミに対して、議会を通じて町民へ伝えると発言した意図についてありますが、思いといたしましては、この件に関する方向性が決まりましたら、議員の皆様へ報告いたしますので、ご心配の声やお問合せ等が直接皆様のところへ寄せられていると思いますので、そういった方々へお伝えいただければありがたいと考えているところであります。

○10番（千葉 有子君）

法律と経営からの検証などをいろいろなさって、これからそれがはっきりしたら、私たち議員にも相談したりお知らせするというので、検証、総括、議会への説明、とても大事なことです。答弁については分かりました。

1つだけ町長に再質問いたします。この総括、検証、これからのこととまたちょっと視点を変えまして、私が思うのは、地域商社が事業停止になったこと、公金からの株式取得費が発生したこと、前にも一、二回町長のお答えをいただいていたのですが、この事実、この実際のことについて、町民への説明、責任の表し方をどうされるのか。検証、総括とまたちょっと違うと思うのですが、何回かお聞きして、機会が来たら町民の前でとかというお答えをちょっといただいたと思うのですが、改めて町長として町民への説明、責任の表し方をどう考えているのかお聞かせください。

○町長（松尾 和彦君）

お答えを申し上げます。

繰り返しになるので大変恐縮なのでございますが、SANNOWA事業停止後の方向性、また公金を入れた、入れなければならなかった、そういう部分については、これはもう約定のとおりでございますので、そういったことは踏まえつつ、検証の結果を踏まえ、町の考えがまとまりましたら議会に相談させていただき、意見を伺った上で決めていきたいと、そのように考えております。

○10番（千葉 有子君）

大変繰り返して答弁いただいているのですけれども、町民への説明がとても大事なことかと思ひまして、私も繰り返し質問させていただきました。今後の進みに注視し、町長のトップとしての強いリーダーシップを発揮されるよう期待いたしております。

終わりに、教育現場の児童生徒にも、先ほど教育長からもお話があったように、昨日、今日と休校があったり、児童生徒に大変感染が広がっています。今後も油断できません。そんな中、感染に関して学校内外で子供たちから誹謗中傷の声が聞かれませんが、これは、教育長はじめ教育職員の方々、教育の力だと思ひます。感謝申し上げます。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩します。

（午後 2時37分）

休 憩

（午後 2時39分）

<7番 栗谷川 柳子議員>

1. 災害に強い町づくりについて

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

7番、栗谷川柳子君。

○7番（栗谷川 柳子君）

通告に従いまして、一般質問をいたします。

1番目、災害に強い町づくりについて。災害に強い町づくりについて、第494回定例会でも質問をいたしました。高齢化率41%超えをとなった当町において、災害時に身動きを取りづらい方などを含めた住民の安全を守るためには、自助の意識を啓発するとともに、共助、公助の役割を大きくし、自主防災組織の拡充や機能性の向上が求められます。8月に津軽地方を襲った河川内水氾濫で、幸い人的被害がなかった理由について、青森県防災危機管理課はこの理由について、自治体がちゅうちょなく避難指示を出したこと、日中であったこと、そして住民の避難意識の高さによるものとコメントしておりましたので、やはり昨今の我々人類の想像を、予想を超える自然災害の脅威、これに対する対策、住民を守るといふ対策について、とても大事なことだと思いますので、新規項目も加えまして、4項目、進捗や課題等現況について伺います。

1つ目、指定緊急避難場所の利用状況と課題。今回8月の避難指示による指定緊急避難場所の利用状況と捉えた課題、そして特にこれまで何度かお願いをし、関根川原地区の指定緊急避難場所をアップドームから、まずはジョイワークとしていただきましたが、その効果等について見解がございましたらお願いします。

2つ目、自主防災組織の新規設置の進捗と課題について。これは、第5次三戸町総合振興計画の成果指標には、自主防災組織数は2018年度で13団体、2023年度、来年度の目標は24団体としてあります。第494回定例会、令和3年3月の答弁では13団体のままでして、増やすことはできておりませんでした。そこからまた1年半が経過いたしました。現在の進捗と課題、お示してください。

3点目です。職員の防災士養成について、検討の結果をお知らせください。第494回定例会で、役場の職員は部署異動があるので、広く職員対象に防災士の資格取得希望者を募って、誰がどの部署に異動しても、防災に詳しい職員がいるようにしてはいかかでしょうかと質問しました。そのときの答弁の中には、希望があるのかなのか、内部のほうで一旦調査をさせていただきたい、内部のほうでも考えていきたい、町長からも、増加に向けて効果が発揮されるように十分検討していきたいと答弁をいただいております。その後どうなっておりますか。

4点目です。町内の内水氾濫浸水の可能性について。8月19日のNHKニュースで、青森県内対象全自治体で内水氾濫浸水ハザードマップが未完成と言われておりましたが、「んっ」と思いましたが、三戸町はその対象になっているのでしょうか。また、町内の内水氾濫浸水の可能性、危険性について見解を伺います。

5点目、熊原川河川改修工事の進捗についてです。これは県の工事だと思いますが、当初予定、計画から遅れているようであります。近隣住民には特に何も知らせがなく、不安、疑問の声が上がってきております。町には、何か県から報告が入っておりますでしょうか。

5点よろしく申し上げます。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、栗谷川議員の質問にお答えを申し上げます。

初めに、令和4年8月3日からの大雨により被災した皆様に対しまして、心からお

見舞いを申し上げたいと思います。三戸町においても、熊原川の水位上昇に伴い、一部の地域にレベル3の高齢者等避難やレベル4の避難指示を発令するとともに、避難所を開設いたしました。

今回ご質問のありました災害に強い町づくりについてであります。初めに避難場所の利用状況と課題につきまして、令和2年9月の第490回定例会において、栗谷川議員からのご意見を踏まえ、令和3年2月にジョイワーク三戸を指定緊急避難所に追加指定し、今般の避難指示等の際にはジョイワーク三戸を避難所として開設しております。ジョイワーク避難所の利用状況につきましては、避難指示の発令範囲、発令時間などにより状況は異なるところでありますが、今年8月3日、大雨による熊原川増水の際には17世帯19名、また8月13日には2世帯2名が避難をしております。

避難場所や避難全体の課題といたしましては、避難対象者数に対する避難率が低いことが課題と捉えているところであり、町といたしましても、防災無線による周知のほか、直接訪問やビラ配布をするなどの対応をさせていただいているところであります。災害から自分の身を守ることや大切な人を守ることは、自分自身の自助、地域で助け合う共助、行政が行う公助の3つがそれぞれ役割を理解し、連携することが重要であると考えております。今後におきましても、町民の皆様の安全第一を最優先に、正しい情報を発信することで、迅速な避難行動を促してまいりたいと考えております。

次に、自主防災組織の新規設置の進捗と課題についてであります。令和3年3月の第494回定例会時点での自主防災組織は13団体、うち12団体が町内会、1団体が民間の団体となっております。令和4年4月の時点においては、3団体増の16団体となっており、うち14団体が町内会、2団体が民間の団体となっております。また、現時点においては、新たに3団体が設立に向け準備を進めているとお伺いしているところであります。

課題といたしましては、高齢化などにより、組織の立ち上げができない、災害時に組織が機能するか不安である、活動の内容が理解できていないなどの課題があることもお伺いしております。今後におきましては、未設置である8町内会を対象に、設立に向けたお願いと支援などを行ってまいりたいと考えております。このほか、来月10月18日には、洪水浸水想定区域内にあり、自主防災組織が未設置となっている町内会などを対象とする流域防災研修会を県との共催により行う予定となっております。このような機会を有効に活用し、引き続き自主防災組織の設立促進に取り組んでまいります。

次に、職員の防災士養成についての検討結果についてであります。現時点で防災士の資格を有する職員は2名であり、前回答弁申し上げました人数からの変更はありませんが、今年度におきましては、防災に関する資格取得のための予算を計上しているところであり、年度内に職員が防災士の資格を取得する予定となっております。また、町内でも個人的に、または勤務先などで防災士の資格をお持ちの方もいらっしゃると思いますので、このような方々を把握し、各自主防災組織の防災指導員や避難所運営等にご協力いただけるよう働きかけを行うなど、有資格者の利活用にも努めてまいりたいと考えております。

次に、町内の内水氾濫浸水の可能性についてであります。内水氾濫浸水ハザードマップの作成については、下水道施設の雨水管からの浸水被害対策として、令和3年度水防法の改正により、市町村での作成が義務づけられております。当町の下水道施設においては、汚水管のみの整備であり、雨水管の整備はございませんので、ハザードマップの作成義務はないものであります。

内水氾濫浸水は、大雨により河川の水位が上昇し、用水路や側溝など流末から河川

へ排水することができないことが原因の一つと考えられます。内水による浸水被害が発生しやすい場所といたしましては、河川の合流部や川幅が狭くなる地域でありまして、当町におきましても、去る8月3日の大雨で、橋ノ下地区において側溝などからの越水により、住宅地の道路が冠水する事案が発生いたしました。町といたしましては、内水氾濫による浸水被害を抑止するため、日頃から排水施設の維持管理に努めてまいります。

次に、熊原川河川改修工事の進捗についてであります。県では馬淵川及び熊原川流域の浸水被害を解消するため、平成26年度から馬淵川広域河川改修事業を実施しており、現在関根橋から上流左岸、川原橋までの区間の工事を行うこととしております。本工事に向けて、県ではこれまで工事計画の住民説明会、地盤変動影響調査、工事の支障となる樹木の伐採、電柱の移転を行っており、本工事に必要な手続が完了したことから、河川の非出水期となる今年10月頃に工事発注の見込みであると伺っております。今後も関係機関と緊密に連携しながら、町民の防災意識の高揚と防災知識の向上に努め、災害に強いまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

○7番（栗谷川 柳子君）

指定緊急避難場所にジョイワークを加えていただきまして、ありがとうございました。関根川原地区の方々、やはりすぐ近くが避難場所になったので、これだと身一つで自分でも歩いて行けるので、非常に楽になったと、気持ちの上でも負担がすごく軽減されたということでお声を頂戴しておりますので、対応していただきありがとうございました。

そして、再質問ですが、指定緊急避難場所の利用状況と課題について、これ町内で土砂災害の危険性が高まってきた場合の避難指示については、流れというのはどのようになっているのでしょうか。河川の氾濫の危険性がある場合ですと分かりやすいというか、なのですが、土砂災害の場合の避難指示のレベルというか、タイミングというのどのように決められているのでしょうか。

○防災危機管理室長（多賀 昭宏君）

ただいまの栗谷川議員のご質問にお答えをいたします。

まず、町内で土砂災害の危険性が高まってきた場合に、避難指示等の情報はどのような流れでなっているのでしょうかというご質問でございますけれども、まず土砂災害の危険性が高まった場合には、避難情報の発令の参考となる土砂災害警戒情報というものが気象台と県の共同発表により、発令されているところでございます。まず、この情報を基に災害発生の予兆や、あとは今後の雨の降り方など、そういったものを考慮いたしまして、災害発生の可能性が高いと判断した場合には、避難指示等を発令するという事としております。

また、避難判断の明確な基準について今まで策定しておりませんでしたので、現在そういったものを策定することとして、着手のほうで現在作業を進めているところでございます。

以上でございます。

○7番（栗谷川 柳子君）

策定の方向で終えているということで了解しました。

次の再質問ですが、杉沢地区の指定緊急避難場所についてですが、今現在は杉沢地区の指定緊急避難場所は杉沢小中に設定されていますが、こちら閉校になり、鍵がか

けられていると思いますけれども、こういった場合には、閉校に伴ってどのように杉沢地区では避難の際に動くことになっているのか、見直し等されているのか、お知らせください。

○防災危機管理室長（多賀 昭宏君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

杉沢小中学校が閉校になりまして、建物のほうにはまず鍵がかけられているというのは、現状そのような状況になっておりますが、指定緊急避難場所につきましては、あくまでも建物のみでなく、グラウンド等においても避難場所ということになり得ますので、災害等でまず危険を感じた際には、一旦グラウンド等に杉沢住民の方々は避難していただくというようなことで、利用していただければというふうに考えております。そして、杉沢小中学校を実際の避難所として開設する場合には、改めて職員のほうへ赴きまして鍵を開けて、中のほうを避難所として開設するというふうな流れで考えております。

以上でございます。

○7番（栗谷川 柳子君）

都会のほうとかだと、指定緊急避難場所というのは、おおむね地震の際だとか、そういった際に利用されることが多いのかなと思いますが、当町で災害が起こるとするのは主に洪水ですとか、大雨による災害ということが多いと思うのですが、実際緊急避難が生じる、避難しなければいけなくなったときに、屋外に避難場所を設置しているというのは全国でたくさんあると思うのですが、実際当町で大雨による災害が起きたときに、やっぱり大雨の中で緊急避難場所に立って避難しているというか、大雨の中グラウンドとかに立って避難しているというのも実際はつらい、それが避難になるのかどうかということになると思いますので、ちょっとここは考えていただかなければいけない点ではないのかなと思いますが、どのようにお考えになりますか。

○防災危機管理室長（多賀 昭宏君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、まさに大雨等によって、実際グラウンド等に避難するというのは、あまり現実的なことではないというふうには認識をしておりますので、そういった点を踏まえまして、指定緊急避難場所につきましては、また見直し等も含めて、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○7番（栗谷川 柳子君）

では、それはよろしく申し上げます。

次ですが、三戸町では何度か指定緊急避難場所を利用する方々というのは、結構決まった地区の方々となっていると思いますけれども、そういった方々、やはりだんだんに指定緊急避難場所というのは短時間の利用というのは、この方々も分かってはいるのですが、短時間の利用なのだけれども、やはり慌てて飛んできたものだから、携帯の充電が切れてしまったので充電器が必要だとか、あとはトイレが和式、洋式もあるのだけれども、みんなで洋式を使うから、和式は空いているのだけれども、自分も洋式を使いたいからなかなかトイレの順番が回ってこないですとか、短時間の利用であるけれども、やはり疲れて横になりたいのでプライバシーは守りたいだとか、要は

簡単なパーティションでもいいから、一時的にでもちょっと用意していただけないかとか、そういった避難時の環境について求める様々な声が今度出てきます。そういったこともあるので、短時間の利用ではあるのだけれども、できればプライバシーを守れるような環境の整備というの、少しずつ考えていく必要があるのかなと思います。お考えをお聞かせください。

○防災危機管理室長（多賀 昭宏君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、横になったりしてゆっくり休みたいという気持ちは、こちらのほうでも認識しておりまして、ジョイワークを例えに出すとあれなのですけれども、ジョイワークのほうには結局ホールは床張りということになっておりますけれども、柔道等で使う畳のほうを何枚かジョイワークのほうにも管理しておりますので、そちらのほうを敷いてちょっと横になっていただいたりとか、あと段ボールの間仕切りのほうも実際アップドームのほうに用意してましたので、そちらのほうをジョイワークのほうにも何枚か配備しておいて、避難された方々のそういったものの課題にちょっと取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○7番（栗谷川 柳子君）

いろいろと考えていらっしゃるということで、対応のほう今後どうぞよろしくお願いたします。こうして皆さん実際に避難した方々というのは、利用の状況だとか、そういったことを今度、あそこ冷房が効いていてすごく助かったとか、でもちょっと横になって休んでいると隣の人の顔が近づいてきて嫌だったとか、様々指定緊急避難場所を利用した感想、意見というのをどんどん周りの方々に伝えていって、それを聞いた方が、いや、それなら行きたくないとか、それだったらやっぱり次は避難してみようとか、ロコミのようによくも悪くも広がっていくと思うので、今予定されているということでしたので、対応のほうよろしくお願いたします。

次に、自主防災組織の設置についてですが、今現在16団体に増えたということと、3団体が準備中とのことで、去年に比較すれば非常に伸びたのかなということが分かりました。来年度には24団体という目標は一応ありますので、そこに向けて、さらにやはりもう少し何か踏み込んだ、町内会等へのもう少し踏み込んだ新しい対策、つくっていただけるような対策が必要になるのではないかと思います。何か新しい踏み込んだ対策というのは、お考えありますでしょうか。

○防災危機管理室長（多賀 昭宏君）

改めて自主防災組織未設置の団体のほうにも、もうちょっと強く設立に向けたお願いをしていかなければならないということは、認識はしているところでございますけれども、町といたしましては、やはり設立していない団体のほうに設立していただけるようお願いして、そういったものをもう少し強めにと、回数を多くしてという形でやっていくという方策を取っていきたいというふう考えております。

また、例えば設立をして物を買うお金がないとかという場合もあると思いますので、そういったものはコミュニティ助成のほうとかで助成するメニューというの、これは確実に助成されるものとは言い切れないのですけれども、そういったものもありますので、そういったものもご紹介しながら、ぜひ設立をしていただけるように促していきたいと思っております。

以上でございます。

○7番（栗谷川 柳子君）

頑張っていたきたいと思います。

今コミュニティ助成というのが聞こえましたけれども、最近自主防災組織なり町内会等で、防災に関する何かをコミュニティ助成で用意したものですとか、目立ったよい取組という何かモデルのようなものがあれば、参考までに教えてください。

○防災危機管理室長（多賀 昭宏君）

今年度でございますけれども、上二日町町内会さんのほうで自主防災組織を昨年設立いたしましたして、コミュニティ助成のほうに応募されて、備品を買うのでということで内諾というか、決定されているところでございまして、上二日町のほうの自主防災組織のほうでは充電器とか、あと名前が入ったタオル等、そういったものとかを購入にすることですとちょっと話は伺っておりまして、大変いい取組だなということでこちらも感じているところでございます。

以上でございます。

○7番（栗谷川 柳子君）

今いい取組だという言葉が出てきましたが、前に質問したときに、杉沢地区でも防災に関して非常にいい取組をしているとか、モデルになる取組というのが幾つか三戸町内にあるということで、そういったことを広報等で広く知らせて、自主防災組織をつくれればいいものだな、安全、楽になるなとか、そういうことを広めていきたいという答弁をいただいた記憶があるのですが、そういったよい事例というか、防災に関していい取組等の周知というのは何か最近されているのでしょうか。

○防災危機管理室長（多賀 昭宏君）

そういう優良な事例というものを紹介したというものではなかったのですが、昨年になると思うのですが、防災に関するページを広報のほうに4ページほど特集させていただきまして、そちらのほうで防災に関する周知を住民の皆様の方にはさせていただいているところでございまして、今後もそういった機会がございましたら、防災に関する特集のページとかを組んでいただいて、その中で先ほどお話ありました、特に杉沢地区のほうでは、それぞれ訓練祭とかという事例もございまして、そういったものを載せていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○7番（栗谷川 柳子君）

分かりました。よろしく申し上げます。

あとは、町内でよく聞こえてくるのは、自主防の組織はあって、名前や役割が設定されているはずなのだけれども、今どうなっているのかちょっと分からなくなりましたとか、実際に災害が発生しそうなとき、災害が発生したときに機能したことがないという声もかなり聞こえてきています。ですので、組織の数を増やすということだけがもちろん目的ではなくて、肝腎なのは、いざというときに実際に機能する組織になってもらうということが大切になってくると思いますので、その辺り数だけではなくて、質も実際に機能する組織になってもらわなければならないところについて、町としてはどのようにサポートを促していくのか、考えをお聞かせください。

○防災危機管理室長（多賀 昭宏君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

確かに組織してからもう何年もたっている自主防災組織につきましては、名簿等もそのままになっているとかというお話のほうは、こちらのほうでも認識しているところでございます。そういったところに関しましては、まず実際に名簿のほうの見直し等についても、各自主防災組織のほうに促していきたいというふうには考えております。そしてまた、実際災害等が起きた場合に機能する組織として育成していくためには、こちら町長の答弁のほうにもございましたが、10月に流域防災研修会というもの、基本的には未設置のところが対象とはなっているのですが、こちらのほうにつきましても、設置している町内会もしくは自主防災組織のほうにもご案内を差し上げまして、活動の内容とか、そういったものを講師の先生からご説明いただいて、よりよい活動ができるようにサポートをさせていただきたいというふうに考えておりますし、またどうしても活動の内容が分からないという場合には、役場のほうから職員が直接町内会に赴きまして、ご説明のほうをさせていただいても構いませんので、もしそういったご要望が議員のほうにもお耳に入りましたら、こちらのほうにお知らせいただければ、こちらのほうでも対応させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○7番（栗谷川 柳子君）

分かりました。

次に、職員の防災士養成についてのところですが、予算計上、されているということで、ちなみに何名が防災士資格取得を予定されているのでしょうか。

○防災危機管理室長（多賀 昭宏君）

今年度におきましては、1名が取得予定ということで考えております。

以上でございます。

○7番（栗谷川 柳子君）

分かりました。その後も来年度、再来年度と、必要を感じれば増やしていくお考えはあるのでしょうか。

○防災危機管理室長（多賀 昭宏君）

今後の件につきましても、必要があれば予算措置のほうをさせていただきまして、職員のほうなりに取得を促していきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○7番（栗谷川 柳子君）

ありがとうございます。

次に、町内の内水氾濫浸水の可能性について、先ほどご説明いただきましたが、この防災マップでは、体育館と公民館も内水氾濫の対象の避難場所になっていますが、大丈夫でしょうかということの確認と、あとは逆に八日町、同心町、上同心町、境沢集会所の辺りが内水氾濫のところに丸がついていないのですけれども、これはこのとおりでよろしいのか、確認をお願いします。

○防災危機管理室長（多賀 昭宏君）

まず、1点目の体育館と公民館も内水氾濫のときの避難場所として対象となっているが、大丈夫でしょうかというご質問についてでございますけれども、体育館、公民館は河川の氾濫時には対象外ということにはしております。内水の氾濫時には、河川からの距離もあること、また現在県において護岸の改修工事などを行っているという点もございますので、基本的には大丈夫ということで、こちらのほうでは認識をしているところでございます。

また、防災マップのほうで、町内会館何個かが内水氾濫の対象となっていないということにつきましては、実際現在のところは対象としていないというのが現状でございますけれども、今後様々災害のほうも発生し得る可能性もありますので、今後ちょっと見直しのほうを行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○7番（栗谷川 柳子君）

了解しました。

最後、熊原川河川改修工事の進捗についてのところですが、若干遅れが、県の工事ではあります、遅れているということで、これは県のほうから近隣住民に対して、何か知らせというのは出ないものなののでしょうか。かなり不安というか、疑問の声が上がってきているのですが、町としては何か働きかけがあるのでしょうか。

○建設課長（齋藤 優君）

熊原川の河川改修工事が遅れていることについて、地域の住民の方に県のほうから説明がないかどうかというふうなお話だということだと思いますが、県のほうからは工事が遅れている原因といったものが電柱の移転の関係であったりとか、そういったものがあって、非出水期に工事ができなくて伸びていて、今年の10月に工事の発注の見込みだという連絡は伺っておりますので、その辺に関しまして、住民の方々にお知らせしてほしいというお話がありましたので、県のほうにもちょっとご相談をさせていただきまして、どういう対応をするか県とも相談していきたいと思います。

○7番（栗谷川 柳子君）

分かりました。よろしくお願いします。

2. 事業停止中のサンノワの状況について

○7番（栗谷川 柳子君）

2項めの質問に移ります。

事業停止中のSANNOWAの状況についてです。7月31日付で株式会社SANNOWAは事業停止となっておりますが、その後の経過及び状況、町としての意向を伺います。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、お答えを申し上げます。

SANNOWAの事業停止後の経過及び状況についてであります。現在町の顧問弁護士とSANNOWAの経理業務の取りまとめを依頼している公認会計士等にこれまでの経営に関し、法律と経営の面から検証を行っていただいているところでござい

ます。組織体制につきましては、読売広告社派遣の取締役が7月25日付での退任をしたほか、代表取締役は7月31日付の退任となり、8月1日以降は取締役の副町長1名のみとなっております。経理については、これまでの取引に係る売掛金の回収等が残っておりますので、その処理が終了するまでの間は、前代表取締役に行っていただくこととしております。

また、事業停止後の町としての意向についてであります。第三者によるこれまでの検証の結果を踏まえ、町の考えがまとまりましたら、議会に相談を申し上げ、ご意見を伺いながら進めてまいりたいと考えております。

○7番（栗谷川 柳子君）

弁護士、公認会計士に検証を依頼中ということは、しばらく前からその説明を聞いていると記憶してございますが、これは具体的に何の検証をお願いしていて、いつ頃回答が返ってくるのか教えてください。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

まず、顧問弁護士にはSANNOWA株式取得に当たりまして公金を使うことのは非並びに読売広告社の撤退に至った責任の所在の確認、公認会計士には経営状況に関する所見の聞き取り等を行ったものでございます。聞き取りまでは済んでございまして、今後の詳しい調査の必要性であるとか、さらに調査が必要だという判断等には、もう少しお時間がかかるということで説明をしているものでございます。

以上です。

○7番（栗谷川 柳子君）

いつ頃回答が、もう少しというのは大体1か月単位なのか、半年、1年先ということなのか、大体どれくらいで答えが返ってくるのでしょうか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

今後の見込みにつきましては、さらに調査が必要かどうか検討するためにもう一、二か月ぐらいはかかるものと見込んでおります。さらにその後の手順といたしましては、第三者による検証の結果を踏まえまして、町の考えを取りまとめいたします。その結果を議会の皆様にご相談し、ご意見を伺った上で、今後の方向性を決定したいというふうに考えてございます。そのような方向で、まず進めていきたいと考えておりまして、検証から方針決定というのはお時間がかかるかなと想定しておりまして、早ければ年内には方針をお示しできるように、遅くとも年度内にはというふうなイメージを持ってございました。

以上です。

○7番（栗谷川 柳子君）

弁護士、会計士には、これまでのことを検証していただいているということで間違いはないですか。これからのことを、これからの可能性だとか、例えばSANNOWAというのを何とか継続して、本来のSANNOWAの目的、農業振興ですとか経済の発展ですとか、そういったことに寄与できるためのSANNOWAであるということを経営したいという、その方法はないですかというような相談は、会計士さん等にはしていないのでしょうか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

検証になりますので、これまでのSANNOWAの取組の是非についてお伺いしているものでございます。今後の方向性について町の意向をお伝えして、こういうふうにしたらどうでしょうかと、いかがでしょうかというふうなお伺いをしているものではございません。町の考えのほうを取りまとめ、議員の皆様にもご相談の上、今後の方向性というのは決定していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○7番（栗谷川 柳子君）

その検証をお願いしている期間に、町としては本当はこうしたいのだけれどもという、本当は町が融資を受けられないだとか何とかかんとかというのを置いておいて、本当は三戸町としては、SANNOWAを設立した目的等々をきちんと原点に戻って考えたときに、お金はなくなった、融資も受けられないけれども、そんなのを抜きにして考えたときに、でもやっぱりSANNOWAというのはこの町の中で役割、機能としては、これが本当に機能していく、SANNOWAが機能してくれば、町は、農家は潤いを取り戻せるのだという、所得を向上させられるのだとか、そういった今回SANNOWAを立ち上げたときの魂というか、本来の目的というのを原点に立ち返って、どうしてももう一度トライしたいのだとか、やっぱりSANNOWAの機能としては絶対必要なのだとか、そういったことを町は……そういう魂というものはどこに行ったのでしょうか。町長をお願いします。

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩します。

（午後 3時27分）

休 憩

（午後 3時28分）

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

○町長（松尾 和彦君）

現在のところお答えを申し上げることができるのは、今回のSANNOWAの事業停止に至った経緯として、読売広告社の撤退というところが一つの大きなポイントになっていると思います。そういうことが仮になれば、その運営等についていろいろあったかと思いますが、ただしかし現状撤退をされた中での事業停止となったことについては、しっかりと検証をして、同じようなことにならないようというところもしっかり考えていかなければならないことだと思います。

ちょっと議員の質問の中で魂という、思いというところの質問だったと思うのですが、適切に答えられるかどうかはちょっと分かりませんが、いずれにしても三戸の魅力の発信、特にリンゴを中心とした果樹であるとか、様々な産品について、三戸の魅力として発信して、それを農家の所得や経済の発展、地域の振興につなげていきたい

という思いは何ら変わるものではございません。

○7番（栗谷川 柳子君）

会計士、弁護士に検証を依頼している間に、検証の結果を待つ間に、町としては何か、どうするとかこうするとか、本当はこうしたいのだけれども、こういう方法があるのではないかとか、例えば出資者を増やせば、小さな出資をしてくれる方をたくさん募ることができれば、資金の面では何とかリスタートできるのではないかとか、できる方法を町のほうで考えるといったことはしていないのですかという質問です。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

例えば今の地域商社、株式会社の現状のままで、次にどなたか手を挙げてくれる事業者が現れるだとか、また別の会社と一緒にやりたい、合併だとか吸収だとか、全く別の形でやるので解散だとか、様々なやり方というのは想定はしてございます。ただ、次の方向性を決めるまでの間、どういうふうなやり方がいいのか、そのような選択肢が様々なあるかと思いますので、検証の結果を踏まえ、町の方向性が決まりましたら、議員の皆様のご意見、その際にはこういうふうな形でやるのはどうだろうかというふうなご相談を申し上げ、今後の方向性というのを決めていきたいと考えてございました。

以上です。

○7番（栗谷川 柳子君）

続けたいとか続けたくないとかというくらいも、やっぱりこの場では言われないうのですか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

今後の方向につきましては、これまでもご説明しておりますように、まず検証をした上で、ご相談の上、今後の方向性を決定すると、まずそのような準備のほうを進めてまいりたいというふうにご考えてございます。

以上です。

○7番（栗谷川 柳子君）

検証ということなのですが、この検証をして何を判断できるのでしょうか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

これまでのSANNOWAの経営に関しましては、様々な議員の皆様からもいろんな場面を通じてご意見をいただいております。その中には、読売広告社が持っているSANNOWA株式の買取りに関して、まず公金を使うこと、それで取得をしなければならぬのだと、これまでの経営に関してどうだったのかということに関して、様々なご意見、ご質問、ご要望をいただいております。まず、今考えているところは、専門的な立場として、弁護士から見たSANNOWA株式を取得するに当たりまして、公金を使うことがどうだったのか、正しかったのかよくなかったのか。それとあと、読売広告社の撤退、これに至った責任というのはどこにあるのかということ。あと、経営に関するところがうまくなかったとか、こういうところが転機だったよねとか、そういうふうなものアドバイス等をいただくために、今検証をしていただいているものでございます。

以上です。

○7番（栗谷川 柳子君）

もう言いませんけれども、私個人的には、過去の検証をすることはもちろん大事ですけれども、法に触れることはもちろんしていないはずですから、同時に当事者であれば、先のことを考えなければ、未来のことも。とにかく農業の振興だと、町の経済振興のためだ、農業者所得の向上のためだと本気で町が考えるのであれば、とにかく急いでこの先のことを、検証は検証でもう依頼しているのだから、その間に町としてトップがリーダーシップを取って、今こういう状態だけれども、一刻も早く農業者所得の向上につなげられる次の一手を、何か次の方法を、SANNOWAでなくても、SANNOWAはもしかしたら解散するかもしれないけれども、何か次の手を打たなければという考えを必死にしているところだと思いますけれども、何かコメントがございましたらお願いします。

○町長（松尾 和彦君）

ただいまの栗谷川議員のやり取りは、SANNOWAの今後のことについてのやり取りだというふうに思っております、そのように答弁をさせていただいていたつもりでございます。

また、それとはかかわらずという部分であれば、農業者の所得向上というのは、これまでも様々な場面で、今の肥料高騰対策であるとか、様々講じていかなければならない、またそのPR等に関しても、いろんな機会を通じて、外に対しても発信をしていかなければならない、そのことについては、これまでどおり変わることなく、当然やっていかなければならないことだというふうに思っております。この局面において、ウクライナ情勢もあったり、様々農家の置かれている環境というのは非常に厳しい状況にあると思っております。ですので、販売という、商品化というだけでなしに、やはり町としてできることをしていかなければならないというのは、これはもう当然のことだと思って、これからも努めてまいりたいというふうに考えております。

○7番（栗谷川 柳子君）

SANNOWAに限らずとうっかり言ってしまったのが間違いでしたが、私はSANNOWAの今後、これまでのことをやっぱり生かして、私はまだ諦めなくてもいいのではないかと、資金の面でも、もっとほかに資金調達の方法は、融資以外にもあると私は思いますし、もっと次のできる方法というのを、ここまで補助金、公金を費やしてきたのであれば、なおまた次の手を考えていってほしいとは思いますがお伝えして、次また進展があれば12月にでも質問させていただきたいと思っております。

今日はこれで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（竹原 義人君）

10分後再開予定をもって休憩いたします。

(午後 3時41分)

休 憩

(午後 3時50分)

< 2 番 小笠原 君男議員 >

1. 「地域校」としての三戸高校への支援と生徒確保対策について

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

2 番、小笠原君男君。

○2 番（小笠原 君男君）

通告に従いまして、私から質問 1 点、小項目 4 点で質問させていただきます。すかつとしたお答えをお願いいたします。

昨年度、県教委の高校再編計画により、三戸高校は閉校を免れたものの、定員、学級数が減少した地域校という形で存続することになった。存続が決まったことに対し、喜ぶべきところではあるが、本年度の入学生は定員割れの状況で、次年度以降も定員割れの状態が続くようであれば、再度閉校の危機に陥ることは必至である。

郡内に普通高校として 1 校となった三戸高校を、地域一丸となって応援していくべきではないかと考える。また、存続を願い要望書に署名していただいた方々の思いを考えれば、生徒確保に本腰を入れて取り組む必要があることから、以下について問います。

1 つ、地域校の役割と目的は。

2、出身市町村別の生徒数の割合は。

3、これまでの三戸高校及び三戸高校の生徒への支援策は。また、三戸高校に対する近隣町村の支援等の対応はあるか。

4、全国募集の方法と現況は。

以上であります。

○教育長（慶長 隆光君）

小笠原議員からご質問のありました地域校としての三戸高校への支援と生徒確保の対策についてご答弁を申し上げます。

1 点目の地域校の役割と目的についてであります。県教育委員会では、平成30年度からおおむね10年間を計画期間とする青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針の中で、地域校について規定しております。地域校については、1 学年 4 クラスの学校規模の標準を満たさない高校のうち、募集停止等により高校への通学が困難な地域が新たに生ずることとなる高校を地域校として配置することとしており、通学困難地域の抑制が地域校の役割と目的となっております。

なお、1 学級規模の地域校の入学者数が 2 年連続して募集定員の 2 分の 1 未満となった場合、翌年度の募集停止を基本として、市町村等と協議する基本計画については、地域校を有する三戸町、鱒ヶ沢町、大間町、六ヶ所村の 4 町村長連名により、本年 8 月 5 日に第 2 期実施計画期間中である 5 年間の猶予を求める要望書を県教育委員会教育長宛てに提出しております。

次に、2 点目の出身市町村別の生徒数の割合についてであります。今年度の全校生徒 88 名の内訳は、三戸町が 34 名で 39%、田子町が 28 名で 32%、南部町が 21 名で 24%、二戸市が 3 名で 3%、新郷村が 1 名で 1%、五戸町が 1 名で 1% となっております。

次に、3 点目のこれまでの三戸高校及び三戸高校の生徒への支援策と近隣町村の支

援等の対応についてであります。町の三戸高校への支援策としては、平成30年度に検定料などの資格取得費への補助という形でスタートし、昨年度から補助メニューを4つに拡大し、実施しております。昨年度の実績を申し上げますと、1つ目の資格取得については、全校生徒114名に対し、延べ277名が受験し、その検定料全額を補助しております。2つ目の通学費支援については、町外から通学する19名に対し、通学費の2分の1を補助しております。3つ目の進路達成支援として実施している学習動画配信サービス利用料補助については、1、2年生66名への補助を行いました。4つ目の部活動支援については、放送局の生徒が和歌山県で行われた全国大会に出場した際の旅費を補助しております。

近隣町村の支援等の対応についてであります。三戸高校の活性化策を検討するために設置された青森県立三戸高等学校活性化協議会に田子町、南部町、新郷村の関係者の方々にも委員となつていただき、協議を進めているところであります。財政的な支援については、三戸町が行っていくこととなりますが、その他の支援については、近隣町村と連携、協力し、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、4点目の全国募集の方法と現況についてであります。一般財団法人地域・教育魅力化プラットフォームが行う都市部の中学生が地方の高校へ国内留学する地域みらい留学へ、全国89校のうちの1校として参加しております。募集の方法については、オンラインによる合同説明会に6月、7月、9月の6日間、青森県4校の合同説明会に1回参加し、9回のプレゼンテーションを行っております。また、三戸高校独自のオンラインによる個別説明会や、実際に三戸高校を訪問していただくオープンスクールも企画しております。8月3日に企画したオープンスクールには参加申込みがございましたが、残念ながらコロナ感染が急増しているということで、実際の訪問はございませんでした。現在も随時募集ということで、募集を継続している状況です。

今後は、9月12日に県内4校によるオンライン合同説明会、9月24日には東京で実際に中学生や保護者に会っての説明会が予定されていることから、引き続き他都道府県からの入学者の確保に向け、粘り強く取り組んでまいります。

三戸高校への入学者の確保については、全国募集ばかりではなく、郡内、八戸市、二戸市の中学校を訪問し、三戸高校の概要及び町の支援について説明を行うとともに、生徒を対象とした説明会の開催依頼を行ってまいりました。また、8月9日には三戸中学校9年生全員に対し、三戸高校の説明会を開催したところであります。今後も三戸高校が魅力ある高校として存続していけるよう、様々な形で支援を行ってまいります。

○2番（小笠原 君男君）

それでは、再質問させていただきます。

地域校としての役割というところがございますけれども、まず今後5年間ですか、要請したということがございますが、その間は定員割れをしても、陳情が通れば何とかなるといった状況の話なのでしょうか。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

8月5日の地域校4町村による県教育委員会教育長への要望につきましては、現在要望書を提出したという段階でありまして、その回答というものは来ておりませんし、基本方針を変更するといったような回答は、残念ながら得られていないということでございます。

以上でございます。

○2番（小笠原 君男君）

それでは、2年継続して定員割れ、半数以下であれば、やはり閉校の対象になるというふうなことでよろしいわけですか。

（「はい」と言う者あり）

○2番（小笠原 君男君）

やはりそういうふうにならないように、何とかやってもらいたいということで、今回質問に至ったわけですけれども、今年の入学生につきましても、定員40名に対して26名しか入っていないと。やはりそういう存続がなかった年になっても、定員までいかなかったというのが大変残念に思われますし、町側とか教育委員会でやはり地元、近隣の中学生たちに三戸高校の魅力とか、三戸高校が存続したということを説得できていたのか、その辺も感じます。私も父兄の方々から、三高はどうせなくなるのでしょうという言われ方をしたことがあるのです。でも、やはり要望書を提出したり、存続のために関係者の方々が頑張っていて、まず地域校という、クラスが減らされても何とか残ったということで、やはりその点については関係者の方々に頭が下がる思いではございませんけれども、やはりそういう親御さんの考えがどうしても、三高がなくなるのではないかという不安、子供たちもそういうような形で思っているということが一番根底にあるのではないかなと思います。やはりそういうふうなところを何とか解決していかなければ、これからあと何年か、続くか分かりませんが、定員まで何とか持っていくような状態をうまい形でいければいいなというふうに思っております。

三戸町でつくりました過疎地域持続的発展計画書というのがございますけれども、その中の事業計画におきましては、生徒の資格取得費用を支援します、そのことにより、費用軽減により、資格取得者の、入学者の増が見込まれるというふうなことがっておりますけれども、端的に資格とか金銭面の支援だけで生徒を確保できるのかというのが一番不安なのですけれども、この計画書では増員が見込まれるということをやうたっておりますので、やはりそれが妥当なのでしょうか。まず、その辺をお聞きします。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

平成30年度から始めた資格取得費の目標は、議員おっしゃるとおり、入学者数の増というのが一つの大きな目的ということでございましたが、残念ながら、その後の経緯、入学者の状況を見ますと、減少しているというところでございます。それを受けまして、昨年度からは、先ほど答弁申し上げましたとおり、4つのメニューに拡大したところでありますが、我々としてはそのメニュープラス今年度については、先ほどおっしゃった三戸高校がなくなるのではないかというイメージといったものを何とか払拭するというので、各中学校の校長先生、教頭先生のほうに行き、直接お話ししてまいりました。町の支援策についても説明し、生徒のほうにぜひ我々から三戸高校の魅力について説明させてほしいということで、依頼してきたところでございます。それを踏まえて、8月9日は三戸中学校の9年生全員への説明を行い、今現在南部中学校のほうに行き、高校だけではなくて、町のほうも実際行って説明をするということで、一人でも多くの中学生に三戸高校に来てもらいたいということでの活動を行っております。引き続き何とか、三戸高校については、確かに少人数ではあるのですが、様々な進学、就職、成果を残しておりますので、その点をPRしながら、

入学者の確保といった取組を進めてまいりたいというふうに考えております。
以上でございます。

○2番（小笠原 君男君）

生徒数の地域別の状況を見ますと、やはり地元三戸、そして田子、南部、その3町が主体となって、三戸高校の生徒を形づくっているという状況でございます。やはりどうしても、まず教育委員会の方々のご尽力にもよるとは思いますけれども、その3町を中心に生徒さんを確保していただきたいなというふうに思います。

今回取りあえず田子、三戸、南部の今年の卒業生ですか、見込み者数というのはどの程度になっているか、ちょっと教えていただけますか。

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩します。

（午後 4時08分）

休 憩

（午後 4時08分）

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

分かるところだけでちょっと答弁させていただきます。

三戸中学校のほうの9年生の卒業生は71です。田子中は、聞いたときに3年生が22名というふうに聞いていました。あと、南部中のほうがちょっと今答弁できないということで、後でお知らせさせていただきます。よろしくお願ひします。

○2番（小笠原 君男君）

まず、地元の三戸中学校なのですけれども、71名の卒業予定者がいると。多分前年度も同じぐらいの数字ではないかなと思いますけれども、その中でやはり三高に行ってくれた生徒数は10人というのは少ないのではないかなと思います。その分やはり八戸が近いところで、名久井農業ですか、それらはどういった関係でそちらのほうに流れていくかというのを把握していただきましたでしょうか。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

町内の中学校の卒業生の進路ですけれども、令和4年3月ですが、70名おりました。そのうち三戸高校が10名、それから八戸市内の高校が24名になります。三戸高校以外の郡内の高校とか、これは名久井農業になりますけれども、7名になります。それから、県内の私立高校が17名です。あと、その他ということで、これは他県の、二戸市等の福岡高校等ですが10名、それから他管の県立高校、三八以外の県立高校が1名、それから家事手伝い1名ということになっております。

以上でございます

○2番（小笠原 君男君）

やはり三戸以外のところに進むということは、学業の部分もあるとは思いますが、部活のほうが占める割合が多いのでしょうか。この辺では、まず三戸ではもう野球とかサッカーもやっていないので、それらをやりたいという子供さん方になれば、八戸のほうに行くというような格好になると思いますが、部活の面でいいますと、三戸はどうしても不利な形だというのはやはり否めない状態だと思いますが、そのほかでも、先ほども言いましたけれども、部活におきましても、放送部なんかは全国大会にも出ていますし、二戸のコミュニティーFMなんかにも番組持っているのをよく私も聞いています。そういうところを見ると、三戸の高校の生徒も頑張っているなというふうに思いますし、かつてはやはり自転車部、それと向山先生が引っ張ってきた自然科学部とか、有名なクラブとか部もありましたので、そこに目がけて来た方々もいらっしやっただと思いますし、野球自体も結構この辺では強かったということもあって、野球部に八戸方面のほうからも入ってきた方々があったというのを聞いています。そういう部活の面でいきますと、何ともほかの学校さんが少人数でございまして、対抗できないというのはあります。

しかしながら、資格支援、それだけで生徒が増員するとは到底思えません。やはり資格支援の費用的には父兄の方々は助かるかもしれませんが、実際は高校生が望んでいる支援なのかどうかというのが我々にとっては見えないところであるし、支援策というのは大人が考えた部分だと思いますし、やはり本当の高校生が望む支援をやっていけないものかなというふうに思います。それらを聞くためには、まず議員団、また常任委員会だったり、教育委員会だったりに生徒の代表の方々を呼んでいただいても、新たな支援の方法を探ってもらえないものかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

支援策につきましては、先ほどから資格取得というお話をされますが、そのほかにもやっていますので、もう一度繰り返させてもらいます。通学費の支援、それから動画の配信サービス、それから部活動の振興事業ということで、遠征費の補助も行ってありますので、今は4つということですが、これは決して我々だけで決めたわけではなくて、中学生からのアンケート、実際高校に進むのは中学生ですので、そちらのほうも基にしながら、部活動のほうをやっぴりやりたい子たちが多いのだなということで、部活の支援については遠征費だけではなくて、もし自分がやりたい部分があれば、それを創設するといったような費用にも使えるような補助になっておりますので、そういった形の支援策を考えているところです。

今後についても、やはり実際に保護者の支援ばかりでなくて、子供たち、中学生の希望を聞きながら支援策を検討していきたいというふうには思っております。また、議員の皆様のところにといいところでございますが、そこは少し、その方法がよいのかどうかといったところをちょっと一考させていただければというふうに考えております。

以上でございます。

○2番（小笠原 君男君）

いや、私が言いました議員団にという話なのですが、本来は今の新成人はもう三戸高校の3年生で、何人かはあるはずなのです。そういったことを考えれば、将

来的にはその方々は就職か進学か分かりませんが、やはり大人として扱って話を聞いてもいいのではないかなというふうに思ったから、そういうふうなことを発言したわけですが、中学生に話を聞いても、大人の前で本当に欲しいものを言えるかどうかはまず、お金以外だったらどうなのか分かりませんが、やはり高校の3年生、新成人になった方々から、こういったものを助成してもらったり、支援してもらえれば、もう少し学校がよくなるのではないかなという話を私自体は期待して、そういうふうな話を聞けたらいいのではないかなというふうに思った次第です。できれば町長の前に来て、こういったものが欲しいとはっきり言って、町長がいいですよと言えればいいのでしょうか、考えさせてくださいというのであれば、町長がこれから本当に三高守り立てていこうかどうかはまず、こちらのほうにもクエスチョンマークが付きましますので、本当は町長の前で要望を述べてもらうのが一番いいのかなというふうに思ったものですから、そういうふうに言いました。まず、できれば今の3年生から、これから入ってくる高校生のために、支援をこういうふうにしてもらったほうがいいのではないかなという意見を聞いてもらえればいいかなと思ひまして、そういうことは可能なのでしょうか。まずそこをちょっとお聞きします。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

高校3年生のほうからそのような意見を聞いてみるといったことですが、決して不可能ということではないかなというふうには思っておりますので、三戸高校のほうとも頻りにやり取りしておりますので、そういったお話があったということはお伝えして、考えさせていただきたいというふうに思ひます。

以上でございます。

○2番（小笠原 君男君）

新たな部活をつくってくださいとか、人数をこれ以上プラスを増やしてくださいという要望は、それは無理に等しいのでしょうかけれども、お金の面とか、そういったものの物資の面とかで何とかなるのであれば三戸町で、近隣町村よりも地元の三戸町が応援するという形を取っているのであれば、何とかしてあげたいなというふうに私も思ひます。

先ほども言ひましたけれども、資格取得の延べ人数は聞きましたけれども、やはり資格を取らない子供もいるのではないかなと。そうなったときに、支援しているとはいっても、受けない子供は支援されていないわけですから、その辺は生徒全員が資格を取っているかどうかというのが一番の問題なわけですけれども、一つでも資格を取得して、三戸町から支援を受けているのであればいいのでしょうかけれども、そこはそういう人数ははっきり把握しているのでしょうか。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

延べ人数については把握しておりますが、個人のお名前等もこちらに来ておりますけれども、誰が何回取ってとか、取っていない子は誰かとか、そこまでのものは調査はしておりません。三戸高校のほうは、就職を主体にするコースと進学を主体にするコースということで、2コース制になっておりますので、どちらかといえば就職希望の生徒たちがこちらのほうを使っているということになりますので、全員が全員こちらを使用しているということにはなりません。そういったことを考慮して、進路指導に向けた学習動画のサービスといったものについては、1、2年生全員に対して支援をしているといったことになっております。

以上でございます。

○2番（小笠原 君男君）

支援の仕方でも、まず資格の取得支援もあるとは思いますが、物品的な支援の仕方、例えば1年生に入ったら三高のジャージを無償であげるとか、そういうふうな形のやり方もあるのではないかなと。あとは、南部バスを、部活の遅くなるような時期は、例えば三戸高校を停留先に延ばしてもらおうとか、今までこま温泉も寄っているという、そういうコース的なことを考えれば、三戸高校さんに回っても不思議ではないなというふうに私自身は思っています。やはり暗くなった時期、最終的なバスの時間というのは何時頃にすればいいのかわかりませんが、やはり夜道とか、そういうふうなのは暗くて危ない、そういうふうなことを考えれば三戸高校にも、今は小型のバスなので回りやすいのではないかなと、そういうような形で、朝も夜も三戸高校に寄るような形、また遠くから来ている子はタクシーで帰すような方法、そういうふうなことも検討できないものかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

まず1点目の、三戸高校へ入学した際に運動着、ジャージのほうを支給するというものでありますが、他の高校でも、例えば制服を支援するとか、ジャージを支援するといったような取組を行っております。そのような物資の支援につきましても、保護者にとっては効果的なものと捉えておりますので、今後各種支援策を検討する際の参考とさせていただければというふうに考えます。

また、南部バス、コミュニティバスのほうを三戸高校を経由することができないかというところですが、経路のほうの様々複雑になっているかと思っておりますので、可能かどうかというのは、ここは考えてみなければならぬというところです。また、タクシーをとるところですが、経費面もタクシー、バス、かなりになりますので、そちらのほうも考えながら、どのようにするのがよいのか考えてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○2番（小笠原 君男君）

生徒もせつかく二戸とか新郷とか五戸からも、1人ぐらいではありますけれども来ている、そういったことを大事にするべきではないかなと思います。ですから、やはり夜になってバスがなくなって、部活を遅くまでやれないとか、そういう体制になるよりだったら、タクシーで帰すような形というのもあってもいいのではないかな。そうすることで、まず五戸とか新郷からももうちょっと人が増える可能性もあるし、今新郷から見たら、どういうバス、親御さんが送ってくるのが、南部バスが何時間かけて来るのかわかりませんが、そういう時間的なロスもあると思うし、結局朝早く出てこないとか高校には間に合わないような状態、バスがなければ早めに帰るような状態しかないということになれば、せつかく遅くまで何とか勉強とか活動とかやろうとしているのに、早く帰らなければならないという状態であれば、なかなか三高のほうに進んでいきたくなくなるというふうなこともあると思いますので、ぜひとも1人や2人のところでも、バス、タクシーとかを出していただいて、遠いところは生徒の安全とかをまず考えて、出していただければいいなというふうに思いますので、何とかお願いします。

ジャージについては、父兄の方々とか、生徒の方々とかとまず話しして、ただでや

れば多分嫌とは言わないとは思いますが、まず金額的には微々たるものだと思います。そのまま三高に入って、いい思いしたと思えば三戸にまた戻ってくる、そういう気持ちも生まれてくるかもしれませんので、できるだけそういう支援をしていただければいいなというふうに思います。

あと、次の全国募集の方法ということでお聞きしましたけれども、新聞でも三戸高校がオンラインの合同説明会に参加して、地域の連携プロジェクトを紹介したということをつかの新聞で記事を見たことがございますが、様々な機会にそういうオンライン、またオープンスクール、いろいろなことで三戸高校をアピールしてくださっているということもあると思いますが、各校にも出向いて、いろいろな説明とか、中学校の方々とは触れ合うような活動なんかもしているのでしょうか、お聞きします。

(何事か言う者あり)

○2番(小笠原 君男君)

前のときは、テニス部なんかは中学生なんかと交流しながら練習をするようなことも、協議会の中でもうたっていましたので、そういうふうなことを実施しているかということを知りたかったのですけれども。

○教育委員会事務局長(櫻井 学君)

まず、テニス部のほうについては、三戸高校だけではなくて、一緒に中学生のほうも松原公園のほうで練習をしています。それからあと、三戸高校生が三戸小学校のほうに行って、夏休み期間中ですけれども、夏休みの宿題の丸つけをしてくれるといったような活動を毎年やっております、今年も5年生を対象にしてやっております。そのように、なるべく三戸高校生と小中学生が関わりを持つといった取組は行っているところでございます。

以上でございます。

○2番(小笠原 君男君)

高校生との触れ合いという活動は、地元だけでなく、やはり南部、田子、そういったところにもまず出向いたような形でやっていって、人員を確保、生徒を確保するような形で取り組んでもらえばいいのではないかなと思いますが、それは学校のこともありますし、何とも言えませんが、できればそういう形を三戸町が支援したような状態で持っていければいいのではないかなと思いますので、何とか他の地域の中学生にも、そういう形で高校生が出向いて説明だったり、触れ合い活動だったりしてもらおうように、何とかお願いしたいと思います。

あと、そのほかですが、全国募集のときにですけれども、下宿先なんかも募集していましたが、下宿先は何件ぐらい申込みがあったのでしょうか。

○教育委員会事務局長(櫻井 学君)

協力いただける方がお一人いらっしゃって、その方は女子用ということ、あと男子用については、町の住宅のほうを使用してということで考えていまして、それ以外にぜひ町内でやっていただける方がいないかということで募集をかけましたが、残念ながら全く音沙汰がないというのがこれまでの状況でございます。

以上でございます。

○2番（小笠原 君男君）

全国募集で三高に希望する方がないということなわけですよ、実際は。前聞いたときは、1人ぐらい希望があるということを知っていましたが……

○議長（竹原 義人君）

今の答弁は、下宿の話。

○2番（小笠原 君男君）

下宿のところはまずいいのですけれども、全国募集をかけたときに気がある方が1人はいるということを知っていましたが、それはまだそのまま継続中なのでしょうか。まずそこをお聞きします。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

全国募集の取組についてということで、全国募集のところ、どういうことをやっているのかというのを若干説明してからということでもよろしいでしょうか。

この全国募集は、地域みらい留学というのは、去年で550名ぐらいの方が全国の高校に行っているというような取組の中の一校で入っているということで、6月のオンラインの説明会、2日間ありましたけれども、全国で918組の保護者と、組なので保護者と生徒が参加するのです。918組ぐらい参加しています。各回そのような形で、かなりの保護者、生徒の方が本当に興味を持っているということで、三戸高校もその中で5校か6校のグループをつくって、オンラインの説明会をするというものに参加しています。そこにも、やはり1回当たり多いときでは100組ぐらい、少ないときももちろんありました。この間の9月のやつは、20組ぐらいしかないというようなのもありましたけれども、それでもかなりの方が参加しておりまして、その合同説明会を経て、個別のそれぞれの、三戸高校だけの説明会につなげていく、オープンスクールに持っていくというのがやり方です。1人興味を持った方というのは確かにいらっしゃいました。やり取りをしておりましたけれども、今回8月3日のところは、保護者と相談したのだけれども、ちょっとコロナが増えているからやめましょうということになったということで、お話を聞いております。連絡のほうは、現在も一応取っているということですので、今後どうなるかというのはまだはっきりしていないということでございます。

以上でございます。

○2番（小笠原 君男君）

全国募集にしろ、地域の中学生にしろ、三高に40名の定員満タンになるぐらいの人員を確保する方策が、今のところどうしても決定的な方策というのが見当たらないという、そういう状態だと思いますが、今後どうしても部活なんかは、学校方針については我々が口出しはできないのでしょうかけれども、支援するという意味では、やはり部活動とか、そういった資格資金の提供とか、そういうふうな形しか取れないと思いますけれども、私も取りあえず2つほど、こんなのはどうかと思っただけで全国募集や、また地域の中学生に向けた募集の糸口と申しますか、そういうのを考えてみたので、ちょっと私が考えたのはどうかということ、教育委員会の方々からも判断してもらいながら話したいと思いますが、まず1つは先ほども言いましたけれども、三戸高校は、かつては野球も自転車部も、弓道とか、そういう形もありましたし、向山先生のおかげで自然科学部も結構有名になったということもございまして、そういうクラブ

活動のほうに力を、町側で応援するような形というのが取れないかなということで、三戸町もちょうど国指定の史跡指定を受けましたし、今は若い方々も歴女とか、そういう形で結構歴史好きの方々もいらっしゃるということを聞いています。三戸の高校に考古学研究会なるものを設置するとか、三戸の職員にも考古学、発掘調査に精通した方々もいらっしゃいますし、また南部町でもそういう方々がいらっしゃると思います。そういう関係から、考古学に関するクラブなんかを立ち上げて、新たに発掘のお手伝いとか研究、そういうふうなことを手伝うような形のクラブ活動を設置するようなことは考えられないかどうか、まずその辺ちょっと伺います。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

三戸高校に考古学部のようなものを設置できないかというところがございますけれども、三戸高校の活性化協議会というものがございました。こちらのほうは、校長先生が委員長で、19名の方が委員になって、他町村の方も参加したものでございます。そちらの中でまとめた活性化策の一つとしてあったのは、同様のよう内容なのですが、国史跡三戸城跡などの地域資源に係る学習機会の確保ということで、国史跡三戸城跡を生かしていくと、それも活性化策の一つというふうに行っているところでありますので、提案いただいた内容についても、今後の参考とさせていただければというふうに思います。

以上でございます。

○2番（小笠原 君男君）

そういうような形、案としてですけれども、そういうふうな形も必要ではないかなというふうに考えます。先生が教えられないことを町の職員が教えられるわけですから、それと異動があっても三戸町の中だけ、そういうような形で有名な先生がいても、有名な先生は替わっていきますので、やはりそういうふうな形で、町が職員として、そういう研究会なりを支援できるような形というのでも取れると思いますし、田子町にも南部氏ゆかりの館とか、そういうふうなものもありますし、それこそ南部町ですか、そういうところも南部氏絡みの史跡もありますし、まだまだ史跡を発掘するなり検証する、そういうことがあると思いますので、そういうふうなお手伝いをさせて、歴史好きの子供を呼び寄せるというふうな形もいいのではないかなというふうに思っています。何とかそういうふうなことを、一番手っとり早くそれはできると思いますし、支援の仕方も見えてくるのではないかなというふうに思っていますので、できたらやってみていただければいいかなと思います。

もう一つなのですけれども、教育長はeスポーツというのを聞いたことありますか、お伺いします。

○教育長（慶長 隆光君）

名称は聞いております。具体的にどういうものかというのと、ちょっと説明はできません。

○2番（小笠原 君男君）

聞きましたけれども、私もそれほど詳しいわけではありませんけれども、まずゲームをスポーツ化したということなのでしょうけれども、以前は小学生でしたら、ゲームをやり過ぎますとゲーム脳とか、そういうふうな形での騒がれた時期もございましたけれども、今はゲームでオンラインで対戦するようなスポーツになっていますので、

ゲームがスポーツになっているというのはあまり理解はできないのですけれども、全国的にもやはりはやっているということを知りますし、県内でも弘前東、青森山田、青森工業、五所川原商業、八戸の光星ですか、そこはクラブ活動でも実際やっていると。高校の全国大会の選手権もある。一般になりますと、アジア大会もある。いずれオリンピック競技も目指しているということも聞いていました。

それらについては、少人数、機器にはお金がかかるとは思いますけれども、少人数で、よく言えばゲーム好きが全国レベルに達していけばいいのかも分かりませんが、そういうふうな、今まで嫌われたようなゲームだったので、やはり時代の流れで、そういうeスポーツというふうなことも取り組んでいる学校もあるということだし、全国的に見れば私立校が多いのですけれども、そういうeスポーツのクラブ、専門学校もあるということも何かちらっと聞いたことあるのですけれども、そこまではちょっと私も分かりませんが、そういうふうなものを、モニターを合わせて5台ぐらい、400万円ぐらいで何とかするそうらしいので、そこはまず町長の判断で、三戸町にeスポーツのクラブをつくりましたとか、そういうふうなことをやれば、ゲーム好きの子供さん方も結構向いてくるのではないかなというふうにも考えられます。eスポーツがいいか悪いかは何とも私も言えませんが、指導する方々もいらっしゃるということも聞いていますし、今まで嫌われ者のゲームでも、そういう全国レベル、全国大会、そういうふうな形で持っていけるような形もあるということを知っていただければなど。実際はお金がかかるものですから、何とも言えませんが、面白そうだな、やるということを知れば、もっと生徒も集まるのではないかなというふうに思います。

最後になりますけれども、やはり三戸町として何らかのアピールを、アクション、PRを起こしていかないと、三戸高校の維持というのは難しいと思います。そうではないですか、町長。やはり40名の定員を何とか確保して、ずっと持続的にいける高校として持っていきたいと、そういうふうに私も、名久井農学校卒業ですけれども、本当は入るときは三高に入りたかったのですけれども、やはり憧れの高校でした、私にとっては。そういったところがなくなるということも悲しいことだし、なくなった五戸や田子町には申し訳ないのですけれども、最後に残った高校を何とか維持することをお願い申し上げたいと思います。まず最後、町長から三高をどうしていきたいか意気込みをお聞きして終わりにしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○町長（松尾 和彦君）

ただいま小笠原君男議員から、三戸高校の存続について大変丁寧に、また細やかにご質問をいただきました。

小笠原議員の思いというものを私どももしっかりと受け止めて、何とか三戸高校が定員割れをしないように、また今後とも長期間存続するように、町としてしっかり対応していかなければならないと思っております。

またその中で、やはり我々の非常に難しいところといえますか、今なかなか見えていない部分のさらなる魅力づくりというところにつきまして、知恵を絞っていかなければならないのだと思っております。その部分につきましては、活性化協議会の中でも、あるいは現実に三戸高校の教員の先生方ともタッグを組み合わせながら、また町もタッグを組み合わせながら、絶対にこれを閉校することがないように努力をしていくと、とにかく真っすぐそこに向かってやっていくということでございます。必要な提案なり、予算措置等の考えがまとまりましたら、また改めて議員の皆様にはご相談を申し上げていきたいと思っておりますが、町としてずっと存続してきた三戸高校の存続、これはもう

至上命令だと、そのような思いで頑張っていきたいと思います。

○2番（小笠原 君男君）

町長からも決意は聞きました。全国募集されて、地元から全然入らなかったということにならないように、やはり地元が一番盛り上げていくということを形づくっていかないと、三高は残っていかないと思いますので、ぜひとも肝に銘じて、せっかく残った学校です。なくさないように何とか努力して、維持していただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

散 会

○議長（竹原 義人君）

以上で本日の日程は全部終了しました。
本日はこれで散会します。

午後4時48分 散会

第6日目 令和4年9月7日(水)

○議事日程

第1 一般質問

柳 隼 圭太議員 1. 三戸地域における福祉サービスについて

藤原 文雄議員 1. 町の歴史文化財等の整備状況について

竹原 義人議員 1. 町の議会(議員)軽視と思われる対応について

第2 報告第7号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて
(令和4年度三戸町一般会計補正予算(第5号))

第3 報告第8号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて
(令和4年度三戸町一般会計補正予算(第6号))

第4 議案第50号 三戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

第5 議案第51号 財産取得について

第6 議案第52号 三戸町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

第7 議案第53号 三戸町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

第8 議案第54号 令和4年度三戸町一般会計補正予算(第7号)

第9 議案第55号 令和4年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計補正予算(第1号)

第10 議案第56号 令和3年度三戸町一般会計歳入歳出決算認定について

第11 議案第57号 令和3年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計歳入歳出決算認定について

第12 議案第58号 令和3年度三戸町営簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

第13 議案第59号 令和3年度三戸町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

第14 議案第60号 令和3年度三戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

第15 議案第61号 令和3年度三戸町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

第16 議案第62号 令和3年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

第17 議案第63号 令和3年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計歳入歳出決算認定について

第18 決算特別委員会設置(令和3年度決算認定8件付託)

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(14人)

1番 柳 隼 圭 太 君

2番 小笠原 君 男 君

3番 和 田 誠 君

4番 越 後 貞 男 君

5番 乗上健夫君
 6番 山田将之君
 7番 栗谷川柳子君
 8番 藤原文雄君
 9番 番屋博光君
 10番 千葉有子君
 11番 久慈 聡君
 12番 澤田道憲君
 13番 佐々木和志君
 14番 竹原義人君

○欠席議員（0人）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

○町長部局

説明員	三戸町長	松尾和彦君
委任説明員	副町長	馬場浩治君
	参事（税務課長事務取扱）	遠山潤造君
	参事（住民福祉課長事務取扱）	馬場均君
	参事（総務課長事務取扱）	武士沢忠正君
	参事（三戸中央病院事務長事務取扱）	沼澤修二君
	健康推進課長	太田明雄君
	会計管理者（会計課長）	井畑淳一君
	農林課長	極檀浩君
	建設課長	齋藤優君
	まちづくり推進課長	中村正君
	総務課財政指導監	下村太平君
	三戸中央病院事務次長	松崎達雄君
	総務課防災危機管理室長	多賀昭宏君
	まちづくり推進課やわらかさんの交流室長	北村哲也君

○農業委員会事務局

説明員	会長	梅田晃君
委任説明員	事務局長	極檀浩君

○教育委員会事務局

説明員	教育長	慶長隆光君
委任説明員	事務局長	櫻井学君
	史跡対策室長	奥山昇吾君

○職務のため出席した事務局職員

参事（議会事務局長事務取扱）	貝守世光君
主幹	櫻井優子君

午前10時00分 開議

○議長（竹原 義人君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第1 一般質問

<1番 柳 隼 圭太議員>

1. 三戸地域における福祉サービスについて

○議長（竹原 義人君）

日程第1、一般質問を続行します。

1番、柳 隼 圭太君。

○1番（柳 隼 圭太君）

おはようございます。それでは、2日目ではございますが、よろしくお願ひいたします。議長のお許しをいただきまして、通告に従いまして私の一般質問をいたします。今回私の質問事項は、1項目でございます。三戸地域における福祉サービスについてでございます。

それでは、本題に入ります。1番、三戸地域包括支援センターについてでございます。成年後見制度の利用者の把握と介護サービス提供の意思確認について、介護保険申請または受給者の月別並びに長期目標達成のため、介護者・成年後見事務選任者との意思確認には、自宅においての生活介助や介護を担う家族の存在が不可欠である。しかしながら、家庭裁判所による成年後見人の選任により、家族や生活介助者とのモチベーションに少し差が生じているという見方もございます。

当町の後見事務担当課では、介護提供に対する何らかの情報発信は行っているのでしょうか。また、今後成年後見制度を検討するご家族に対しまして、市民後見人などの士業者、こちらによらない後見事務制度の現状をお聞かせいただきたいと思っております。

次のページをお願いいたします。2番、認知症カフェの開催頻度と予算の増額についてをお聞きいたします。認知症カフェは、認知症や認知症周辺症状のある方のみならず、認知症ではない方も症状に理解を深め、住み慣れた環境で自分らしいライフサイクルを営むため、社会全体がこれに共感をし、人、物、またはお金の活用で、社会資源を循環させることで、認知症の方やその家族の孤立を防ぎ、さらには情報弱者の救済も開催の趣旨と私は認識をしております。今後町では、認知症カフェの開催日数を増やすことや運営資金の支援、または助成の予定はあるのでしょうか。

そして、3番でございます。認知症や障害のある方のショートステイについてをお尋ねいたします。冠婚葬祭や仕事の都合、新型コロナウイルス感染症の罹患などにより、家族介助の提供者が自宅での介護や介助ができない事情が生じた場合の支援体制の拡充について、介護保険を申請していない方や、障害により居宅生活での自立が難しい方のショートステイを受け入れている施設や団体はあるのでしょうか。こちらについてをお伺ひいたします。よろしくお願ひいたします。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、柳平議員の質問にお答えを申し上げます。

三戸地域における福祉サービスについて3点のご質問でございました。1点目の三戸町地域包括支援センターについてであります。初めに成年後見制度の概要につきまして申し上げます。成年後見制度は、認知症の高齢者や知的障害者等、判断能力が十分ではない方が日常生活や財産管理をうまくできないことで権利が侵害されないよう、支援者を選ぶことで法的に支援する制度となっております。

町では、判断能力が不十分な方で、身寄りがなく後見開始の申立てができない場合に、町長が代わって申立てを行うとともに、成年後見制度を利用するに当たっての費用を負担することが困難な方へ費用を助成する成年後見制度利用支援事業を行っており、これまで制度を利用された方は7名となっております。当該事業や成年後見制度に関しては、ポスターの掲示や医療、介護、福祉サービスに関する冊子への掲載、配布などにより、情報発信を行っているところであります。

また、本年4月から、八戸圏域連携中枢都市圏事業として、八戸圏域成年後見センターが設置されております。当該センターでは、成年後見制度に関する広報、啓発や相談支援、担い手の養成及び活動支援等の業務を行っております。今後におきましても、八戸圏域市町村と連携し、支援が必要な方が確実に支援を受けられるよう、成年後見制度の情報発信に努め、利用促進と権利擁護を図ってまいります。

次に、成年後見制度の現状についてであります。成年後見人は家庭裁判所により専門職や親族、市民後見人などから選任をされます。このうち、一般市民が一定の研修を受けることで後見活動を行える市民後見人は、現在当町では3名の方が登録されております。これまで活動実績はございませんが、高齢化の進行などを背景に、今後ますますニーズが高まると考えられることから、市民後見人の養成、支援に努めてまいります。

次に、2点目の認知症カフェの開催頻度と予算の増額についてであります。高齢社会の進展により、全国の認知症高齢者は、2025年には約700万人、65歳以上の高齢者の約5人に1人に達すると見込まれております。このような中、町では、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるまちづくりを目指し、令和元年6月にオレンジカフェSAN・SUNさんのへを設置しております。町内では、このほか三戸町社会福祉協議会など、町内介護事業所3か所での認知症カフェが設置され、合わせて4か所での運営が開始されております。

しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から、令和2年度以降は全て中止を余儀なくされてまいりました。長引くコロナ禍において、認知症カフェに限らず、出かける機会や集まる機会の減少などから、高齢者の心身への影響などを考慮し、本年7月、2年半ぶりの再開をしたところであります。認知症カフェは、本来お茶を飲みながらゆっくりと語り合い、交流する場となっておりますが、コロナ禍においては参加者の安全を第一に考え、その時々状況を見極めながら、適切な方法で実施することが重要であると考えております。

認知症カフェの開催頻度についてであります。いまだ新型コロナウイルス感染症の終息の兆しが見えないことなどから、介護事業所の運営によるカフェは再開の見通しが立たない状況ではありますが、終息後の再開に向け、引き続き関係機関と連携を図ってまいりたいと考えております。また、認知症カフェへの助成につきましては、事業者の負担軽減を図るため、例年予算を措置させていただいており、再開に当たっては、活用していただくようご案内をしているところであります。

次に、3点目の認知症や障害がある方のショートステイについてであります。介護保険制度は介護が必要となった高齢者とその家族を社会全体で支えていく仕組みであり、在宅及び施設等サービスについて、基本的に費用の1割をご負担いただくことで利用できる制度となっております。そのため、介護保険を申請していない方の急な相談におきましても、利用者の費用負担の低減を考慮し、可能な限り介護申請を促し、認定を受けていただいた上でサービス利用につなげております。

三戸町において、ショートステイをはじめ高齢者が入所できる介護施設は8施設あります。いずれの施設におきましても、介護保険制度にのっとり、介護認定を受けた方を対象にサービス提供がなされております。在宅で介護を行う場合、本人の状態とともに、介護者の心身の状態も大きく影響を及ぼします。今後とも個々の事例に応じて医療、介護、福祉等の関係機関と連携を図りながら、適切な支援につなげてまいります。

○1番（柳 圭太君）

ありがとうございました。それでは、分かりました点もございましたが、再質問のほうさせていただきたいと思っております。

まず初めに、地域包括支援センターについて再質問をさせていただきます。介護提供、情報発信について、確認の意味で質問をさせていただきたいと思っております。相談窓口というものがいまいち分かりづらかったものでございますが、こちらは基本的には地域包括支援センターを管轄している健康推進課が窓口となるのか、それとも町内会や民生委員を通じてというような形になるのか、そういった形でも相談できるのか、こちらをお聞かせ願いたいと思っております。

○健康推進課長（太田 明雄君）

ただいまの柳議員のご質問にお答えいたします。

ただいまのご質問、相談窓口ということで、これは成年後見制度に関する相談窓口という意味でのご質問であろうかと思っております。その前に、もう一度成年後見制度について概要を簡単にご説明させていただきたいと思っております。

成年後見制度、これは認知症や知的障害、精神障害により判断能力が低下した人のサポートをする制度でございます。この後見制度には、法定後見と任意後見の2つがございます。法定後見は、本人の判断能力が低下してから親族等が家庭裁判所に申立てを行います。この成年後見制度の利用が必要な状況にあるにもかかわらず、身寄りがない、あるいは身寄りがあっても音信不通などの場合には、居住地の市町村長が申立てをすることができるということとなっております。また、法定後見には、判断能力に応じて後見、保佐、補助の3種類がありまして、判断能力を常に欠いている人には成年後見人が選任されるというものでございます。

この成年後見制度の三戸町での相談窓口でございますが、64歳までの方については住民福祉課、65歳以上の高齢者の方については健康推進課がそれぞれ窓口となります。また、ご相談に当たっては、ご家族や民生委員あるいはサービス事業者、医療機関あるいは町内会の方など、どなたからのご相談にも対応しているところでございます。

以上でございます。

○1番（柳 圭太君）

分かりました。では、その都度受けた相談に応じて、各課の職員が対応していただけるということですのでよろしいですね。

では次に、市民後見についてお尋ねをいたします。この市民後見人というのは、どういった方が選任されるのでしょうか。こちらについて、もう少し詳しくお聞かせいただきたいと思いますと思っております。

○健康推進課長（太田 明雄君）

市民後見人についてのご質問でございますが、市民後見人として活動をするためには、地域住民を対象に開催されます市民後見人養成研修というものを修了いたしまして、三戸町へ名簿登録をしていただく必要がございます。もう少し具体的に申し上げますと、八戸圏域で養成研修を開催しておりますが、こちらに参加をしていただきます。八戸圏域で開催する養成研修は、国から示されたカリキュラムを参考に行う研修でございます。こちらのほう研修を受講いたしますと、修了証が交付されます。そして、登録に必要な申請書類、こちらを提出していただき面接を行った後、三戸町の名簿のほうに登録されるということとなっております。

以上でございます。

○1番（柳 隼 圭太君）

ありがとうございました。ちょっと細かい質問になるかと思いますが、先ほどお答えいただいた研修、八戸圏域の研修というような中に、この研修の内容というものを具体的に、どういった研修内容となるのか、年間どれぐらいやるのか、あと研修にかかる費用負担というのが分かればお聞かせいただきたいと思いますと思っております。あとは、受講修了証というものが、多分家庭裁判所から頂くと思うのですが、そうなった際に更新研修みたいなものがあるのか、そういった面からもお答えをいただきたいと思いますと思っております。

○健康推進課長（太田 明雄君）

市民後見人養成研修の内容、回数、それから費用負担について、まずお答えをいたします。

養成研修、こちらは基礎研修と実務研修がございます。基礎研修は6日間、実務研修が5日間、合わせて11日間の研修を受講していただきます。

内容でございますが、基礎研修では成年後見制度について、あとは障害者の理解や接し方について、消費者被害について、あとは市民後見活動などについての講義を受けていただきます。また、実務研修では、高齢者及び障害者との関わり方の体験学習、申立て書類の作成方法、あとは後見人の実務として高齢者及び障害者の事例についての演習、検討、こういったものを行っていただくこととなります。こちらの行政研修の受講に当たりましては、受講者ご自身の費用負担というものはございません。

それから、こちらの研修を修了しますと、八戸圏域のほうから修了証が交付されます。こちらの更新についてということでございますが、先ほどの養成研修、こちらを全て受講し、修了した方が町への名簿登録がされます。町は、名簿登録をして、その名簿を管理するということとなります。登録した市民後見人の方には、毎年度町が登録を継続することの意思を確認しております。登録を継続するに当たりましては、年2回以上八戸圏域で行うフォローアップ研修というものがございますので、そちらの研修をまた受講していただくということが要件となっております。

以上でございます。

○1番（柳 隼 圭太君）

具体的概要は分かりました。

それでは、地域包括支援センターの全体についてをちょっと聞きたいと思っております。私、令和2年の12月議会の際にも、この地域包括支援センターのお話をさせていただいたのですが、その際に町長のお答えには、現在は八戸市も含めた連携中枢都市圏の中で、八戸市のほうにその点について一緒にできないかとか、お願いできないかというようなお話も今現在しているところがございますとありました。先ほどの答弁の中にも、連携中枢都市圏というようなお話がございました。今現在町としてどのような進展があったのか、事業としてどのように進めているかというようなことをもう少し具体的にお聞かせいただければと思っております。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、まず私のほうからお答えを申し上げたいと思います。過不足があれば、担当課のほうからお伝えすることになろうと思っております。

議員ただいまお話をいただきましたように、昨年度八戸圏域連携中枢都市圏の市町村長会議の場において、本日議員のほうからご質問いただいている成年後見制度の部分について要望いたしました。要望の内容というのは、各自治体ではなかなかこの専門職という部分を、人材を確保するのが難しいということが挙げられておりますので、そういったことを含めて、圏域で対応ができないかということでご相談をしたところでございます。その結果、八戸圏域連携中枢都市圏の中で、今年度から事業として進んでいるというところでございます。

また、お尋ねの地域包括支援センターの部分につきましては、議員お尋ねの権利擁護の業務を含め、介護予防、ケアマネジメント、総合相談、包括的・継続的ケアマネジメントの4つの業務を行っております。つまり、高齢者の身の回りの様々なことについて、自治体としてしっかり責任を持って対応していかなければならないものというふうに考えてございます。

○健康推進課長（太田 明雄君）

ただいまの成年後見制度の中核機関の広域設置に関しまして、若干補足をさせていただきます。

これは三戸町に限らず、独り暮らしの高齢者あるいは高齢者夫婦のみの世帯というのが今全国で急増しているということで、預貯金の管理であるとか、医療、介護の契約、そういったことにお困りになる高齢者の方が今後ますます増えていくということで、そういった課題を解決するために利用者の相談窓口となり、家庭裁判所など関係機関同士の調整役を担う中核機関の設置というものが各市町村に求められておりました。

しかしながら、この中核機関の運営に当たりましては、成年後見制度の実務経験と十分なスキルを有する職員が必要である、また委託する場合には非常に費用が高額であるということで、費用や人材面の課題があったということで、町村での単独設置というものがなかなか難しいという状況がございました。先ほど町長から話がありましたとおり、三八市町村長行政懇談会で協議をいただき、それを受けまして、本年4月1日に八戸圏域成年後見センターが広域設置をされたというものでございます。このセンターにおきましては、専門性を有する人材を市町村間で共有いたしまして、制度の広報や相談支援、後見人の支援等の業務を行っているところでございます。

以上でございます

○1番（柳 圭太君）

分かりました。人材確保の面の課題であったり、様々な諸課題について課題を解決するために、まず町として広域連携のほうに要望をして、その後取組であったり、事業のほうを推し進めているということで承知をいたしました。取組や事業については、本年から行われたものであるということで、成果や実績などについては、これから表れてくるものだと思っております。また、今後も担当課の皆様や様々な関係の委員であったり、その方々と情報共有しながら調査をしていき、この件については再度質問を検討していきたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

次に、認知症カフェについてご質問をさせていただきたいと思えます。まず、町長もおっしゃってございましたとおり、コロナ禍ということもあって、すぐにではない、これまでどおりの開催形式に戻していけるように努めていきたいというような形ではご理解はいたしました。

では、認知症カフェを通じて認知症への理解、またそれ以外の病気をより多くの方へ、世代へ知っていただくことはもちろん、様々な町民の方の憩いの場として、相談の場として活用していただきたいと、そういった趣旨だと私は思っております。また、そのためには、どのような取組が必要かというようなのを担当課、または町側のご意見を聞きたいと思っております。お願いします。

○健康推進課長（太田 明雄君）

ただいまのご質問は、認知症の理解を深めるための取組、あるいは認知症カフェへの参加をしていただくための取組についてのご質問であるというふうに思います。

町長からの答弁にもございましたとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりまして、約2年半休止という状態が続いておりました。オレンジカフェ休止期間中は、カフェの活動であるとか、認知症に関する情報を紹介する情報紙、オレンジカフェ通信というものをこれまで計8回発行いたしまして、行政回覧のほか介護施設や医療機関への配布、役場窓口への設置などによりまして、より多くの町民の方の目に触れるように努めてきたところでございます。

また、若い世代の方に対して、認知症の正しい理解を深めるための取組といたしましては、認知症サポーター養成講座というものを例年開催しているところでございます。こちらは、一般住民をはじめ、町内事業所の働き世代の方や小中学生、高校生にも参加をしていただいているところでございます。

以上でございます。

○1番（柳 圭太君）

分かりました。様々な取組をされているということで、情報紙を計8回発行していたり、窓口へ設置しているということで、取りあえず置いているということだけですが、今後ネットを使ったりですとか、または違うところに設置してみたりというのも1つ方法としてはあるのかなと思っております。

あと、3番の件についてはおおむね理解したので、最後全体についてちょっとお聞きしたいと思っております。まだ終息の見えないコロナ禍の中、担当課の皆様、また医療従事者の皆様、その他多くの方が日々多くの課題に向き合っていて、苦慮されているとは思いますが、また、その件に関しましては非常に感謝を申し上げます。

町長は、こうおっしゃってございました。高齢者の方々にも日々安心していただける、生活していただける、そのことが町の安全、安心、そして町の魅力にもつながると。この件に関しては、私も非常に共感する部分でもあります。しかし、今回ご自身の感

染症対策の甘さでコロナウイルス感染症に罹患をしてしまって、一時的にはあるのですが、すけれども、地域における福祉サービス、また行政サービスを停滞させてしまった、これは冒頭町長が町民を不安にさせてしまった、心配させてしまった、こういったことに関して、町長、どのようにお考えでしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

ただいま柳零議員から、今回の私のコロナの感染についてのコメントということだというふうに思います。できるだけ業務の停滞がないように、自宅隔離の期間中ではあっても、オンラインでの打合せを行ったりしたところではございますが、実質として、やはり私自身が会議であったり、そういう場に出られなくなった、あるいは代理等で対応したというところがあるのは事実でございます。今回の自身の感染については、甘かったのではないかというご指摘があっても、仮に私自身しっかりと対応したつもりではあっても、感染をしたという事実は、これは曲げられるものではございません。そういった意味におきまして、私自身の感染を報道等で知った多くの方々には、心からおわびを申し上げたいというふうに思っております。

ただ、感染対策をどこまで厳密にできるかということ、やはりそれにも限界があるということも、今回の私の件でも分かるのではないのかなというふうに思っておりますが、そうはいつても、やはりまずは基本的な手指消毒、手洗い、あとマスクであったりとか、3密の回避であるとか、そういったところをやはりやっていくしか、この方策とすればないということを改めて、気を引き締めて、今後のコロナ対策に役立てていただければなという思いでございます。

○1番（柳零 圭太君）

分かりました。まず、町長は町のトップリーダーというわけでもございますし、町民の生活を第一に守る立場でもございます。それは、私自身にも言えることでございますし、14名いる議員にも全て言えることだと思っております。ただ、町長自身も人でございますので、必ずしも体調を崩さないというわけではございません。まず、今回の件を私自身も、町長も、しっかりと肝に銘じまして、お互いに感染対策をさらに徹底して、町政運営に努めていただきたいと思いますと思っております。

では、誰もが気軽に相談してもらえ、相談できる体制づくり、そしてまた今後地域住民のさらなる生活、安心、安全に努めていただくために、町長、今後さらにご尽力をされると思うのですが、それについて改めて伺いたいと思っております。地域包括支援センター、これが町長にとって、当町にはどのような存在なのか。また、当町における福祉サービスというものが、町長はどのような存在なのかというもの、こちらについて、その考えを伺いたいと思っております。

○町長（松尾 和彦君）

ただいまコロナの感染のところから広がって、地域包括支援センターのことのご質問でございます。先ほども若干触れましたが、地域包括支援センターの業務として、4つの業務があるということはお話を申し上げました。その他、町としての非常に大事な部分として、専門知識を持った職員が介護サービスや介護予防サービス、保健福祉サービス、日常生活支援などの相談に応じ、必要に応じて関係機関につなげるなど、介護医療、保健福祉の両面から高齢者を支えていく総合相談窓口としての役割を担っているところでございます。

今回のコロナの件につきましても、何か心配なことがあれば、ぜひ役場に連絡をい

ただいて、それに対して丁寧に、親切に対応できる総合相談窓口というのがやはり大事なのだというふうに思っておりますので、職員共々努力をしながら、十分そういったサービスが提供できるように今後も努めてまいりたいと、そのように考えております。

○1番（柳 圭太君）

分かりました。まず、そのために日々様々な情報収集であったりとか、様々な要望を今後他町村のほうにご要望していただく機会も町長には今後さらにあると思うのですが、引き続きそのためにご尽力いただきたいと思います。また、我々とも情報共有する部分もあると思いますが、何とぞよろしく願いいたします。

地域の受入れ、様々な皆様との情報共有をさらに深め、今後地域の声というのは、さらに多様化してくると思います。今後も情勢というのは日々変わっていきますし、それに対しまして、国または県、近隣町村というものも動きが変わってくると思います。そういった変わっていく国、県と情報をさらに連携していきながら、今後この地域包括支援センターというものがより多くの地域住民の皆様の声を拾っていただけるような、そんな存在であってほしいと私自身が願っております。

いま一度、私はそう願っておりますが、町側の意見をさらに聞いておきたいと思っておりますが、どうでしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

再度ご確認ということでございます。私ども、この自治体を運営していく者として、高齢者に対するサービスというのは、やはり安心してもらうというのが何より大事なことなのだというふうに思っております。それに対応した形の地域包括支援センター、先ほどお話しした4つの業務は当然のことながらあるのですが、それに関わる様々なところまで含めて、やはり私どもが一番行政の中で窓口としての意識をしっかりと持って、適切に対応していきたいというふうに思っております。

○1番（柳 圭太君）

繰り返しお声を聞いて申し訳なかったです。ありがとうございました。

以上で私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩します。

（午前10時40分）

休 憩

（午前10時41分）

<8番 藤原 文雄議員>

1. 町の歴史文化財等の整備状況について

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

8番、藤原文雄君。

○8番（藤原 文雄君）

通告書にしたがいまして、今回の私の質問は1項目であります。よろしくお願いいたします。

1、町の歴史文化財等の整備状況について。三戸城跡がついに、これまで町が目指してきた国指定史跡になりました。私も町民の一人として大変うれしく感じるとともに、これまで以上に町民が歴史文化に触れ、それらを活用したまちづくりを進めるべきと思います。三戸城跡に限らず、町には様々な歴史文化財があると思われませんが、それらの管理、整備状況について伺います。

- 1、歴史民俗資料館の運営状況。
- 2、発掘調査での出土品の管理状況。
- 3、統廃合された小中学校等の資料管理状況。
- 4、個人所有の文化財の管理状況。

以上、4点について伺います。よろしくお願いいたします。

○教育長（慶長 隆光君）

藤原議員からご質問のありました町の歴史文化財等の整備状況についてご答弁申し上げます。

初めに、1点目の歴史民俗資料館の運営状況についてであります。三戸町立歴史民俗資料館は、昭和42年に開館した温故館と、昭和46年に開館した郷土館、そして昭和51年に開館した資料館の3つの館で構成された展示収蔵施設でございます。このうち、昭和42年に開館した温故館は55年目を迎えております。青森県内の博物館等の中では最も長い歴史を持ち、開館からこれまで、町内の自然、文化、歴史資料の収集と展示を行ってまいりました。

また、展示に関しまして、温故館は刀やよろい、着物、古文書など、江戸時代の武家に関するものを中心に展示しております。郷土館は、農業、林業、漁業など、近代に地元で使用されていた民具を中心に展示しております。資料館は、三戸城跡が国史跡に指定されたことを受け、三戸城跡の歴史を中心に展示しております。

なお、収蔵する資料は年々増加しており、資料館の収蔵庫だけでは保管ができなくなっていることから、所有する一部は公民館の文化財整理室とアップルドームの資料保管室で保管整理しております。

次に、2点目の発掘調査での出土品の管理状況についてであります。これまで町が主体となって発掘調査が実施された遺跡の出土品は、コンテナに換算して、総数は約200箱を数えます。このうち約150箱は公民館の文化財整理室、残りは資料館やアップルドームの収蔵庫などで保管しております。また、平成3年度から6年度にかけて行われた一般県道櫛引上名久井三戸線の道路新設工事に伴って実施された泉山遺跡発掘調査の出土遺物約300箱についてですが、調査を実施した青森県埋蔵文化財調査センターに保管されております。

これらの出土遺物については、重要なものについては、資料館をはじめとした公共施設の一角において常設展示し、一般に公開しております。

次に、3点目の統廃合された小中学校の資料管理状況についてであります。教育委員会では、行政文書については文書管理規程に基づき永年保存、5年保存、1年保存など、保存期間を定めて管理しております。その中でも、三戸町の教育及び学校の

歴史をひもとく上で重要な記録資料となる学校沿革誌、周年行事・記念行事関係書類等は永年保存とするなど、廃校にあっても統合先へ確実に移管するよう適切に保存管理しております。また、文書に該当しない学校資料や学校に寄贈されたものなどは、引継ぎの重要度、保管の物理的スペース等を勘案し、できる限り統合先へ移管しております。

次に、4点目の個人所有の文化財の管理状況についてであります。現在町には国指定文化財が2件、国登録文化財が5件、県指定文化財が14件、町指定文化財が23件、合計44件の指定文化財がございます。このうち個人や団体が所有、管理しているものは、39件となっております。これらの文化財は、当町の歴史を知る上でかけがえのない貴重な遺産であることから、次世代へ継承するため適切に保存していく必要がございます。そのため、毎年青森県と連携して行っている文化財パトロールにおいて、定期的に文化財の状況を確認するほか、管理における改善点等について指導、助言するなど、適切な保存に努めております。

三戸城跡の国史跡指定を契機に町民が歴史文化に触れ、それらを活用したまちづくりに資するよう、文化財の整理、保存、活用に一層適切に取り組んでまいります。

○8番（藤原 文雄君）

ただいま4件について教育長より説明をしていただきましたけれども、順次1番から質問をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

先ほど民俗資料館についての歴史、昭和42年に温故館が建てられたということ、それに続いて郷土館が昭和46年、資料館は昭和51年ということですが、これ三戸町が管理をして入館料を取っているということで、町民のみならず、町外の人たちからも見てもらえる状況にはなっていると思われましても、端的に申しまして、温故館について第1点が、もうそろそろ展示のリニューアル、具体的には壁紙であったり、ケース内のクロスであったり、かなり見苦しい状態になっているなど感じております。今までなぜそのままにしてきたのかも含めて、1点伺いたいということ。

それから、先ほどの説明にもありましたけれども、郷土館に収められているのも毎年増加傾向にあるということでございますけれども、今後窮屈になった物品等についての管理、それから展示について、何か町として考えられているかについて伺います。

○史跡対策室長（奥山 昇吾君）

ただいまの藤原議員のご質問にお答えいたします。

まず、温故館の展示について、例えば壁紙ですとかケース内の紙がそのまま、長い間そういった展示状態になっていると。なぜかということですが、こちらのほう毎年展示が終わりまして、保存の作業とかクリーニングとかメンテナンス、そういったのを毎年会館の終了時期に行っております。この際にリニューアルを含めて、どんどん更新していくということも考えられますけれども、保存状況でどうしても同じ紙質のものを保たなければならないという部分もあったと思います。また、逆にリニューアルのために紙等を更新するということもあつたかもしれません。ですので、この件につきましては、展示のもっとよい見せ方という意味で、ちょっと考えていかなければならないかなと、こう思っております。

また、温故館内の壁紙等については、確かに老朽化しているということで、こちらもちょっと考えていかなければならないなと、こう思っております。

2つ目の、資料館内の展示物の増に関する今後の対応ということでございますけれども、資料館の収蔵物に関しては、収蔵している物品がかなり多い状況でございます。

資料は全部で、備品目録をつけたもので1,671点、これを収蔵しております。そのうちの3割に当たります約500点を展示している状況でございます。

なぜ増加していくかという、収蔵品が増加していくかということは、これは町民の方が持っているものを、高齢化等によりまして町に預けたい、寄贈したいと、そういった意味でどんどん増えている状況ではございますが、全部が全部受け入れているわけでもない。価値のあるもの、また展示に耐え得るもの、そういったものは寄附を受けているところでございます。

今後は、確かに物が増えていく、そういったことから、展示スペースも現在のところは限られておりますので、企画展を通しての展示でありますとか、折を見て展示品の整理をしながら、テーマに沿った展示をして、なるべく循環させて展示していくとか、そういった方法で展示の工夫をしてまいりたいと、数の対応をしていきたいと思っております。

○8番（藤原 文雄君）

ただいま2点について説明をしていただきましたけれども、温故館の管理等については考えなければならないという前向きな考え方をしているということだと思いますけれども、三戸町で国指定を受けているのは、今回の三戸城跡と、あともう一つ、2つあるわけなのですけれども、そういったことを含めて、世間一般に周知される大きな出来事であったということで、大変うれしく思うのですが、そのことを機に、三戸町が注目されている状況の中で、温故館並びに民俗資料館をもっと有意義に使っていかなければならないのではないかなと思っております。

前向きに考えているということなのですけれども、私自身は今回の、今年三戸町でも記念行事等行われました。コロナ禍の中で、まず記念行事としてイベントを開催した、これはコロナ禍で大変な時期でも、まずは実行できたということは大変よかったと思いますけれども、私自身考えるには、もう少し今回の機を利用して、記念行事といったものにつなげていくべきではないかなというような考えを持っています。これ、まちづくり推進課でやる様々な行事と、もう一つは教育委員会で管理している温故館、資料館等のリニューアルということを記念行事として、町としてやってもいいのではないかなというぐらい考えるわけなのですけれども、そもそも温故館の建設に当たっては、第44代南部当主、南部利英氏を委員長にして、寄附により建設された歴史があります。さらには、資料館は46年に建設されていますけれども、これも本町の大工組合の労働奉仕作業によって建設された、町民にとって物すごく思いの籠もった施設であります。

今回の国史跡指定に当たっては、その当時の、中世の南部氏が治めていたということからは外れる建物ではありますけれども、これは長い歴史の中で、三戸町に関連する大切な建物であると思っておりますので、これを今回の記念として、事業としてリニューアルをするべきではないのかなと強く思って、今回提案させていただきました。特にこの頃上がって見た方、分かるかと思っておりますけれども、展望スペースの眺めが本来はいいはずなのですけれども、ガラス等が大変汚れていたりということで、せっかく入館料を払って上がってもらった割に、ちょっとがっかりする状態になっているということで、ぜひともこれは前向きに考えていただきたいなと思っております。

2番目の発掘調査での管理状況ということで、これもかなりそういう遺物があるということで、コンテナにして200箱あって、さらには泉山遺跡の分が300箱、これ先ほど説明にありましたように、調査を進めれば必ず増えていくということで、現在町の施設に様々、公民館であったり、アップルドームであったり、あとは資料館に保管を

しているという状況だということなのですけれども、これも次の展開をそろそろ考えなければならぬのではないかなと思っています。

先ほどの1番の説明の中にもありましたけれども、郷土館に置かれているものも増える、なおかつ発掘調査でも出土品が増えていく。こういった中で、そろそろ違った建物を考えて、これは新しい建物を建てましょうという発想ではありませんが、町民にも広く見てもらえるような方法で出土品とかを、今までも展示等はしているけれども、もう少し広いスペースで展示して、整理をしていくというような方法を考えるべきではないかなと思っているのですけれども、具体的に町としてそのような予定等はあるかについて伺います。

○史跡対策室長（奥山 昇吾君）

将来展示スペースを設けて、具体的な展示方法の予定はあるかということですが、今現在のところは新しい施設を建設するとか、そういった具体的な計画はありません。

保管している資料に関してですけれども、どのような活用がなされているか、一部は展示はしているところではございますけれども、中には学校の社会科で学んでおります道具と暮らしの移り変わりというような授業の中で、職員が出土品を持参して出向いて出前授業を行っているとか、そういった眠っている資料に関しても有効な活用ということで、実施している面はございます。

以上でございます。

○8番（藤原 文雄君）

まず、計画はまだ具体的にはないけれども、学校の社会科等の授業に対しては出向いて、持って行って見てもらったりというような活動はしているということでございましたけれども、この部分について、先ほどの歴史民俗資料館、郷土館の部分等々に考えていただいて、もうそろそろ考えていく時期に入っているのではないかなと思いますので、そこのところをよろしくお願ひしたいと思ひます。

3番目の、統廃合された小中学校等の資料管理状況について先ほど説明をしていただきましたけれども、保存はまず5年、10年、永年ということで、きちんと資料等は管理されているということで、できる限り統合先の学校に持って行って管理をされているということでございましたけれども、それを聞いて少し安心はしましたが、例えば学校の歴史を考えますと、昭和30年の当時、小学校は三戸町に12校あって、中学校は5校あったと。これが昭和を過ぎて平成、令和4年度、小学が2校、中学校が1校。これまでの歴史を考えると、急激に学校が減った、そのことは事実でありますし、当時の卒業生だつたりにすれば、大変苦しい、つらい時期もあったと思われまふけれども、そういった思いというのをきちんと確認できるような管理方法をしていただきたいというのが1つあります。

先日確認のために図書館に行ってまいりましたけれども、残念ながら、まだ学校関係の資料というのがあまり図書館では見られなかったというのが、少し残念な部分だと思います。というのは、三戸の町民、三戸出身者の方に聞かれること等があったりするのですけれども、やはり三戸町から出ていった方、そちらで2世、3世になった方が自分のルーツを探してというような方もたまに会う機会がありまして、そういったときにどこを案内すればいいのかなというようなことがございます。取りあえず、図書館に行けば何かあるのではないかなというような説明はするのですけれども、心配になってこの間確認をしましたら、なかなか具体的な学校統合についての資料というのがあまり見られなかったというのが少し残念でございます。そこら辺のところはき

ちんと、図書館でありますから、整備をしていただきたいなど考えておりますけれども、ちょっと話が長くなりましたけれども、三戸町での歴史の資料を定期的に出しております、書籍。昭和54年に「三戸町通史」が出され、20年過ぎたあたりですか、「三戸町史」として全3巻の歴史の書籍が出されている、平成9年。それからさらに過ぎて、去年、令和3年に三戸町の発掘調査の総括報告書というのが出されているということなのですが、歴史資料を総括した資料みたいなものが、全体を総括した資料等を今後出版する用意があるかについて、少し伺いたいと思います。

○史跡対策室長（奥山 昇吾君）

藤原議員のご質問の中で、昭和54年に「三戸町通史」、平成9年に「三戸町史」全3巻、昨年度は城山の発掘調査に係る総括報告書が出されたということでございます。三戸町全体の歴史に関する「三戸町史」、また今後発刊する予定はあるかということですが、現在のところはございません。これからまた新しい発見ですとか、新しい事実の積み重ね、文化財の価値のあるものがまた発見されたとか、そういったものが積み重なっていけば、また今後考えていく可能性もあるということでございます。

○8番（藤原 文雄君）

学校のところで質問を聞いてしまって、でもちょっと関連があるので、続けさせていただきますけれども、結局町のそういった歴史、書籍にすることが取りあえずは後世に残すためには一番いいだろうと思うわけなのですが、学校関係のことについても、先ほど述べた、資料にはある程度記録として残っている、そういったものが、図書館にはそれがありませんでしたので、何とか確認はできる状態ではあるのですが、それでもちょっと寂しい感じがしているということで、今回お伺いをしたのですが、学校関係でいいますと、各学校ではそれなりに歴史があって、子供たちの文集であるとか、そういったのはどうなっているかというのは、今は分からないと思うのですが、本来であれば、例えば学校が50年、60年続いて、毎年文集を作る、そういった場合に、これは1年分であればそのときの子供たちの状況なのですが、50年分集まると立派な歴史資料になると思っておりますけれども、やはり三戸町は教育のまちと言われておりますので、そういった文集の辺りは、今後できる限り残す努力をしていただければと提案させていただきます。

4番の個人所有の文化財の管理状況について、先ほども説明をしていただきましたけれども、三戸町にはいっぱいやっぱりあるということで、それについての管理とかはきちんとやられているということのお話だったと思うのですが、ここでちょっと確認したいのですが、まず文化財パトロール等をやっているということで、現在ある文化財についての管理はやられているということだと思いますけれども、実際状況を私ちょっと見ましたけれども、三戸町で指定されているのが、例えば23あるということなのですが、そのうち町が管理しているものもあつたり、個人が管理している部分がある。今回ちょっと確認をしたのは、個人が管理している部分について、町としてどういった具体的な管理方法について手だてがなされているのかについて、もう少し詳しくお聞かせ願いたいと思います。

○史跡対策室長（奥山 昇吾君）

具体的に、個人が所有する指定文化財についてどういった手だて、指導等が行われているかということでございますけれども、保存が困難であるとか、そういった場合もあるかと思っております。また、現状が傷んでいるとか、そういった部分もあるかと思

ます。町の職員が現地に赴きまして、現状の記録や聞き取り調査を行った上で、指定区分に合わせた関係機関と協議するなど、保存に対する手だての指導、助言を行っているというのが主なものでございます。

○8番（藤原 文雄君）

個人所有に対して指導、助言をしているということ、町として今までは、例えば物ではなくて場所だったりするところにはきちんと看板等が立てられていて、やれることは、文化財の周知のところだったりきちんとやられていると思いますけれども、先ほどのお話を聞くと、これから個人の人はどうやってそれを管理していくのかということについて、やはり私は町としてもう少しフォローをするべき時期になっているのではないかと思います。町の文化財23件のうち5件が個人、そのほか主なものがお寺だったり、神社だったりの方が所有している。それぞれその場で管理等はなされていると思いますが、町がきちんと認めた文化財でありますので、これはきちんと予算的な措置を提案してやっていくべきではないかなと思っています。具体的には、例えばそのものに対するケースであったり、カーテン1つであったり、屋根をかけるとか、そういった行為を自治体としてやっていくべきではないかなと思いますが、そういったことは将来的に考えられないものか伺います。

○史跡対策室長（奥山 昇吾君）

個人所有あるいは団体所有というものへの町としての保存のための補助ということのお話でございますが、この所有物は文化財ではございますけれども、あくまでも所有は個人ということで、所有、保存の責務は個人ということになっております。ただ、公益上価値があるということで、文化財の指定をしているわけでありまして。補助の仕方として、個人の保有の仕方、保存の仕方もあると思いますので、例えば先ほどおっしゃいましたケースでありますとか、屋根をかけるとか、そういったところは個人所有者の責任が第一ということになってはございます。所有の仕方、保存の仕方というところ。どうしても文化財が損なわれるといった場合は、個別に協議に応じての何かの手だての方策といったものは考えられる可能性はあるのですが、まずは第一に所有者の保管の仕方ということでは考えております。

○8番（藤原 文雄君）

まずは、第一は個人の所有であるので、個人の人を考えてほしいということで、予算措置はまだ考えていないということだと思います。ちょっと私が思うに、ではそもそもなぜ三戸町が文化財として指定をするのか。指定をするに当たっては、文化財審議委員の方が毎年審議をさせていただいて、できるだけ町のスタンスとすれば、こういった方々の意見を聞いて、指定を増やしていくというようなのが基本的な考え方であったらと思います。そういったことを考えますと、やはりなぜそれを指定していくのかというのを考えた場合は、やはりその文化財の価値を共有して、なおかつ保存をしていくために、町が委員の意見を聞いて文化財を指定していくわけであると思いますので、その管理の部分は、個人で頑張ってくださいというのであれば、あまり意味がないのかなという感じを思うわけなのです。できるだけ今後は、個人であろうが、お寺で管理していようが、状況はきちんと確かめているということなので、きちんとした専門的知識を持って、具体的な方策でお金がかかるのであれば、町が用意する、そこまでのことをやってこそその文化財かと思いたすけれども、もう一度そのところの考え方をお聞かせ願えればと思います。

○史跡対策室長（奥山 昇吾君）

文化財の保存は、どうしても所有者が個人ということになっていることから、責任は個人ということではございますけれども、文化財保護法の条例とかでは、補助することができるというのは、町の裁量としてできることになっております。または、現在実際している場合もございました。ですので、これは個人の所有者の意向等を踏まえて個別に協議した上で、どうしてもできない場合は町として補助するというような形での保存のための措置ということで考えていきたいと思っております。

○8番（藤原 文雄君）

保存に対して前向きな意見を聞かれましたので、ぜひともお願いをしたいと思います。

これまでの4点質問をしましたが、冒頭でお話をした、町民が歴史文化に触れ、それらを活用したまちづくりを進めるべきだというのが私の今回のテーマでございます。それについて、三戸城跡が国指定になったということで、今後さらに調査が進められていく、そういった中での出土品の管理、先ほども聞きました。さらには、調査で今後の課題とすれば、具体的には鍛冶屋門跡の石垣の部分、これ町の報告書にも書いてありましたけれども、重要な石垣ではあるけれども、地盤がかなりな軟弱だということで、早急にやらなければならないようなという危機感を持っているような報告書でありました。これらを含めて、町がやるべきことはまだまだたくさんあるのではないかなと思っております。

やはり三戸町の今回のことを機に、歴史、文化を大事にするということを考えて場合、日本人の歴史観からすれば、何かの本に書いてありましたけれども、日本の歴史観は流れる大河のようであると。歴史は流れている川のイメージなのだそうだけれども、確かにそうかなと。三戸町城山を見ても、三戸町のまちを見ても、割と歴史を流れる中で、歴史的な財産というようなものであったり、そういった石でできたものであったりというのは残っていますけれども、建物であったりというのは、やっぱり簡単になくなってきたという感じがします。歴史観で違うのは、ヨーロッパの考え方は積み重なっている歴史だそうです。ヨーロッパでは、紀元前の建物なんかはまだ残っていたり、これは自然環境が違いますので、建て方も違うので、そういった認識があるというようなこと。だから、三戸町がそれをやれというわけではありませんけれども、こういった歴史の話題になっているところを、今回のことを契機にきちんと捉えて、まちづくりに使っていくというような歴史的感觉をぜひ持っていただいて、今後の保護であったりというようにつなげてほしいなと思っております。

今日町長に何も聞いていないので、最後に歴史観について、町長の意見をお聞きしたいと思います。

○町長（松尾 和彦君）

ただいま藤原議員から、私の歴史観ということでのお話でございます。先ほど藤原議員から、日本の歴史観は流れる川のようなものであるという比較の話をいただいて、私もふと思いつくところがございます。それは、いろいろ宗教の話にもなるので、ちょっと言葉は選ばなければならないと思うのですが、皇紀2600年というふうに神道の世界では言われています。ただ、これは何を言いたいかというと、神話の時代から今の天皇家のところまでは、そのまま地続きでつながっている、それが日本の歴史というふうな見方もあるということでございます。そういった、非常に世界でも類

を見ない、そういった歴史を持っている日本というのは、これはやはり自分たちでも自負してもいいのではないのかなというふうに私も思っています。

そしてまた、この三戸町、城山公園、国の史跡指定ということになりました。800年前に南部公がこの地域に入城されて、その後、400年前に三戸町の時代があったということ、そしてまたその後いろいろな動乱を経て、三戸南部家が最終的には盛岡藩という形で、こちらの地域全体、そして会津戊辰戦争になる明治維新等の、そういった歴史全て、人から歴史から、みんなつながってきているものがあるのだと思っております。

私は、この三戸の国史跡指定になったきっかけを、やはり歴史と人との結びつきということに、今後いろいろつなげていきたいなというふうに考えています。それは、それこそ三戸南部の時代に津軽為信が南部の領土を取ってしまったのだとか、そういう過去のマイナス面の話だけではなくに、それを一つの材料にして、津軽の地域とも、二戸の地域とも、いろんなつながりをまたこの時代に重ねていく、それが今を生きる我々の時代認識、そしてまた役割なのではないのかなというふうに考えてございます。

今日は、多方面にわたりまして藤原議員からも歴史等、また保存等、様々な面においてご意見をいただきましたので、それもぜひ参考とさせていただきながら、今後とも歴史のまちづくりに努めていきたいというふうに思っております。

○8番（藤原 文雄君）

最後に町長の歴史観ということで質問をさせていただきました。昨年10月13日に議会の三戸町活性化委員会で、町に対して要望書を出させていただいた経緯があります。その中で、史跡の価値を最大限に生かした整備、事業計画の策定をお願いしたい。観光客が安全に周遊できる公園環境の整備をお願いしたいと。3つ目が三戸城跡である城山公園を中心に、町全体の活性化につながる事業計画の策定をお願いしたい。4つ目に、史跡の価値を高めるための発掘調査のさらなる推進をお願いしたいという内容の要望書を提出しております。もう一度確認をさせていただきました。これらに関して、町の今後の努力を期待して、私の質問を終わります。

○議長（竹原 義人君）

午後1時再開予定をもって休憩いたします。

（午前11時33分）

休 憩

（午後 1時00分）

<14番 竹原 義人議員>

1. 町の議会（議員）軽視と思われる対応について

○副議長（佐々木 和志君）

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

14番、竹原義人君。

○14番（竹原 義人君）

それでは、私から一般質問を始めさせていただきます。

町の議会（議員）軽視と思われる対応についてを質問させていただきます。住民から選ばれて議員となり、住みよいまちづくりのために、熱意に燃えながら行う一般質問及び議案等についての質疑、討論は、同時に住民の疑問であり、意見であります。議員の方々がいつも見ている全国町村議会議長会の議員必携によりますと、議員の職責として2つの使命、すなわち具体的な政策の最終決定と、行財政運営の批判と監視を完全に達成できるよう議会で努力することが議員の職責であると思っております。

そこで、質問をさせていただきます。（1）、議員から、議会での議員に対する答弁、対応が適切、誠実でないという声が聞かれていることから、今後お互いの発言が誤解を生むことのないよう、議会、議員との信頼関係構築のための3点を明記した、議員に対する適切な対応を求める要望書を令和年11月27日付で町長に提出しております。また、不透明な議会答弁により、議員のみならず町民に不信感、不安感を与えることがないよう、議会における発言には責任を持ち、透明性のある対応を強く求めるものであるとして、令和4年7月臨時会において、議会での透明性のある対応を求める決議案を全会一致で可決いたしました。このような要望書及び全議員の総意である決議に、町長はどのような見解をお持ちなのか伺います。

2点目として、6月定例会の一般質問において、議員が新型コロナウイルス感染の拡大時における対応についてを質問いたしました。その中で、県外への出張も多い町長自身の感染症対策や対応についての再質問に対し、町長は職員と5月中旬頃に四国への視察研修に行き、三戸に帰り、YSアリーナでPCR検査を受け、その後自主隔離を3日間ほどしましたと答弁をいたしました。それに対し議員は、町長は自主隔離している3日間の中、町内において10名以上のアルコールを含む会食の場に出席していることは、これまでの答弁とは矛盾を感じるというような旨の発言をいたしました。その議会終了直後、この質問内容に関してのことなのか、町長は一般質問をした議員の家族に電話で抗議をした行動であります。議会としても考えられない事案であります。住民から選ばれ、その代表として住民に代わり大事な議員活動の場である議場の正当な一般質問であるはずで、この6月定例会一般質問での矛盾についてと、なぜ住民からの声と受け止めずに議員の家族に電話をしたのか、明確な答弁を求めます。

3点目として、株式会社SANNOWAについて、7月末で事業を停止することになったことは誠に残念であります。SANNOWA設立時、読売広告社との合弁契約書はどのような経緯で取り交わされたのか。また、三戸町は契約をするに当たり、内容等を誰がどこで確認、精査を行ったのか伺います。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、竹原議員の質問にお答えを申し上げます。

町民からの負託を受け、町長の任を任されている私には、今般のコロナ禍を含めたいかなる場合にあっても、町の発展、維持のため、そして何よりも町民の幸福の実現のため、行動また決断により、各種施策を誠実かつ着実に取り組む姿勢が求められております。また同時に、町民の期待に応えるための責務と、取組に対して説明をする責任がございます。

私は、これまでも町長としての行動や発言には責任を持ち、議会と町民の声には誠実に応えるよう常に心がけ、努めてきたつもりでございます。もちろん、私の行動や発言には様々なご意見やご要望を頂戴しているところであり、その一つ一つに耳を傾

け、間違いやご指摘のあった事項については誠実に対応し、自らを律し、改善できるよう常に心がけ、努めております。

議会から提出されました要望書並びに決議についてであります。もちろんこれを真摯に受け止め、尊重し、かつ誠実に対応するべきものであり、またそのように努めてまいりました。町勢の発展のためには、行政、議会、そして町民の皆様が歩み寄り、一丸となってお互いを尊重し、協力し合い、信頼関係を構築していくことが何よりも大事であると考えております。

町長として、まちの未来を託された責務を果たせるよう、町民からの期待に応えられるよう、そして皆様からの信頼を得られるよう、愚直に、誠実に日々努めてまいります。今後とも、皆様からの率直なご意見に耳を傾けてまいりますので、ご指導、ご鞭撻のほどをお願いいたします。

次に、6月定例会での一般質問に関する答弁が矛盾しているのではないかとご指摘についてであります。私の説明が至らなかつたことから、一部誤解を招くような表現となりましたことにつきまして、申し訳なく思っております。自主隔離という表現を使ったことについては、私の家族の勤務先における行動制限、接触制限があったことを受け、県外から帰庁した際家族と距離を取る意味合いから別に過ごしていたことを表現したものであり、会食への参加については帰庁から2日が経過し、体調の変化もなかつたこと、当時の県内での感染状況が落ち着いた状況にあったこと、会食の参加者も三戸町周辺にお住まいの方ばかりであったことなどから、慎重な判断により参加をしたものであります。

なお、結果として県外出張に同行した職員、会食に参加された方々、そして私の家族ともにコロナの感染者は出ておりませんでしたので、何とぞご理解をいただきたいと思っております。

次に、議会後に電話をした件につきましては、さきに申しあげました議会中における説明不足による誤解についての私的な行動で、私自身大変反省をしているところであり、議会並びに関係者の皆様へ、この場をお借りいたしまして陳謝を申し上げます。

次に、SANNOWA設立時、読売広告社と取り交わした合弁基本契約書の締結までの経緯についてであります。平成30年12月3日に地域商社設立運営支援業務に係る共同出資候補者をプロポーザル方式により選定するに当たり、副町長、総務課長、まちづくり推進課長ら4名で組織するプロポーザル選定委員会により、読売広告社が共同出資候補者として特定されております。

これを受けまして、同年12月14日に、プロポーザル選定委員に業務担当や業務に関連する職員を加えたプロポーザル審査会において、読売広告社から提案のあった企画提案内容の協議が行われました。その報告を受けた際私からは、相手の言いなりではなく、きちんと町側の意見を持って相手方と協議するよう指示したところであります。

12月26日に総務課長、まちづくり推進課長、まちづくり推進課担当職員の3名を読売広告社本社へ出張させ、同社担当者との契約内容に関する協議、確認を行いました。その協議結果を踏まえ、12月28日付で合弁基本契約書の締結に至ったものであります。

○14番（竹原 義人君）

ざっくりとした答弁をいただきましたけれども、これまでの説明には責任を持ち、誠実に努めてきたと、町長は今ご答弁いただきました。

ただ、特にSANNOWAに関してですが、分かりやすいのはSANNOWA、それ以外にも多くの説明、答弁をいただいておりますが、今回SANNOWAが分かりやすいと思っておりますので、SANNOWAで今ちょっと確認をさせていただきますが、

株式会社SANNOWAの説明では、議会ごとの答弁が違い過ぎ、全協での発言も不透明でありました。今年の3月議会、6月議会では、読売広告社が撤退しても、そのまま現状で継続する、そして3年後の黒字化を目指すと力強く答弁をされております。議員の心配の声は届かず、またある議員から、同じ経営陣、役員報酬、資本減少や組織再編など加えずとも、黒字化を株主である町長は考えているのかという質問に対して町長は、経営陣に特別な瑕疵などない、町としては進むにしても、そうでないにしても、支援してきた責任がありますので、しっかりと責任を取っていくと答弁をいたしております。そして、すぐの7月臨時会、1か月しかたっておりません。SANNOWAを取り巻く状況の変化や運転資金の調達は困難として、事業停止の理由を当然のごとく説明いたしました。3年後の黒字化、そして支援をしてきた責任はどうなるのか。議場での発言、答弁に、私は先ほど責任を持って答えていると答弁をいただきましたけれども、感じられません。議会での透明性とは、第1に真実を正直に説明することと私は理解しますが、どう考えるのか。議員は、真実に堂々と質問し、また議論をしたいと思っております。それについてご答弁をお願いします。

○町長（松尾 和彦君）

ただいま竹原議員のほうから、SANNOWAを例にしてのやり取りのところでのお話でございました。これまでも、従前よりご説明をしておりましたとおり、3月議会、議員の皆様からのご意見等もあり、また実際にSANNOWAの計画が実現可能なのかどうかと、そういったところも含めて慎重に精査をさせたところ、事業のこれからの継続は難しいという判断になりましたので、その時点で議会の皆様に報告をしてきたということでございます。あのときということもあるのですが、我々としては、やはり一つの法人格であるSANNOWAというところを尊重した形でのやり取りでありましたので、その辺をご理解いただきたいと思っております。

○14番（竹原 義人君）

先ほども申しましたけれども、町長は発言に責任を持っている。先ほども私のほうで言いましたけれども、内容等についてはしっかりとした答弁というか、しっかりとしたことはありませんが、今年の2月におおよその説明は受けました。そのときに、一番議員が心配をしました。これはどうなのか、いろいろな議員の中でもそれぞれの思いというか、2月からでありますけれども。その上で、3月議会、あの答弁であります。そのときに町長は、説明の仕方、後で言っていますけれども、臨時会のときですが、説明に努力をしなければならぬと、伝え方の研究もしなければならぬ、我々に対する説明の仕方を努力する。それから、町側の提案であったり、考え方というものを伝えていくことを研究するという、こういう答弁を7月議会では言っております。

ただ、私ども議員としては、説明の努力でなく、真実を説明してほしいというのが一番であります。昨日の議員の質問においても、検証する、検証する、その後は私どもには伝わってまいりません。また、発言する機会もありませんので、そうすると時間だけがたっていきます。

その前はどのような答弁があったか。読売広告社の撤退した後でなければ、方向性を示せない、これがずっと方向性を回っておりました。でも、撤退しなければ言えない。その一点張りでありましたけれども、今度は撤退しました、検証しなければ何も言えない、検証中である、そういう不透明さが議会としてどうしても、町長が首をかしげるわけですけれども、その不透明さが議員の不信、町民の不信につながっているの

はないか、そう思っております。

2月に私どもに説明したことを3月議会でなぜ言えなかったのか。そして、6月議会にしっかりとその旨を説明しておけば、7月の追加補正は要らなかったのではないかと、私はそのように考えます。議員の方々に何回も説明したけれども、理解をいただけなかったというふうな発言もありますけれども、私は真実を述べてほしい、その一点でありますけれども、その辺について、町長の事情もあると思っておりますので、再度答弁をお願いします。

○町長（松尾 和彦君）

お答えを申し上げます。

私どもといたしましては、町がSANNOWAから報告を受けた事項について、議会に対しても説明をし、私たちもその情報に基づいて判断をしてきております。ですので、どこにも何かほかのものが介在するような、そういったところはございません。ただ、計画が大きく変更されたことで、疑念を持たれたところもあろうかと思っております。その辺については、伝え方が足りなかったのかなということでは反省はいたしております。

また、撤退後の方向性についての部分で、これからどうなるのかということになると、読売広告社という出資者があってのSANNOWAの運営の事業がまず始まったわけでありまして、その辺のところを含めて、しっかりとこの事業がどうであったかという精査をした上でなければ、やはり町としての正式な対応、また考え方というものをお示しすることはできないのかなというふうに考えております。私の一存で、ただ思いというだけで言うのであれば、それは正しい町側としての考え方ということにはなりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

○14番（竹原 義人君）

事業をどういう場面で精査するのかということにもなりますけれども、精査しなければ町側の考え方が定まらないというのは、私は違うと思っております。精査は、あくまでもそれはお願いすることであって、町側の考えをしっかりと持っていなければ、幾ら精査したにもかかわらず、また同じような間違いを繰り返すのではないかと思います。町側としてのしっかりとした方向性、考え方、それを持った上での精査をしてくれ、これこれについてこうしたいのでしっかりと精査をお願いします、分かります。ただ単に町の行政を担うに精査をして、でなければ町の方向が見えないというのであれば、これは相当なる勘違いであると。やはり町側としてどうしたいのか。昨日も聞いていました、町側でどうしたいのか。その上での精査なら理解できますけれども、弁護士と会計士が精査している、それに基づいて町の事業が変わっていくのか。それは、少し形が違うのではないかと、そう思います。

今の1番目は、十分に議員の方々に真実を、透明性ある答弁、説明をして、対等な議論をしたいという思いでありますので、今後は十分に配慮、配慮ではありませんけれども、十分に議会側に対する……今までは議会に相談する、相談すると言っていますが、ほとんどが報告です。ですから、報告前の相談、細かいところまでは議員の方々も思わないと思っておりますけれども、大ざっぱな枠組みの中での相談等とはしっかりと、その上での議会運営にしろ、全協の運営にしろ、進めていただきたい、そう思っております。

これ1番から3番全部つながりますので、また戻るかも分かりませんが、2番目に移らせてもらいます。2番目は、誤解があったという答弁をいただきましたが、相当

なる誤解があったのかなと思っています。町長は、一部誤解があったのでというふうなご発言であります。まず6月議会で議員が矛盾を感じた趣旨の発言をいたしましたので、町長の四国から三戸に帰った12日、13日、14日の日程を確認させていただきたいと思います。

○町長（松尾 和彦君）

お答えを申し上げます。

5月12日木曜日でございますが、この日は出張先から三戸に戻りました。そして、13日金曜日、この日は役場に出ておりますが、午前中PCR検査を行ったということでございます。14日は土曜日でございますので、役場には出ておりません。

○14番（竹原 義人君）

今12日から14日までの日程をお伺いしましたけれども、もう少し詳しく私は聞きたかったのですが、12日に二戸駅に帰ってきて、あと自主隔離はちょっとあれですが、一応前の答弁のとおり伺いますと、自主隔離したのだと。13日は、課長会議に出席をしていると思います。後で日程のほうを見ますと分かりますけれども、そして午後は、夕方ですが、滝沢政経懇話会に出席をしてございませぬか。これ公務ではございませぬけれども、まず出席していると。14日は、青森市のほうへ出張している、朝からであります。これ公用車が動いていますので、日程の確認のため、私町長日程をもらったのですが、それに載っておりません。12から載っていませんけれども、公務でなければ載らなくてもやむを得ませぬけれども、ただ公用車のほうが動いていますので、12日、13日、14日と動いていますので。

それと、総務課長の答弁、いつの答弁だったかな、総務課長は三戸に戻ってから、翌日に青森県の無料PCR検査を受け、その検査の結果が翌日の夕方頃陰性でしたという答弁です。そうすれば、12日に戻り、翌日ですから13日にPCR検査を受けた。その翌日ですから、14日の夕方頃結果が陰性であったという答弁を6月議会で発言をしております。町長は、職員たちはそういう形ですが、私はその後ちょっと自主隔離を3日間ほどしまして、週末を過ごしております。ということは、職員たちはそういう形ですが、私はその後ですから、PCR検査等は職員と同じですか。

○町長（松尾 和彦君）

PCR検査は受けた日は同じでありますけれども、私のほうが時間は早かったというふうに思っております。

○副町長（馬場 浩治君）

ただいま14日、町長が青森のほうに行っているということでございましたけれども、代理で私が会議のほうに、自民党の茂木議員が来県したのに青森県内の町村長が招待を受けていましたので、町長がこちらにいらっしゃいましたので、私が代理出席ということで出席しております。

○14番（竹原 義人君）

それは失礼しました。代理出席というのは分かりませんでしたので、公用車の動きで私のほうはそう見たわけですがけれども。

そうすれば、PCR検査は職員たちよりも早かったという、同じ日程だと。13日の午前PCR検査、職員は午後PCR検査をして、次の日の夕方に検査の結果が出たと

ということですが、町長は早くPCR検査を受けに行きましたので、では結果が出たのはいつでしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

14日に出たのは間違いないと思っておりますが、時間等についてはちょっと記憶のほうははっきり、今この場だとよく分かりません。

○14番（竹原 義人君）

そうなりますと、前の答弁だと、その結果が出ていたので飲み会に出席したのだというご答弁にありました。それでは、自主隔離をしたと、隔離ではなかったと、一部誤解であるというふうな発言ですので、自主隔離ではなかったかも分かりませんが、どこの場所にお泊まりになったのでしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

戻ってきてから、公務もできるという状況を鑑みて、お試し暮らし住宅のほうを一時利用させていただいております。

○14番（竹原 義人君）

今3日間お試し住宅に泊まっていたというご発言であります。公務があろうとあるまいと、お試し住宅はお試し住宅の要綱がございます。幾ら公務があつてといつてもいかがなものでしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

今回その機会にお試し暮らし住宅を私のほうで利用させていただいたのは、今回の視察も移住、定住に関するものでありますし、町で利用させていただいているお試し暮らし住宅の利便性等について、実際に私も体験してみたいということで、その場所を活用させていただいたところございます。もちろん規定云々という話になると、そこは確かに逸脱をしているというふうに認識はしております。今後については、しっかりとそこ辺り、そうならないように対応していきたいというふうに思います。

○14番（竹原 義人君）

私は、今の町長答弁だと納得がいきません。お試し住宅の場合は、しっかりとした要綱が三戸町としてあるわけでありまして。誰が決定をするか、支援を決定するかということ、これはそのとき職員が決定したわけですか。町長が泊まるというのを職員が許可しているわけですか。

○町長（松尾 和彦君）

利用をする前に、一応職員の方には確認はいたしました。その際に、まず町長であればということで、よかったというふうに考えております。

○14番（竹原 義人君）

町長であれば、しっかり管理する側であれば、自主隔離ではないにしても、町長が使用したということになると、これは目的外使用ということになります。そして、誰が許可したかというようなことになると、もしかすればこれは職員は関係ございませんが、町長の職権濫用に当たる、そのような事案になるわけです。それが認めら

れるのであれば、もう町長であれば何でもできるわけです。首をかしげなくてもそんなのです。何のための条例があったり、要綱があるのか。これは、そういうことがないようになっているわけです。幾ら町長だとしても、それは守っていかなければ、指示したのであれば職権濫用という、そこまではいかないかも分かりませんが、目的外使用、これははっきりしています。誰があれだとまでは言いませんが、そういう点ではこの自主隔離、私は矛盾が生じるのはそういう点ではないのか。

そして、PCR検査が家族の関係でお試しに泊まったのだと。そして、飲み会のほうは参加してもいいのだというふうな感じで、自分もその症状がないし、大丈夫だと。気をつけていたから大丈夫だということで、家には帰らなかったけれども、飲み会には参加した。家に帰らなかった事情は、前回議会答弁で、息子さんが二戸のほうに勤めているから、そういう事情があったのだというふうな答弁はいただきましたけれども、それにしてもちょっと私、言葉が出ません。

それでは、さっき誤解があつてのことだと、議員の家族に電話したのも誤解があつてのことだというのまでは、今答弁いただきましたけれども、はっきりした、何で電話したのか、すみません、もう一回そこを確認させてください。

○町長（松尾 和彦君）

今のお試し暮らし住宅のところにつきましては、私の不勉強なところが露呈したところでございますので、今後十分気をつけていきたいと思っております。

また、ただいま先ほど質問のお話に戻ったわけでございますが、議会中における説明不足による誤解についての、これはあくまで私的な行動でありますので、私自身大変反省しているところであり、議会並びに関係者の皆様へ、この場をお借りいたしまして陳謝申し上げます。ご理解いただきたいと思っております。

○14番（竹原 義人君）

時間がなくなってまいりましたけれども、お試し住宅を使った件に関して、今後気をつけますというふうな発言ですけれども、その前に不勉強だからというふうな発言でしたか。今後気をつける前に、まずは謝らなければならない。これは模範を示す町長としては、あつてはならない、そのことに関して今後気をつけますではなく、やっぱり一番最初に謝るべき事案だと私は思います。

それから、電話に関しても、誤解を与えて申し訳なかったというふうなご発言であります。私は最初に申し上げたとおり、議会また議員に対する不誠実さの表れではないか、そう思って今回質問をさせていただいております。なかなか質問する側も大変で、ある程度ご理解いただきたいと思っております。

議会には今日、町長は謝りました。電話の件に関しては、誤解を与えたということで謝りましたけれども、私はそれよりも、本人、家族方へ、私3か月待ったのです、実は。でも、それが無いということで取り上げさせていただきました。その謝罪がなかった。誤解があったというのを気づいていたならば、やはりすぐその誤解を解けるように、その方々へ謝るべきではないかと、そう思っております。今日は、議場では一応我々には謝っていただきましたけれども、そういう点で今後気をつける、それから謝るといふこと、今後気をつけるの前に、お試しのほうは今後気をつけるの前にあつてしかるべきだと。これは、誰が見ても権限を利用した、町長であるからこそ許されたのだろうと私思います。でも、それは行ってはいけない事案であつたと思っております。次の機会でもまた質問するかも分かりませんが、時間の関係で次に移らせていただきます。全部を質問しないとまたあれですので。

先ほどプロポーザルの話等が出ました。それで、聞き漏らしましたが、本社に行ったのはいつだったのか、お伺いします。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

先ほど答弁の中にございました件ですけれども、読売広告社の本社に出張、出向きましたのは、平成30年の12月26日になります。その際は、総務課長、まちづくり推進課長、まちづくり推進課の担当の3名で訪問をいたしまして、読売広告社の担当の方との協議を行っているものでございます。

以上です。

○14番（竹原 義人君）

それでは、平成30年12月28日に契約をしております。印鑑を押しています。その2日前に本社を訪れたということですが、検証等はできなかったと私は思います。向こうから説明を聞いたというのがこの日、26日ではありませんか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

まず、合弁基本契約書につきまして、読売広告社から一番最初に提出されたものが、平成30年の12月3日に行われましたプレゼンテーションの資料として、この合弁基本契約書という案が出されております。その後プレゼンテーション等が行われまして、共同出資候補者の選定をしまして、その後12月14日に候補者の協議、契約に向けた審査会等を開催してございます。その後町長のほうに説明をいたしまして、答弁にもありました、相手の言いなりにならないように、しっかり考えを持って協議しなさいということの経緯を踏まえまして、12月26日に先方に出向いたものでございます。

以上です。

○14番（竹原 義人君）

申し訳ありません、ちょっと聞き漏らしていますので、再度経緯について説明してください。

○副議長（佐々木 和志君）

先ほどの答弁をもう一回ということによろしいですか。

○14番（竹原 義人君）

経緯について質問しています、一番最初に。ちょっとそこ聞き漏らしたのです。町長の答弁です。担当でいいですので、契約の経緯。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

それでは、まず町長答弁のほう改めて読み上げたいと思います。

SANNOWA設立時、読売広告社と取り交わした合弁基本契約書の締結までの経緯についてであります。平成30年12月3日に地域商社設立運営支援業務に係る共同出資候補者をプロポーザル方式により選定するに当たりまして、副町長、総務課長、まちづくり推進課長ら4名で組織するプロポーザル選定委員会により、読売広告社が共同出資候補者として特定されております。

これを受けまして、同年12月14日に、プロポーザル選定委員に業務担当や業務に関連する職員を加えたプロポーザル審査会において、読売広告社から提案のあった企画

提案内容の協議が行われました。その報告を受けた際私から、相手の言いなりではなく、きちんと町側の意見を持って相手方と協議するよう指示したところであります。

12月26日に総務課長、まちづくり推進課長、まちづくり推進課担当職員の3名を読売広告社本社へ出張させ、同社担当者と契約内容に関する協議、確認を行いました。その協議結果を踏まえ、12月28日付で合弁基本契約書の締結に至ったものであります。以上です。

○14番（竹原 義人君）

前にも何回か、ほかの議員が経営についてお尋ねしております。何で今のような答弁をしなかったのか残念でありますけれども、その前に、プロポーザルの前、三戸町地域商社設立プロジェクト会議というのがありますよね。3回開いています。9月、そして9月28日、資金計画について、公募型プロポーザル実施について、検討要綱についてということを検討させています。そして、その前に三戸地方創生推進委員会、先ほど説明がありましたけれども、町長、副町長、教育長、各課長で創生推進委員会をつくっています。その推進委員会は、プロポーザルをするのだけれども、ただしプロジェクト会議の意見をよく聞くことという意見を出しております。その上で、三戸町地域商社設立プロジェクト会議ではどういう意見を出したか、町側へ。3年間の補助事業期間終了に向けて、故意に事業を停滞させ、撤退するような悪質事業者を排除するよう最大の注意を払うこと、地域商社の利益を最優先し、農家を疲弊させる事業運営とならないよう、その旨プロポーザル募集要項に明記すること、こういうご意見ございませんでしたか。

○副議長（佐々木 和志君）

暫時休憩いたします。

（午後 1時55分）

休 憩

（午後 2時07分）

○副議長（佐々木 和志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

お待たせいたしました。先ほど竹原議員からのご質問にありました三戸町の地域商社設立プロジェクト会議内での意見として、3年間の補助事業期間終了に向けて故意に事業を停滞させ、撤退させるような悪質事業者を排除するよう最大限の注意を払うこと、地域商社の利益を最優先し、農家を疲弊させる事業運営とならないよう、その旨プロポーザル募集要項に明記することという第3回の会議の内容につきましては、こちらのほうは平成30年10月3日の全員協議会の資料でもご報告しております、そのとおりでございます。

以上です。

○14番（竹原 義人君）

説明して、そのとおりだという答弁をいただきましたけれども、では最大限それを、相手があることですので、しっかりと契約上それらを取り入れなければならない、それに向かってやはり努力をするべきだと思いますけれども、ですからどこで精査したのかというふうな質問もしておりましたが、契約書は全協で説明した、議会答弁であります、いつの全協で説明したのかお聞きします。

○副議長（佐々木 和志君）

暫時休憩いたします。

（午後 2時10分）

休 憩

（午後 2時19分）

○副議長（佐々木 和志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

竹原議員からのご質問であります合弁基本契約書の契約内容についての説明というのはいつされたかというご質問でございました。

まず、12月4日には全員協議会のほうが開催されておりまして、この中で前日に行われましたプレゼンテーションの結果、候補者を選定しましたよと、共同出資候補者の選定に至りましたというご報告をさせていただいております。その際に、具体的な契約の内容ということではなくて、共同出資候補者の相手方の概要と、あとはそれまでの経緯、今後のスケジュール等について、全員協議会のほうでのご説明をさせていただいているというところでございます。

以上です。

○14番（竹原 義人君）

契約についての答弁がないわけでありまして、契約については説明をしていなかった、議員にはしていなかったと私は解釈してございます。この契約書に赤で部外秘と印鑑を押されていますが、この意味は何でしょうか。

○副議長（佐々木 和志君）

暫時休憩いたします。

（午後 2時20分）

休 憩

（午後 2時26分）

○副議長（佐々木 和志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

先ほど竹原議員からありました合弁基本契約書の右上に部外秘とついているものの写しの詳細についてはどうということかということのご質問でございますが、これは令和3年2月22日に開かれました民生商工常任委員会の所管事務調査時に、このときは株式会社SANNOWAの運営状況第2期についてのご説明をした際に、委員のほうから合弁基本契約書の写しをもらえないかということがございまして、議会側と町とで持つということのお話をさせていただいた上で、部外秘ということでお渡しした書類でございます。外に出してほかの会社等にお見せするものではなくて、まず常任委員会の皆様ということでお出しした資料かと思えます。

以上です。

○14番（竹原 義人君）

一番最初から一連でいかなかったものですから、飛び飛びになって申し訳ありません。私が言わんとしているのは、契約書は議員の皆さんは見えていないのだ、それから契約書に対する内容等の説明も議員の方々にはされていないのだと。でも、一旦そういう事態が生じたら、契約により、私どもは「契約により」という言葉をこの議場で何回聞いたことか。議事録を振り返ってみても、契約により撤退するのだ、そういうところが、実際この契約については読売広告社から町へ提案された契約であって、町の意見、先ほど町長は一方的な契約はしないよねという発言をしておりましたけれども、実は3年間でもって撤退する、これは既成事実ではなかったのかと私は見ます。その契約、3月議会のとき、どんな意見が出ているか。3年の計画なのであれば、3年間の中でしっかり運営できるようにというような発言も出ておりますので、どう考えても……そして現在検証中でありましてけれども、読売広告社はもうおりません。おりませんけれども、利益を取っての撤退であります。吉田社長ももうおりませんけれども、報酬等はしっかりと支払っております。そして、今残務整理をしている。私は、残務整理には早いと思っておりますけれども、残務整理を三戸町で行っている。1人しかいない取締役ですので、そういうふうにならざるを得ないと思っておりますけれども、残務整理でなく、どのようにすればまだ、せつかく今まで何千万円かけて築いた何かしらは残っているだろうと思っておりますので、それを活用するための検証ならば、時間をかけた検証でもいいと思っておりますが、撤退、閉鎖、解散というふうなのであれば、時間をかける必要がない、そのように思います。

今日は、まだ質問したいこと、数あったのですけれども、言いたいことは、最初に申し述べた町の議会、議員に対する正直な、そして真実ある答弁、今日の答弁、私に対する答弁も、本来であれば議員に説明しているという流れ、それらはしているわけですので。それから、先ほど私は間違えましたが、報告書のほうにそういう報告が載っております。そういう報告をしていますので、議員の方々、私どもはまず分かりません。その前に設立されていますので、分からなかったわけでありまして。

それから、契約書についても、民生商工のときは、我々契約書があるというのは分からなかったと思います。誰かが分かっている請求したのか分かりませんが、そういう点でやはり契約書なら契約書、しっかりと説明する。その上で、不利な契約をせざるを得ない場合もあります。そういう場合もあるのですが、やはりそれはその事情というものがありますので、しっかりと共通認識を持つ、そのような議会であってほしいなど、そう思って今日の発言であります。

そしてまた、あつてはならない、一般質問をした議員へのその後に抗議の電話をす

る。議員は本当の話、議場ですので本当の話しか私しませんけれども、萎縮しています。そういう行為を絶対取らないように、議員の方々は個性があって、その個性を議場で発揮してもらわなければなりません。そして、活動でも発揮してもらわなければなりません。もちろん職員も同じです。職員も個性を最大限、適材適所でもって発揮していただく、これがお互いの議論の場である、私はそう思っておりますので、議員を萎縮させる、職員を委嘱させる、そのようなことのないように、やはりそういう事態に陥ったときには、トップが責任を取る。そういう姿勢で運営をしてほしいなど、そうつくづく思います。

それについて、もう一件ありました。お試し住宅を3日間、自主隔離ではない、宿として、家庭に戻れなかったから、そこに町長だから使ったのだと。これも本当であってはならない、俗に言う世の中では、そういう問題がややもすれば発生したのをニュース等では見ますけれども、我が町でまさかそういう事態があろうとは、私も想像すらできませんでした。権限があるわけですので、やはり権限がある方は、その職務を最大限慎重に、そして謙虚に、この謙虚さというものを出して、職務に励んでいただきたい、そう思います。議場ではありますけれども、町長から議員本人、そして声は届きませんが、家族への謝罪、取りあえず私はしていただきたい、そう思いますが、あと1分しかありませんので、町長いかがでしょうか。

○町長（松尾 和彦君）

いろいろとご指摘、ご指導いただきまして、誠にありがとうございます。私自身、繰り返しますが、大変反省をしております。議会並びに関係者の皆様、またご家族の皆様にも、この場をお借りしまして陳謝申し上げます。

○14番（竹原 義人君）

一般質問最初から、私が自分の思いというものを発言してまいりましたけれども、やはり物事は謙虚に、そして謝罪すべきところではしっかりと謝罪をするというふうなことで、私は必要でないかなと、そのように思います。非常に聞きづらい、また私も発言しづらかったのですが、どこかで発言をしておかないことには、議場議員の方々、また議場の大事さというものの、伝わらないと思ひまして、今回あえて質問させていただきました。ありがとうございました。

○副議長（佐々木 和志君）

10分後再開予定をもって、休憩いたします。

（午後 2時38分）

休 憩

（午後 2時50分）

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を続けます。

日程第2 報告第7号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて

(令和4年度三戸町一般会計補正予算(第5号))

○議長(竹原 義人君)

日程第2、報告第7号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについてを議題とします。補足説明願います。

建設課長。

○建設課長(齋藤 優君)

報告第7号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて、専決第4号 令和4年度三戸町一般会計補正予算(第5号)につきまして補足説明申し上げます。

本件は、令和4年7月20日の大雨により被災した町道等31路線33か所、町管理河川1か所の合計34か所の早期復旧の経費として、令和4年度既決予算額に歳入歳出それぞれ1,050万円を追加し、予算総額を67億8,993万7,000円にしたものでございます。

3ページをお願いいたします。歳入、10款1項1目1節地方交付税では、普通交付税1,050万円を増額してございます。

4ページをお願いいたします。歳出、11款災害復旧費、2項1目道路橋梁及び河川災害復旧費の13節使用料及び賃借料の重機借上料900万円は、町道清三久保新田線ほか32か所の砂利道の路面洗掘や道路に堆積した土砂の撤去等に要する経費でございます。14節工事請負費の災害復旧工事請負費100万円は、町道大明神線の路肩崩落等の復旧に要する経費でございます。15節原材料費50万円は、町道葉ノ木谷地線ほか22か所の砂利道洗掘箇所に敷設する砕石の購入に要する経費でございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長(竹原 義人君)

質疑に入ります。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

質疑を終結します。

討論に入ります。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

討論を終結します。

これより報告第7号を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。報告第7号は原案のとおり承認することに決定しました。

**日程第3 報告第8号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて
(令和4年度三戸町一般会計補正予算(第6号))**

○議長(竹原 義人君)

日程第3、報告第8号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについてを議題とします。補足説明願います。

建設課長。

○建設課長(齋藤 優君)

報告第8号 専決処分した事項の報告及びその承認を求めることについて、専決第5号 令和4年度三戸町一般会計補正予算(第6号)につきまして、補足説明申し上げます。

本件は、令和4年8月1日から3日にかけての大雨により被災した町道等48路線65か所、町管理河川1か所の合計66か所の早期復旧の経費として、令和4年度既決予算額に歳入歳出それぞれ3,470万円を追加し、予算総額を68億2,463万7,000円にしたものでございます。

4ページ、5ページをお願いいたします。歳入、10款1項1目1節地方交付税では、普通交付税2,870万円を増額してございます。

21款町債、1項9目災害復旧費債では、公共土木施設災害復旧事業債600万円を追加してございます。

5ページの歳出、11款災害復旧費、2項1目道路橋梁及び河川災害復旧費の12節委託料600万円は、町道蛇沼上横沢線ほか2か所の測量設計に要する経費でございます。13節使用料及び賃借料の重機借上料2,400万円は、町道泉山駒木線ほか60か所の砂利道の路面洗掘や道路に堆積した土砂の撤去等に要する経費でございます。14節工事請負費、災害復旧工事請負費230万円は、町道蜂ヶ崎長坂線ほか1か所の路肩崩落等の復旧に要する経費でございます。15節原材料費150万円は、町道清水田一ノ渡線ほか29か所の砂利道洗掘箇所に敷設する碎石の購入に要する経費でございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長(竹原 義人君)

質疑に入ります。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

質疑を終結します。

討論に入ります。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

討論を終結します。

これより報告第8号を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。報告第8号は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第4 議案第50号 三戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

○議長(竹原 義人君)

日程第4、議案第50号 三戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。補足説明願います。

総務課長。

○総務課長(武士沢 忠正君)

議案第50号 三戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について補足説明申し上げます。

本案は、妊娠、出産、育児等と仕事の両立の支援を目的として、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことを受け、三戸町職員の育児休業等に関する条例について、当該改正法に即した規定に改めるものであります。

改正の主な内容であります。同一の子について取得できる育児休業の回数を1回から2回に緩和するほか、子の誕生日から57日以内に取得する育児休業、通称産後パパ育休の回数についても1回から2回に緩和をするものであります。また、非常勤職員の育児休業については、延長等が想定される期間を含めた任期の末日が子の1歳6か月到達日以降である場合に限り取得できるところ、産後パパ育休については、当該任期の末日が子の誕生日から起算して8週間と6か月を経過する日以降である場合に取得できるよう任期に関する要件を緩和するほか、やむを得ない理由などにより、子が1歳以降になっても育児休業の取得が必要と認められる場合にあっては、夫婦交代により途切れなく育児休業をできるなど、より柔軟な取得を可能とするものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長(竹原 義人君)

質疑に入ります。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

質疑を終結します。

討論に入ります。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

討論を終結します。

これより議案第50号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第50号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第51号 財産取得について

○議長（竹原 義人君）

日程第5、議案第51号 財産取得についてを議題とします。補足説明願います。
総務課長。

○総務課長（武士沢 忠正君）

議案第51号 財産取得について補足説明いたします。

本案は、貝守地区を管轄する三戸町消防団第18分団へ配備しております消防ポンプ自動車の更新に当たり、令和4年7月28日、指名業者3者による指名競争入札を実施した結果、2,746万5,374円で八戸市大字類家字縄手下7番地11号、三栄防火機材株式会社が落札し、契約の相手となったことから、地方自治法96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、更新前の車両につきましては、平成7年3月に購入し、27年が経過しているものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

○8番（藤原 文雄君）

今回のポンプ車両取得に関してですが、今回水槽つきということでございますけれども、水槽つきになった理由をお聞かせください。

○防災危機管理室長（多賀 昭宏君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。

18分団のほうで水槽つきのポンプ車を今回購入することになった経緯でございますけれども、まず分団のほうからの意向というものもございました。貝守地区は山林等を抱えている地区でもありますので、なるべく初期消火に対応した車両が欲しいということから、水槽つきでお願いしたいということで、今回水槽つきの車両を購入することになったこととございます。

以上でございます。

○8番（藤原 文雄君）

地元等の消防団からの要望ということでございますけれども、町側として今後のポンプ車両の配備についての基本的な計画等にも沿っているということで、もともとそういう計画があったのか、少し確認をしたいと思っておりますけれども。

○防災危機管理室長（多賀 昭宏君）

町側として、まず更新する順番というのを車両の古い順番ということで、随時更新をしてきておまして、貝守地区におきましては、以前からそういったお話がありましたので、水槽つきのほうということでの話が今購入する直前に決まったわけではなくて、その前から分団のほうからのご意向も聞いておりましたので、一応町の計画に沿った形での更新ということになってございます。

以上でございます。

○6番（山田 将之君）

現在一般に車を購入した場合、車の納期が大幅に遅れるということもあるようですが、この消防車両、特殊車両になりますけれども、納期の遅れ等はないのか。また、納期はいつ頃に定めているのか伺います。

○防災危機管理室長（多賀 昭宏君）

山田議員のご質問のほうにお答えをさせていただきたいと思っております。

現在のところ、ポンプメーカー等にも確認しておりますが、一応今のところは3月末まで、3月中に納車できるということでの話は伺っているところでございまして、年度内に一応納車する予定ということで考えております。

納期のほうは、今も申し述べましたが、3月の中旬頃ということで納期のほうは設定させていただいているところでございます。また、万が一納期が遅れるようなことがありましたときには、またご説明のほうさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○1番（柳 圭太君）

少々細かいことになるのですが、車両の装備または詳細について、もう少し詳しくお聞かせ願いたいと思っております。オートマなのかマニュアルなのか、または先ほど水槽つきということで藤原議員のほうからもご質問があったと思っておりますが、それ以外にも新しい装備が何かついているのか、それについてもう少し具体的にお聞かせいただきたいと思います。

○防災危機管理室長（多賀 昭宏君）

それでは、ただいまのご質問にお答えをいたします。

今回購入する車両につきましては、マニュアル車のほうになってございます。やはり水槽つきということもございまして、作業の重量もありますし、あと貝守地区としても山道で坂も多いということもございまして、やっぱりオートマですとパワーのほう落ちるとということもありますので、今回マニュアルということにさせていただいております。

また、水槽つき以外に特殊な装備等があるかということですが、水槽がついた以外で特に大きな、これといった特殊な装備というのをつけておりません。

以上でございます。

○1番（柳 隼 圭太君）

分かりました。ありがとうございます。

では、マニュアルという部分、免許についてちょっとお尋ねをいたします。今後免許取得に関して、新規団員の方には免許の中でオートマ限定で来られる団員のほうもいらっしゃると思うのですが、そういった団員の方に免許の資格支援というわけではないのですが、そういった資格支援の面で、そういったことを行政として今後当初予算に盛り込む予定等があるか、そうした考えをちょっとお尋ねいたします。

○防災危機管理室長（多賀 昭宏君）

それでは、ただいまのご質問にお答えをいたします。

まず、オートマ限定というのも、最近やはり免許のほう取られている方が多いというのは、こちらのほうでも認識はしているところでございます。それに関連いたしまして、やはり消防車の重さ、重量のほうでの免許の制限というのもございますので、初めに道路交通法の改正のほうの経緯について説明をさせていただきたいと思えます。まず、平成19年の6月に道交法のほうが改正されておまして、これによりまして普通自動車免許で運転できる自動車の総重量が5トン未満ということにされたところでございます。その後、平成29年の3月の改正では、運転できる総重量が3.5トン未満というところで改正がされているところでございます。

三戸町消防団の各分団に配備している消防車両は20台ございまして、そのうち5トン以上の車両が1台、あと3.5トンから5トン未満が16台、3.5トン未満が1台というふうな状況になっているところでございます。すみません、1台ではないです。申し訳ございません。3.5トン未満が3台でございます。3台となっている状況でございます。車両の大半を占める5トン未満の19台の車両の運転につきまして、これはちょっと仮の話になるのですが、団員が18歳で免許を取得したと想定した場合なのですが、これらの道路交通法の改正によって、3.5トンから5トンまでの車両を運転できない団員というのも出てくることとなります。そういった団員は、仮に計算してみたところ、409名今団員おるのでございますけれども、3名の方がそうなりと消防車両のほうを運転できないという状況になってございます。

現在各団員のほうに運転免許証の写しの提出を依頼しておまして、所持免許の種類等こちらで把握する作業のほう進めております。これらの調査を踏まえまして、先ほどご質問のありましたオートマ限定からマニュアルを運転できるとか、今の重さの関係、そういったところをちょっと調査させていただきまして、その結果を踏まえまして、助成が必要であるというふうな判断をすれば、次年度以降の予算措置というのを考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（竹原 義人君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

討論を終結します。

これより議案第51号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第52号 三戸町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

○議長(竹原 義人君)

日程第6、議案第52号 三戸町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題とします。補足説明願います。

慶長教育長の退席を求めます。

(教育長 慶長 隆光君 退席)

○議長(竹原 義人君)

質疑に入ります。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

質疑を終結します。

討論に入ります。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

討論を終結します。

これより議案第52号を採決します。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。議案第52号はこれに同意することに決定しました。

慶長教育長の入場を求めます。

(教育長 慶長 隆光君 入場)

日程第7 議案第53号 三戸町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

○議長(竹原 義人君)

日程第7、議案第53号 三戸町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

質疑を終結します。

討論に入ります。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

討論を終結します。

これより議案第53号を採決します。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

異議なしと認めます。議案第53号はこれに同意することに決定しました。

日程第8 議案第54号 令和4年度三戸町一般会計補正予算(第7号)

○議長(竹原 義人君)

日程第8、議案第54号 令和4年度三戸町一般会計補正予算(第7号)を議題とします。補足説明願います。

総務課長。

○総務課長(武士沢 忠正君)

議案第54号 令和4年度三戸町一般会計補正予算(第7号)について補足説明申し上げます。

本案は、令和4年度三戸町一般会計既決予算額68億2,463万7,000円に歳入歳出それぞれ8,936万2,000円を追加し、予算総額を69億1,399万9,000円にしようとするものであります。

歳入から主なものについてご説明をいたします。4ページ、5ページをお願いいたします。9款1項1目地方特例交付金では、交付決定により123万7,000円を増額しております。

14款2項1目総務費国庫補助金では、2,760万円を増額しております。1節の新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金1,000万円の増額は、コロナ禍における原油価格・物価高騰支援策に対し交付金が交付されるもので、原油価格・物価高騰対策給付金に充てるものであります。2節の通知カード・個人番号カード関連事務交付金1,760万円の増額は、マイナンバーカードの交付事務に対する補助金となっております。

5目教育費国庫補助金では99万8,000円を増額しております。学校施設の感染症対策費用に対する補助金であります。学校保健特別対策事業費補助金の追加が主なものであります。

15款2項1目総務費県補助金では、元気な地域づくり支援事業費補助金704万9,000円を追加しております。当初予算に計上している11ぴきのねこまちづくり事業、三戸城跡国史跡指定記念事業等について補助採択が決定をしたものであります。

2目民生費県補助金では3,121万8,000円を増額しております。子育て世帯臨時特別給付金事業補助金2,539万6,000円の追加が主なものであり、児童1人につき2万5,000円を給付するもので、全額が県費で措置されるものであります。

19款1項1目繰越金では、令和3年度決算により前年度繰越金6,055万8,000円を増額しております。

20款3項1目雑入では、7月2日に実施したほのぼの館リニューアル記念セレモニーに係る祝儀15万円を追加しております。

21款1項8目臨時財政対策債では、発行可能額の確定により8,560万円を減額しております。

次に、歳出についてご説明いたします。6ページ、7ページをお願いいたします。2款1項4目交通安全対策費では、申請者の増により、運転免許返納者支援事業費補助金10万円を増額しております。

7目企画費では記念品20万円を増額しております。7月2日に実施したほのぼの館リニューアル記念セレモニー祝儀を活用し、学校施設、保育施設などの図書を購入するものであります。

3項1目戸籍住民台帳費では2,161万1,000円を増額しております。国補助金を活用し、マイナンバーカードの普及促進を図るものであり、マイナンバーカード交付者に対し、商品券、記念品の交付や専用コーナーの設置などを実施するものであります。

8ページ、9ページをお願いいたします。3款1項1目社会福祉総務費では1,584万4,000円を増額しております。住民税非課税世帯に対し、原油価格・物価高騰対策給付金1万円を給付するものであります。

3目障害者福祉費では過年度負担金返還金1,169万円を追加しております。

5目老人福祉対策費では156万8,000円を減額しております。令和4年度敬老会を中止し、対象者全員に記念品を送付するものであります。

2項1目児童福祉総務費では3,220万6,000円を増額しております。児童1人につき2万5,000円を給付する子育て世帯臨時特別給付金2,600万円の追加が主なものであります。

10ページ、11ページをお願いいたします。4款1項1目保健衛生総務費では消耗品費101万3,000円を増額しております。町民配布用の新型コロナウイルスPCR検査キットを購入しようとするものであります。

2目予防事業費では予防接種事業費補助金16万8,000円を増額しております。HPVワクチンの積極的勧奨の差し控え期間中に自費接種した方に対し、接種費用を償還するものであります。

7款1項1目商工業振興費では、申請見込みから商工業パワーアップ事業費補助金67万8,000円を増額しております。

2目観光費では392万1,000円を増額しております。12節城山公園ライトアップ委託料の増額は、10月下旬に資料館前のライトアップを実施するものであります。14節観光施設等改修工事請負費の増額は、城山公園ステージシャッターの再設置が主なものであります。

12ページ、13ページをお願いいたします。8款1項2目道路管理費では、今後不足が見込まれる道路等補修に係る重機借上料400万円を増額しております。

10款2項1目学校管理費では41万3,000円を増額しております。国庫補助金を活用し、新型コロナウイルス抗原検査キットなどの感染症対策資材を購入するものであります。

4項1目社会教育総務費では、中止となった南部俵積み唄全国大会補助金160万円を減額しております。

2目公民館費では修繕費68万6,000円を増額しております。公民館ホールの照明を水銀灯からLEDに交換するものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

山田君。

○6番（山田 将之君）

6ページ、7ページ、2款総務費のマイナンバー普及促進事業について質問いたします。

昨年6月定例会、私の一般質問で、マイナンバーカード普及について質問しました。その際、マイナンバーカードの町独自の利活用について検討するという答弁をいただいていたのですが、今回補正予算ということで、そういった町独自の利活用も考えているのか、伺いたいと思います。

また、現在三戸町のマイナンバーカードの交付率35.8%、全国の交付率が45.9%、青森県の交付率が40.0%、いずれにおいても三戸町の交付率が大分下回っています。普及が進まない原因を町はどのように考えているのか、伺いたいと思います。

○住民福祉課長（馬場 均君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の町独自のマイナンバーカードの利活用ということでございましたが、今回の補正では、まだその点につきましては決定しておりませんで、今後の検討という状況になっております。

あと、当町のマイナンバーカードの現在の交付率、国、県に比較して大分低位に位置しているということで、その原因ということになるかと思っております。まず、国ではこういったチラシを配布しておりまして、この中でマイナンバーカードをつくった際のメリット等につきまして、本人確認がすぐできるですとか、オンラインで確定申告ができますとか、あと保険証として利用できます。それから、子育てや介護の手続が

スマホで簡単にできます。それから、コンビニで住民票の写しなどの公的証明書を取
得できます。それから、証券口座開設などの民間のオンラインサービスで使えますと
いった内容の周知を行っております。こういった内容のものについて、メリットを受
けられる年齢層といますか、対象、比較的当町においては少ないのではないのかと
いうところが、まず1点考えられるのかなというふうに思っております。

それからあと、様々ありますけれども、聞いたところによりますと、写真を撮るた
めの写真屋に行く時間がないですか、あとは窓口まで行って申請しなければいけな
いと、そういった時間がないですか、そういった方がおられるというふうな形のお話
は伺っております。

以上でございます。

○6番（山田 将之君）

今回町独自の利活用についてはまだ検討中ということで、やはり何に利用できるの
か、何が便利なのかというところを進めていければなと思っております。他町の例で
すと、図書カードに利用できるだとか、商店街のポイントカードに利用できるだとか、
そういった町独自の工夫を凝らしたこともやっている自治体もあるようですので、ゼ
ひ検討していただければなと思えます。

メリットの部分が現在当町においては少ないということだったので、当町において
メリットになる部分を町独自で利用できるようにしていければなと思っております。

それから、もう一点なのですけれども、マイナンバーカードについて、国では条件
を満たすと最大2万円分のマイナポイントがもらえるキャンペーンをやっておりま
すが、これはキャッシュレス決済手段を用いた買物などに利用可能となっております。
三戸町では、キャッシュレス決済、電子マネー等の利用がまだまだ普及していないと
いうところも私は原因であるように感じております。せっかく国でポイントを付与す
ると言っても、あまり魅力を感じていないのではないかなと思っております。例え
ばですけれども、電子マネーなどのキャッシュレス決済を町内でもっと利用しやすく
するような取組をするだとか、これ難しいかもしれませんが、マイナポイントから商品
券に交換できるようにするだとか、そういった方法もマイナンバーカードを普及させ
ることにつながるのではないかなと思えますが、どのようにお考えでしょうか。

○住民福祉課長（馬場 均君）

議員からのご提案でございます。様々な事案等があるかと思えます。町内でマイナ
ポイント、電子マネーといますか、なかなか使うところがないというところもござ
いますけれども、町内のスーパーですとか、あとホームセンター等で使える場所もあ
ることはあるというところもありますので、そういった点でのお知らせ等はするよう
な形はしてございます。実際町独自でポイントを付与するに当たって、マイナンバー
カードを使用してやるといった場合に、一朝一夕でいかない部分がございます、様
々な手続ですとか、そういった部分もございますので、今後進める方向では検討いた
しますけれども、ちょっと時間がかかるかなというところでございます。

以上でございます。

○6番（山田 将之君）

先ほど使える場所はありますよという答弁だったのですけれども、使える場所とい
うのは、あるのは私も認識しております。ただ、使い方、使う方というのは、なか
なまだ普及していないという部分です。その部分をメリット、電子マネーのメリッ

を伝えるだとか、そういった部分、町側ができるところを進めていってもらえればなと思っております。

あと、繰り返しになりますけれども、マイナンバーカードを取得することでメリットになるようなところを進めていってもらえればと思います。答弁は大丈夫です。

○10番（千葉 有子君）

同じく7ページ、2款3項1目17節、マイナンバーカード申請用のところについて伺います。

今答弁と、それから山田議員の質問でいろいろ伺ったのですが、これはもちろん交付率を上げるということで、この事業ということなのですが、役場1階ロビーに専用のコーナーを設置して、写真撮影から申請までサポートするということのように、高齢者の方の普及率が低く、写真撮影が障害となっていると捉えているのでしょうか。ちょっとそこが不便でないかということも課長からお聞きしましたけれども。

2点目、このことも含めて、チラシを先ほど掲げて出していましたので、チラシでの周知になるのでしょうか。もしチラシの周知であれば、5年間使用しますから、写真屋での撮影もお勧めしますみたいなコメント入りの工夫なんかはできないものでしょうか。

あともう一点です。事業内容の中に、職場町内会、学校などへ職員が出向いての申請というサポート業務も入っているようですが、この出向での申請も写真撮影のサポートも含んでいるのでしょうか。

3点について伺います。

○住民福祉課長（馬場 均君）

先に2点目からお話しさせていただきますが、チラシに写真を写真店でというふうなお話ができないかということでございますけれども、今回のマイナンバーカードでございましては、大人の方に関しましては写真の更新が行われるのが10年、子供は5年ということになってございます。このため、一回マイナンバーカードをつくりますと、10年間同じ写真を使うという形になることとなります、大人の方は。その点もございまして、今回職員が便宜を図りまして、写真の撮影も行うという方向で検討しておりますけれども、あくまでも職員が撮影する写真ですので、画質等を考えますと、写真屋が撮るような写真とは比べられないものということになりますので、その点につきましてはご説明申し上げるような形で、質のよい写真を使ってマイナンバーカードをつくりたいという方に関しましては、写真店のほうで撮影していただくような方向で周知したいというふうに考えております。

あと、出張窓口のほうでの写真撮影についてということでもございますけれども、こちらにつきましても、希望があれば職員のほうで写真撮影のほうまで申請補助のほうを行うということで考えてございます。

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩します。

（午後 3時33分）

休 憩

（午後 3時34分）

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
住民福祉課長。

○住民福祉課長（馬場 均君）

最初の質問でしたけれども、高齢者の方ですとか、写真撮影のほうもなかなか億劫であるとか、そういう方がおられるというところもあって、まず今回そういう方に向けての写真撮影、それからあと仕事の関係でなかなか写真店のほうに行けないとか、写真を撮りに行けないというような方ですとか、あとは申請についても休みを取れなくてなかなか申請のほうにも行けないという方、そういった方を対象といたしまして、出張窓口のほうを開設するというところで考えております。

以上です。

○10番（千葉 有子君）

先ほどの答弁の中にもありましたけれども、まず大事なことはマイナンバーカードがどういう目的で活用され、それはチラシで周知されるということですが、それが大事だと思います。あと、山田さんの質問というか提案で、いろんなことを各自治体ではやっているのですよということもお話しくださって、私もいろいろな工夫をしていただきたいと思います。

一番大事なのは、町内の業者、まず写真屋もずっと頑張っていらっしゃいます。なので、町内の業者、写真屋だけでないですけれども、今回は写真のこともあるので、町内の業者を応援しながら普及率を上げるという工夫も町として大事なのではないかなと思ひまして、そこをしっかりと、先ほど写真屋で撮る写真と、それから職員が撮る写真と違うのですよという、そういう配慮をしてくださるということを知って、ちょっとほっとしたのですが、できるだけ町の業者を応援しながら普及率を上げていていただきたいと思います。

以上です。

○4番（越後 貞男君）

今山田議員と千葉議員のほうからも出ておられますが、マイナンバーカードについてでございます。

私も最近カードをつくったのですが、2万ポイント入ると。カードと言っているけれども、私カード持たないのです。こういう町民はいっぱいいると思います。すると、何もメリットもないと。私もうちの近くの何人かでマイナンバーカードのことで話合いをしたことあるのですが、「いや、つくる気はないし、要らねがべ」、「なしてそれが必要なのか」という話をよくするのです。結局その辺がまだ町民の方に理解してもらっていないと。なおかつポイントもやるのだというのは分かっていると。でも、それを入れるカードを持たない私みたいな人がいるわけです。そうすれば、面倒だからつくりたくないという人が結構町民の中にもいると思います。その辺は、どういうふうに理解してもらってつくってもらおうかというのは、やっぱり一工夫も二工夫も必要でなかろうかと思いますが、その辺はどういうふうに進めようとしているのかを伺いたいたのですが。

○住民福祉課長（馬場 均君）

今回出張窓口のほうを、ご希望とかを聞きながらになりますけれども、町内会ですとか、あとは会社ですとか、それから希望者5人ぐらい集まっていたら、その集まっていたところに行って、窓口のほうを開設するようなことを考えております。周知をして、こちらから出向いていきまして、様々なご説明をさせていただきながら、マイナポイントにつきましても様々な使い方等あると思います。ですので、そのやり方も併せてご説明申し上げるような形で説明しながら、面倒くさくて使えないとかという話にならないような形で、こういうふうにすれば使えますよというようなところまでご説明申し上げながら、申請していただくような方向で進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○2番（小笠原 君男君）

同じような意見、質問で申し訳ないのですけれども、やはり町にも業者がありますので、マイナンバーカードの写真を無料でしますとかということやうたうということは、どうしても業者の営業妨害とまではいかないかもしれませんが、町の業者を利用してもらうような方法を考えていただいてから、どうしても来られない方々は町のほうで何とか出向いてでもやりますということをやってもらいたかったなというふうに思います。

あと、お年寄りなんかはマイナンバーカードをつくっても、ポイントをもらっても、我々以上の年寄りになると、ポイントの使い方を、普通のお店のポイントカードも使えない状態というのがあるのです。やはりその辺を理解するためには、相当時間かかると思うのです。現金とか商品券でいただいた分は、それは商店で使うとは思いますが、これにポイントがついていますよって、まずただのカードだけ渡されても、やはり使い方に障害というか、難を感じる方々がまだまだあると思うのです。若い方々よりもやはり親切丁寧に年寄りには、年寄りと言うのはおかしいのですけれども、高齢者だったり、カードをつくっていただいた方々には丁寧な説明をしていただいて、まず何とかやっていただければなと思います、どうでしょうか。

○住民福祉課長（馬場 均君）

まず初めに、マイナンバーカードの普及の状況ですが、山田議員からも質問がありましたとおり、当町のほうの交付率、大分低い状況となっております。まだ明確ではございませんけれども、一部報道等で、地方交付税等の算定に当たって加味される可能性があるというふうな話も伺っております。そういった状況と、あとマイナンバーカードの交付のほうが始まったのが平成28年1月となっております。現在で6年余り経過しているというところでございます。これまで国のほうでは、テレビCMもやっていますし、今でも盛んにCMのほうやっております。そういった広報もやっておりますし、マイナポイントの付与、こちらのほうも第1弾があつて、今回第2弾ということで行われていると。交付率の向上に向けて様々な取組を行っているというところでございます。

こういった状況でも、当町のほうとしてはなかなかメリットを感じていただけないということなのか、あとはその他の様々な事情があつてつくっていただけないということなのか、低い状況にあるというところでございます。そういう状況を打破するためということで、今回の普及促進事業におきましては、特に申請窓口ですとか、写真店のほうに行く時間がないとか、そういったことが億劫だというふうな方、そういう

負担感を感じている方に対しまして、専用コーナーですとか出張申請の窓口、こちらのほうの設置を行いまして、写真撮影からこちらのほうまで含めた申請の補助を行うということが大きな柱となつてございます。基本的には、何もこういった事業を行わなければ、申請はもちろん、初めから写真撮影のほうすら行わない町民の方、そういった方の掘り起こしを行うのだというところが大きな目的の一つということとなりますので、その点につきましてはご理解いただきたいと思ひます。

その辺を踏まえた上で、先般町商工会のほうから、事業者に対する配慮をしていただきたいという趣旨の要望書のほうをご提出いただきました。これを受けまして、町といたしましても、当然町といたしましては、事業者の方に対して不利益がないような取組ということで行いたいというふうには考えてございますので、今後写真店において写真を撮影するようなための方策、こちらのほうを検討して、実施していきたいというふうに考えてございます。

(「あと2点目について」と言う者あり)

○住民福祉課長(馬場 均君)

2点目のポイントの使い方が分からないようなご高齢の皆様に対する説明につきまして、こちらのほうにつきましては、繰り返しになるかと思ひますけれども、出張申請のほうの窓口等々開設して、丁寧にご説明申し上げながら、使用できるような形でご説明申し上げて、申請のほうを行っていただくという形で進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○2番(小笠原 君男君)

説明はいただきましたけれども、住民福祉課では普及率を上げるために大変焦りを感じたような感じで聞こえていますので、どうしても上げなければならないというのが使命にあるのでしょうかけれども、やはり町の業者のなりとか、まず高齢者、そういった方々に配慮した形を今後も取っていただきたいと思ひます。ポイントよりもサンカード2枚分満杯になったのを提供したほうが、高齢者にとっては十分使い勝手はあると思ひますので、ポイントというよりは、商店のサンカードの満タンカード2枚分差し上げますなんていうほうが面白いなと逆に思うのですけれども、そういうふうな冗談交じりでまず話したのですけれども、そういうことをやはり考えて、今後も取り組んでいただきたいと思ひます。

以上です。

○議長(竹原 義人君)

答弁はいいですか。

(「いいです」と言う者あり)

○議長(竹原 義人君)

ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。
討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。
これより議案第54号を採決します。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第54号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第55号 令和4年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（竹原 義人君）

日程第9、議案第55号 令和4年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。補足説明願います。
病院事務長。

○病院事務長（沼澤 修二君）

議案第55号 令和4年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計補正予算（第1号）について補足説明申し上げます。

本案は、令和4年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計予算について、エックス線透視診断装置等機械備品の更新に伴い、所要の補正を行うものでございます。

初めに、第2条、資本的収入及び支出でございますが、収入の部、第1款資本的収入では、既決予定額1億8,506万7,000円に5,280万円を追加し、総額を2億3,786万7,000円に、支出の部、第1款資本的支出では、既決予定額2億6,837万円に収入と同額の5,280万円を追加し、総額を3億2,117万円にするものでございます。

次に、第3条、重要な資産の取得でございます。こちらの表は、予定価格が700万円以上の動産について記載しております。当初予算では、超音波画像診断装置更新1台のみとしておりましたが、更新を1台追加し2台とし、さらにエックス線透視診断装置一式の更新を追加するため、表の全部を改めるものでございます。

次のページ、1ページをお開き願います。予算の実施計画についてご説明申し上げます。まず、資本的収入でございます。1款3項補助金、1目県補助金5,280万円は、今回提案の更新時期が到来いたしました機械備品の更新に対する県のへき地医療拠点病院設備整備事業費補助金でございます。補助率10分の10の補助事業となっております。

次に、資本的支出でございます。1款1項建設改良費、1目有形固定資産購入費の

機械備品購入費5,280万円は、エックス線透視診断装置一式、超音波画像診断装置1台、画像の精査等を行う建造システム一式の更新に要する経費でございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第55号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第55号は原案のとおり可決されました。

日程第10	議案第56号	令和3年度三戸町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第11	議案第57号	令和3年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計歳入歳出決算認定について
日程第12	議案第58号	令和3年度三戸町営簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第13	議案第59号	令和3年度三戸町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第14	議案第60号	令和3年度三戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第15	議案第61号	令和3年度三戸町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第16	議案第62号	令和3年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
日程第17	議案第63号	令和3年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（竹原 義人君）

日程第10、議案第56号 令和3年度三戸町一般会計歳入歳出決算認定についてから
日程第17、議案第63号 令和3年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特

別会計歳入歳出決算認定についてまでを一括議題といたします。

日程第18 決算特別委員会設置（令和3年度決算認定8件付託）

○議長（竹原 義人君）

お諮りします。

決算認定8件につきましては、議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第56号から議案第63号までを議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員長及び副委員長を議長において指名することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

委員長に9番、番屋博光君、副委員長に8番、藤原文雄君を指名します。

決算特別委員会委員長の挨拶があります。

9番、決算特別委員会委員長、番屋博光君。

○決算特別委員長（番屋 博光君）

ただいま議員各位の満場一致の下に決算特別委員会委員長にご推挙いただきました番屋でございます。委員各位の格別のご協力、ご指導を仰ぎまして、この重責を全うし、もって議会の負託に応えたいとお願いいたしております。委員の皆様のご協力のほどをお願いいたしまして、簡単でございますが、就任の挨拶とさせていただきます。

令和4年9月7日、決算特別委員会委員長、番屋博光。

散 会

○議長（竹原 義人君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

9月8日午前10時から決算特別委員会を開会することとし、本日はこれで散会します。

午後3時53分 散会

第8日目 令和4年9月9日（金）

○議事日程

- 第1 議案第56号から議案第63号まで
決算特別委員会委員長報告・採決
 - 第2 常任委員会の所管事務調査結果の報告について
 - ・総務文教常任委員会
 - ・民生商工常任委員会
 - ・建設農林常任委員会
 - 第3 常任委員会の閉会中における所管事務調査について
 - 第4 諸般の報告
 - ・議長の報告
-

○追加議事日程

- 第1 町長提案理由の説明
 - 第2 議案第64号 三戸町監査委員の選任につき同意を求めることについて
 - 第3 議案第65号 令和4年度三戸町一般会計補正予算（第8号）
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（14人）

- | | | | | | |
|-----|-----|---|---|---|---|
| 1番 | 柳 | 雫 | 圭 | 太 | 君 |
| 2番 | 小笠原 | 君 | 男 | 君 | |
| 3番 | 和 | 田 | 誠 | 君 | |
| 4番 | 越 | 後 | 貞 | 男 | 君 |
| 5番 | 乗 | 上 | 健 | 夫 | 君 |
| 6番 | 山 | 田 | 将 | 之 | 君 |
| 7番 | 栗谷川 | 柳 | 子 | 君 | |
| 8番 | 藤 | 原 | 文 | 雄 | 君 |
| 9番 | 番 | 屋 | 博 | 光 | 君 |
| 10番 | 千 | 葉 | 有 | 子 | 君 |
| 11番 | 久 | 慈 | 聡 | 君 | |
| 12番 | 澤 | 田 | 道 | 憲 | 君 |
| 13番 | 佐々木 | 和 | 志 | 君 | |
| 14番 | 竹 | 原 | 義 | 人 | 君 |
-

○欠席議員（0人）

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

○町長部局

- | | | |
|-------|--------------|-------|
| 説明員 | 三戸町長 | 松尾和彦君 |
| 委任説明員 | 副町長 | 馬場浩治君 |
| | 参事（税務課長事務取扱） | 遠山潤造君 |

参事（住民福祉課長事務取扱）	馬 場 均 君
参事（総務課長事務取扱）	武士沢 忠 正 君
参事（三戸中央病院事務長事務取扱）	沼 澤 修 二 君
健康推進課長	太 田 明 雄 君
会計管理者（会計課長）	井 畑 淳 一 君
農 林 課 長	極 檀 浩 君
建 設 課 長	齋 藤 優 君
まちづくり推進課長	中 村 正 君
総務課財政指導監	下 村 太 平 君
三戸中央病院事務次長	松 崎 達 雄 君
総務課防災危機管理室長	多 賀 昭 宏 君
まちづくり推進課やわらかさんのへ交流室長	北 村 哲 也 君

○農業委員会事務局

説 明 員 会 長	梅 田 晃 君
委任説明員 事務局 長	極 檀 浩 君

○教育委員会事務局

説 明 員 教 育 長	慶 長 隆 光 君
委任説明員 事務局 長	櫻 井 学 君
史跡対策室長	奥 山 昇 吾 君

○職務のために出席した事務局職員

参事（議会事務局長事務取扱）	貝 守 世 光 君
主 幹	櫻 井 優 子 君

午後 2 時 45 分 開議

○議長（竹原 義人君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第 1 議案第 56 号から議案第 63 号まで決算特別委員会委員長報告

○議長（竹原 義人君）

日程第 1、議案第 56 号から議案第 63 号までの決算認定議案 8 件を一括議題とします。

本案について、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

9 番、番屋博光委員長。

○決算特別委員長（番屋 博光君）

決算特別委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。

去る 9 月 7 日の本会議において、決算特別委員会に付託されました令和 3 年度決算認定 8 件について、9 月 8 日、9 日の本委員会において慎重審議の結果、いずれも原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。令和 4 年 9 月 9 日、決算特別委員会委員長、番屋博光。

○議長（竹原 義人君）

お諮りします。

この決算認定 8 件に対する委員長の報告は認定とするものです。決算認定 8 件について、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 56 号から議案第 63 号までの決算認定 8 件は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第 2 常任委員会の所管事務調査結果の報告について

○議長（竹原 義人君）

日程第 2、常任委員会の所管事務調査結果の報告についてを議題とします。

本件について、総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

10 番、総務文教常任委員会委員長、千葉有子君。

○総務文教常任委員長（千葉 有子君）

去る 6 月定例会において本委員会に閉会中の調査に付された所管事務調査のため、7 月 7 日委員会を招集、総務課長、教育委員会事務局長のほか関係職員の出席を求め、町有財産の管理状況について調査いたしました。その調査結果は、お手元に配付しております別紙報告書のとおりであります。

以上で報告を終わります。令和4年9月9日、総務文教常任委員会委員長、千葉有子。

○議長（竹原 義人君）

次に、民生商工常任委員会委員長の報告を求めます。
7番、民生商工常任委員会委員長、栗谷川柳子君。

○民生商工常任委員長（栗谷川 柳子君）

去る6月定例会において本委員会に閉会中の調査に付された所管事務調査のため、8月30日委員会を招集、住民福祉課長のほか関係者の出席を求め、町内の福祉関係機関について調査いたしました。その調査結果は、お手元に配付しております別紙報告書のとおりであります。

以上で報告を終わります。令和4年9月9日、民生商工常任委員会委員長、栗谷川柳子。

○議長（竹原 義人君）

次に、建設農林常任委員会委員長の報告を求めます。
11番、建設農林常任委員会委員長、久慈聡君。

○建設農林常任委員長（久慈 聡君）

去る6月定例会において本委員会に閉会中の調査に付された所管事務調査のため、6月27日委員会を招集、農林課長のほか関係職員の出席を求め、農作物の生育状況について調査いたしました。その調査結果は、お手元に配付しております別紙報告書のとおりであります。

以上で報告を終わります。令和4年9月9日、建設農林常任委員会委員長、久慈聡。

日程第3 常任委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（竹原 義人君）

日程第3、常任委員会の閉会中における所管事務調査についてを議題とします。

各常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しましたとおり閉会中の調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の調査に付することに決定しました。

日程第4 諸般の報告

1. 議長の報告

○議長（竹原 義人君）

日程第4、諸般の報告を行います。

議長の報告は、会議等に出席しました状況をお手元に配付しておりますので、ご了承ください。

10分後再開予定をもって休憩いたします。

(午後 2時51分)

休 憩

(午後 2時53分)

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程の提出

○議長（竹原 義人君）

お諮りします。

ただいま町長から議案第64号及び議案第65号が提出されました。これを日程に追加し、議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第64号及び議案第65号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

職員に議案を朗読させます。

○議会事務局長（貝守 世光君）

第505回三戸町議会定例会追加提出議案を朗読いたします。

議案第64号 三戸町監査委員の選任につき同意を求めることについて。

議案第65号 令和4年度三戸町一般会計補正予算（第8号）。

以上、2件でございます。

○議長（竹原 義人君）

朗読させました議案を上程します。

追加日程第1 町長提案理由の説明

○議長（竹原 義人君）

追加日程第1、上程しました追加議案について、町長から提案理由の説明を求めま

す。

町長。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、追加提案いたします議案につきましてご説明申し上げます。

議案第64号 三戸町監査委員の選任につき同意を求めることについて申し上げます。本案は、来る10月1日をもって任期満了となる馬場行雄氏を引き続き監査委員に選任いたしたく提案するものであります。

馬場氏についてであります。人格高潔で識見に優れ、監査委員として適任者であると存じますので、何とぞ全会一致にてご同意を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第65号 令和4年度三戸町一般会計補正予算（第8号）について申し上げます。本案は、令和4年度三戸町一般会計既決予算額69億1,399万9,000円に歳入歳出それぞれ3,320万円を追加し、予算総額を69億4,719万9,000円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、令和4年8月の大雨により被災した農林水産業施設及び公共土木施設の災害復旧費を追加補正しようとするものであります。

以上で追加提案理由の説明を終わります。

追加日程第2 議案第64号 三戸町監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（竹原 義人君）

追加日程第2、議案第64号 三戸町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより、議案第64号を採決します。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第64号は、これに同意することに決定しました。

追加日程第3 議案第65号 令和4年度三戸町一般会計補正予算（第8号）

○議長（竹原 義人君）

追加日程第3、議案第65号 令和4年度三戸町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。補足説明願います。

建設課長。

○建設課長（齋藤 優君）

議案第65号 令和4年度三戸町一般会計補正予算（第8号）につきまして補足説明申し上げます。

本案は、令和4年8月3日及び12日から13日にかけての大雨により被災した農地19か所、水路、農道等の農業用施設22か所の計41か所及び令和4年8月12日から13日にかけての大雨により被災した道路40路線44か所、河川2か所、水路4か所の計50か所の災害復旧経費として、令和4年度既決予算額に歳入歳出それぞれ3,320万円を追加し、予算総額を69億4,719万9,000円にしようとするものでございます。

4ページ、5ページをお願いいたします。歳入、10款1項1目1節地方交付税では普通交付税2,450万円を増額してございます。

21款町債、1項9目災害復旧費債では、1節公共土木施設災害復旧費債600万円を増額し、2節農林水産業施設災害復旧費債270万円を追加してございます。

5ページ、11款災害復旧費、1項1目農地及び農業用施設災害復旧費では780万円を追加してございます。12節委託料の測量設計委託料300万円は、貝守字丁塚地区の畦畔決壊ほか2か所の復旧に係る測量設計に要する経費でございます。13節使用料及び賃借料の重機借上料480万円は、蛇沼字柏沢地区の水田及び貝守字大久保地区の水路に堆積した土砂撤去のほか、農道の路肩決壊の復旧などに要する経費でございます。

2項1目道路橋梁及び河川災害復旧費では2,540万円を追加してございます。12節委託料の測量設計委託料600万円は、町道長坂線内2か所の復旧に係る測量設計に要する経費でございます。13節使用料及び賃借料の重機借上料1,650万円は、町道下田新田線ほか46か所の砂利道の路面洗掘や道路に堆積した土砂の撤去等に要する経費でございます。14節工事請負費の災害復旧工事請負費130万円は、町道沼ノ沢線の路肩崩落などの復旧に要する経費でございます。15節原材料費100万円は、町道清三久保新田線ほか25か所の砂利道洗掘箇所に敷設する砕石の購入に要する経費でございます。17節備品購入費15万円は、倒木等の処理に活用するバッテリーチェーンソー1台の購入に要する経費でございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第65号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第65号は原案のとおり可決されました。

閉 会

○議長（竹原 義人君）

以上で本定例会に付された事件は全て終了しました。閉会に当たり、町長から挨拶をしたい旨の申出がありましたので、これを許可します。

町長。

○町長（松尾 和彦君）

第505回三戸町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る9月2日に開会いたしましたこのたびの定例会におきましては、各議案並びに令和3年度の決算認定につきまして慎重なご審議をいただき、本日閉会の運びとなり、衷心よりお礼申し上げます。

会期中、議員の皆様から賜りましたご意見、ご要望等につきましては、十分にこれを尊重し、検討いたしまして、町政運営に万全を期してまいり所存であります。

さて、7月下旬から8月中旬にかけて発生いたしましたこのたびの大雨につきましては、町民の安全確保を第一に、災害対応に当たったところであります。今後は、被災した道路や農地等の早期復旧に努めてまいります。町の基幹産業である農業におきましては、収穫という重要な時期となります。今後の気象情報や生育状況を注視するとともに、農家の皆様と一緒に豊潤な実りの秋を迎えることができるよう切に願うものであります。

また、県内各地で3年ぶりに地域に根差した伝統行事が開催されてきております。さんのへ秋まつりにつきましては、従来の日程を変更し、10月2日、1日のみの日程で、3年ぶりに開催することとなりました。十分な感染症対策を講じるとともに、参加される山車組の皆様とともに、町全体で盛り上げていければと考えております。

終わりに、議員の皆様には健康に十分留意されますとともに、町政運営に対する一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（竹原 義人君）

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。第505回三戸町議会定例会を閉会します。

午後3時08分 閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

三戸町議会 議 長

副 議 長

署名議員

署名議員
